

東京家政学院大学
自己評価報告書

平成21年3月
東京家政学院大学

目 次

I.	建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II.	東京家政学院大学の沿革と現況	2
III.	「基準」ごとの自己評価	
基準 1	建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的	7
基準 2	教育研究組織	9
基準 3	教育課程	14
基準 4	学生	31
基準 5	教員	48
基準 6	職員	52
基準 7	管理運営	60
基準 8	財務	67
基準 9	教育研究環境	73
基準 10	社会連携	80
基準 11	社会的責務	84

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 東京家政学院大学の建学精神

(1) 建学の精神と校章

本学の建学の精神は、広く知識を求め、それを活かす技術を磨き、これらを支える徳性を備えた女性を社会に送り出すことである。この知 (knowledge)、徳 (virtue)、技 (art) の頭文字をとって、建学の精神を「KVA 精神」と称している。

この建学の精神は、創立者大江スミが大正 12(1923)年に東京市牛込区市ヶ谷の自宅に設立した家政研究所の理念〈実践的家政学の確立と展開〉を起点とし、大江スミの人間観、教育観を表現したものとして示され、その後も脈々と継承されて今日に至っている。

右図の校章は、創立者大江スミの考案によるもので、その意匠は、愛と純潔の象徴であるバラの花に、K・V・A の 3 文字を組み合わせたものである。これは、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨を象徴したもので、これを体得させて、良き社会人・家庭人を育成することが本学の建学精神であることを示している。なお、V が K・A を囲んでいるが、これは徳性の涵養がその根本をなすことを意味している。



(2) 本学の使命及び目的

東京家政学院大学の使命・目的は、建学の精神を踏まえて、学則に次のとおり掲げている。

東京家政学院大学学則 1 条「東京家政学院大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする」。

また、『学生便覧』では、同様の趣旨で、次のように学生に示している。

「東京家政学院大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、一般教育との密接な関連において、高度の専門教育を授け、知徳を磨き、応用能力を伸ばし、もって新時代にふさわしい心身ともに健全な良き社会人・家庭人としての女性を育成することを使命とする」。

2. 東京家政学院大学が目指す大学像

(1) 教育目標

変化の激しい現代社会にあって、充実した生活の構築と豊かな社会の実現に貢献できる人材を育成し、社会に送り出すことを目指し、そのために必要かつ有益な知識と技術を身に付けること、更に、人間としての徳性を磨くことを教育の原点とする。

その考え方を受けて、家政学部では、生活者の視点から衣、食、住、児童、家族、

消費等に関わる教育・研究を行い、個人・家庭・地域の暮らしはもとより、生活に関わる地球規模の問題解決にまで貢献できる人材の育成を目的とする。

更に、人文学部では、人間と文化に関する領域において、豊かな人間性を備え、現代的な課題である少子高齢化・情報の国際化・環境との共生等の諸問題に立ち向かうことができる実践的な人材の育成を目的とする。

(2) 学びの特色

学生が自分の興味や関心に基づいて広く探求できるように、本学のカリキュラム構成は比較的広範に亘っており、その科目群を大きく3つに区分している。

「基礎科目」は、文化と表現、数理と情報、からだと健康、自然と環境、社会と生活、生き方の問題、総合演習、外国語、日本語・日本事情の9つの領域から構成されており、社会から求められる深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する科目として開設され、学部・学科・専攻にかかわらず学生の興味にあわせて自由に選択することができる。

「専門科目」では、各学部・学科・専攻ごとに構成されており、それぞれの分野の専門性を高めることはもちろん、さまざまな課題を解決できる能力を育成することを狙いとして開設している。

「資格科目」として、教員免許状や学芸員のほか、さまざまな資格を取得するための科目を開設している。

II. 東京家政学院大学の沿革と現況

1. 本学の沿革

本学院は、大正12(1923)年2月、家政学の権威大江スミが東京市牛込区市ヶ谷富久町に開設した家政研究所に始まり、以下のような変遷を辿っている。

大正14年	2月	麴町区3丁目に校舎を新築して、東京府より東京家政学院の設立認可を受ける。
	5月	創立記念祝賀会を催し、この日21日を創立記念日とする。
大正15年	4月	鉄筋コンクリート4階建の校舎を同所に新築し、組織を財団法人に改める。
昭和2年	7月	文部省より東京家政専門学校の設置認可を受ける。
昭和11年	1月	麴町区三番町の現位置に鉄筋コンクリート6階建(2号館)の校舎を新築移転。
昭和13年	4月	世田谷区船橋町の本校農業所在地に寄宿舍(千歳寮)を新築。
昭和14年	3月	東京家政学院高等女学校(後に新制中学校、新制高等学校となる)を併設。
昭和20年	3月	全校舎戦災に罹り、千歳寮を臨時校舎とする。
昭和23年	2月	世田谷区船橋町千歳寮の臨時校舎から現位置に復帰。
昭和25年	3月	学制改革により東京家政学院短期大学の認可を受け、4月1日開学。

- 昭和 26 年 3 月 財団法人東京家政学院の組織を改め、学校法人東京家政学院と改称。
- 昭和 29 年 4 月 短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認可を受ける。
- 昭和 31 年 4 月 短期大学に中学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認可を受ける。
- 昭和 32 年 4 月 短期大学に栄養士養成施設の指定を受ける。
- 昭和 37 年 4 月 大学附属図書館及び木造 2 階建教室を移転し、長野県蓼科高原に「山の家」を建設 8 月開所。
- 昭和 38 年 1 月 東京家政学院大学家政学部家政学科の設置認可を受け同年 4 月より開学。
東京家政学院（各種学校）を 3 月 31 日限り廃止。
- 2 月 家政学部家政学科に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（正規の課程）の認可を受ける。
- 昭和 39 年 3 月 家政学部家政学科に栄養士養成施設の指定を受ける。
世田谷区船橋町に鉄筋コンクリート 4 階建の学生寮（千歳寮）西寮を新築。
- 12 月 鉄筋コンクリート 3 階建の KVA 会館及び鉄筋コンクリート地下 1 階地上 5 階の校舎（6 号館）を新築。
- 昭和 40 年 3 月 千歳寮に鉄筋コンクリート 3 階建の学生寮（東寮）を増築。
- 昭和 42 年 10 月 鉄筋コンクリート造地下 1 階地上 3 階建の体育館を新築。
- 12 月 家政学部家政学科に、家政学専攻と管理栄養士専攻を置き、昭和 39(1964)年 3 月に指定された栄養士養成施設は、管理栄養士養成施設として指定替えされ昭和 41(1966)年度入学者から適用。
- 昭和 46 年 3 月 家政学部家政学科管理栄養士専攻に食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の指定を受ける。
- 昭和 48 年 4 月 大学学則を改正し、学芸員の資格を得るための科目を加える。
- 昭和 50 年 4 月 1 号館（地下 1 階、地上 8 階）竣工。
- 昭和 51 年 4 月 家政学部家政学科家政学専攻に中学校、高等学校保健科、家庭科の教育職員養成課程（聴講生の課程）の認定を受ける。
- 昭和 52 年 4 月 大学に保健管理センター設置。
- 昭和 55 年 4 月 新校舎開発準備室を置き、新校舎の開発に関する準備を開始。
- 昭和 58 年 12 月 大学家政学部住居学科の設置認可を受ける。
短期大学英語科（位置 東京都町田市相原町 2600 番地）の設置認可を受ける。
大学の収容定員の増加に係る学則変更について認可を受ける。
- 昭和 59 年 2 月 短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程（正規の課程）の認定を受ける。
- 3 月 世田谷区船橋の学生寮（千歳寮）を廃止。
- 4 月 大学の位置を東京都町田市相原町 2600 番地に変更。
- 昭和 60 年 12 月 家政学部家政学科・短期大学英語科に限って（平成 12(2000)年 3 月

- 31日) 入学定員増募の認可を受ける。
- 昭和 62 年 4 月 短期大学英語科英語専攻に中学校英語科の教育職員養成課程(聴講生の課程)の認可を受ける。
- 12 月 大学人文学部(位置 東京都町田市相原町 2600 番地)の設置認可を受ける。
- 昭和 63 年 4 月 大学人文学部日本文化学科及び工芸文化学科を開学。
大学人文学部日本文化学科に中学校、高等学校国語科の教育職員養成課程(正規の課程)の認定を受ける。
- 平成 元年 12 月 東京家政学院筑波短期大学(位置 茨城県つくば市吾妻 3-1)の設置認可を受ける。
- 平成 2 年 4 月 東京家政学院筑波短期大学(国際教養科・情報処理科)を開学。
- 5 月 東京家政学院生活文化博物館開館。
- 平成 3 年 3 月 東京家政学院生活文化博物館は博物館法にもとづく「博物館に相当する施設」の指定(東京都)を受ける。
- 12 月 東京家政学院筑波短期大学国際教養科の臨時定員増の認可を受ける。
- 平成 4 年 9 月 東京家政学院短期大学家政科を生活科学科に名称変更の認可を受ける。
- 12 月 東京家政学院短期大学生活科学科に生活科学専攻及び食物栄養専攻の設置が認められる。
- 平成 5 年 10 月 三番町キャンパス体育館(地下 2 階、地上 3 階)落成記念式典を挙
行。
- 平成 7 年 3 月 東京家政学院大学大学院(修士課程)の設置認可を受ける。
- 4 月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科(修士課程)を開学。
- 12 月 東京家政学院筑波女子大学(位置 茨城県つくば市吾妻 3-1)の設
置認可を受ける。
- 平成 8 年 3 月 東京家政学院筑波短期大学を東京家政学院筑波女子大学短期大学部
に名称変更の認可を受ける。
- 4 月 東京家政学院筑波女子大学(国際学部)を開学。
- 平成 10 年 12 月 東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科の設置
認可を受ける。
- 平成 11 年 1 月 東京家政学院短期大学英語科学生募集停止。
- 3 月 東京家政学院大学人文学部人間福祉学科介護福祉専攻に介護福祉士
養成施設の指定認可を受ける。
- 4 月 東京家政学院大学人文学部に人間福祉学科及び文化情報学科を開
学。
- 平成 12 年 12 月 東京家政学院大学人文学部人間福祉学科社会福祉専攻及び介護福祉
専攻に高等学校教諭一種「福祉」並びに人文学部文化情報学科文化
情報専攻に高等学校教諭一種「情報」の教育職員養成課程の認定を

受ける。

- 平成 13 年 3 月 短期大学別科生活科学専修廃止。
東京家政学院短期大学英語科廃止。
- 平成 14 年 3 月 東京家政学院大学院人間生活学研究科生活文化専攻に中学校教諭専修「家庭」及び高等学校教諭専修「家庭」の教育職員養成課程の認定を受ける。
- 平成 16 年 4 月 東京家政学院短期大学生活科学科食品バイオ専攻を開学。
東京家政学院大学収容定員関係学則変更届出（含、平成 17(2005)年度から文化情報学科の専攻制廃止）が受理される。
- 7 月 東京家政学院大学家政学部児童学科設置届出の受理通知を受ける。
- 平成 17 年 3 月 東京家政学院大学家政学部児童学科に指定保育士養成施設の指定認可を受ける。
東京家政学院大学家政学部児童学科及び住居学科に中学校、高等学校教諭一種「家庭」並びに家政学部家政学科管理栄養士専攻に栄養教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
- 4 月 東京家政学院大学家政学部児童学科を開学。
筑波学院大学情報コミュニケーション学部を開学。（男女共学）
- 平成 18 年 3 月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科生活文化専攻に栄養教諭専修免許の教育職員養成課程の認定を受ける。
- 平成 19 年 3 月 東京家政学院大学家政学部児童学科に幼稚園教諭一種並びに小学校教諭一種の教育職員養成課程の認定を受ける。
- 4 月 東京家政学院大学大学院人間生活学研究科を男女共学化とする。

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東京家政学院大学
- ・ 所在地 東京都町田市相原町 2600 番地
- ・ 学部構成 家政学部 家政学科 （家政学専攻、管理栄養士専攻）
児童学科
住居学科
人文学部 日本文化学科
工芸文化学科
人間福祉学科 （社会福祉専攻、介護福祉専攻）
文化情報学科
大学院 人間生活学研究科 （生活文化専攻）

・学部及び大学院の学生数

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍学生総数	編入学生数	在籍学生数							
							第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
							学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)	学生数	留年者数(内数)
家政学部	家政学科	160	10	660 (660)	738	9	182	—	174	—	171	—	211	11
	児童学科	50	—	200 (150)	160	—	53	—	50	—	57	—	—	—
	住居学科	110	5	450 (430)	336	1	69	—	63	—	92	—	112	2
計		320	15	1,310 (1,240)	1,234	10	304	—	287	—	320	—	323	13
人文学部	日本文化学科	80	5	330 (370)	134	5	29	—	22	—	31	—	52	3
	工芸文化学科	60	5	250 (270)	78	0	19	—	13	—	21	—	25	3
	人間福祉学科	90	5	370 (350)	339	4	71	—	70	—	118	—	80	4
	文化情報学科	80	10	340 (395)	140	7	33	—	18	—	40	—	49	3
計		310	25	1,290 (1,385)	691	16	152	—	123	—	210	—	206	13
合計		630	40	2,600 (2,625)	1,925	26	456	—	410	—	530	—	529	26

研 究 科	専 攻	入学定員		収容定員		在籍学生数							
		修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程				博士課程			
						一般	社会人	留学生	計	一般	社会人	留学生	計
人間生活学研究科	生活文化専攻	10	—	20	—	9	1	10	20	—	—	—	—
計		10	—	20	—	9	1	10	20	—	—	—	—

・教員数

学部・学科、研究科・ 専攻、研究所等		専任教員数					助手	兼任 教員数	兼任 教員数
		教授	准教授	講師	助教	計			
家政学部	家政学科	9	5	3	0	17	9	7	57
	児童学科	6	1	1	0	8	2	5	
	住居学科	4	4	1	0	9	2	1	
	基礎共通	5	3	注) 1	0	9	0	0	
人文学部	日本文化学科	5	2	1	0	8	0	0	58
	工芸文化学科	4	2	0	0	6	1	3	
	人間福祉学科	3	7	1	0	11	2	10	
	文化情報学科	4	2	1	0	7	0	1	
	基礎共通	2	4	2	0	8	0	0	
計		(42)	(30)	(11)	0	(83)	(16)	(27)	(209)
人間生活学研究科	生活文化専攻	0	0	0	0	0	0	47	9
計		0	0	0	0	0	0	(47)	(9)
合計		42	30	11	0	83	16	74	218

注) 外国人講師1名含む(任期2年)

・職員数

	正職員	その他	合計
人数	48	9	57

Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

建学の精神に基づく大学の基本理念については、東京家政学院大学学則第 1 条で以下のように謳っている。「東京家政学院大学は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、知識の啓発、徳性の涵養、技術の錬磨の建学の精神を具現する高度の知識、技能を研究教授し、もってわが国文化の高揚発達に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。」

この中の知識（knowledge）、徳性（virtue）、技術（art）の頭文字をとって、建学の精神を「KVA 精神」と称している。

この建学の精神は、創立者大江スミが大正 12(1923)年に東京市牛込区市ヶ谷の自宅に設立した家政研究所の理念〈実践的家政学の確立と展開〉を起点とし、大江スミの人間観、教育観を表現したものであり、その後も脈々と継承されて今日に至っている。

建学の精神「KVA 精神」は、学内においては入学式、卒業式等、大学行事のたびに学長から創立者大江スミの歩みとともに語られており、学生、教職員ばかりでなく、学生の保護者にも広く伝えている。

創立者大江スミに関しては、同窓会出版の『ひとひらの雪として—大江スミの生涯—』が新入生全員に入学祝いとして同窓会から贈られ、創立者の生き方、考え方を理解してもらっている。また、新入生を対象とした 1 年次の基礎科目「大江スミ先生を語る」という授業で、大江スミを知る人を講師に招いて大江スミの業績、本学の生い立ち等を語ってもらい、併せて自校教育の一助としている。キャンパスに建てられている大江スミの胸像は、創立者に対する学生・教職員の敬愛のシンボルとなっている。

対外的には、大学案内あるいは大学ホームページのトップページに「KVA 精神」を示しており、また、学友会が主催する大学祭も「KVA 祭」という名称で開催する等、東京家政学院が「KVA 精神」に基づいていることを広く印象付けている。特に、「KVA 祭」では、大学と同窓会の共催による学院の歩み、創立者の紹介、建学の精神の展示により、学外への有力な情報発信の場となっている。

その他、学校法人発行の広報誌『学院だより』を在校生だけでなく、卒業生にも送付して、学外関係者に対しても継続的に学院情報を発信している。

(2) 1-1 の自己評価

「KVA 精神」は、創設者大江スミの名とともに教職員・学生の心に深く刻み込まれ、日々の生活・活動のよりどころとなっている。

『学院だより』等のさまざまな媒体を通じた情報発信は、全学の現況を伝えるとともに、建学の精神に基づいて本学が社会的変化にいかに対応しているか、その実情を伝えている。

建学の精神は、学生・教職員の間にも共通の雰囲気や醸成する合言葉のような意味に留まっている面もあり、今後、個々の活動における具体的な判断基準として、あるいは、教育活動に直接的に結びつけられる行動規範として、一層機能させていくことが求められる。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

平成19(2007)年に開始された全学法人の改革運動は、その運動名として「KVAルネサンス」を掲げた。建学の精神を再評価し、教育方針として明確な育成像を構築して教学の各分野・過程に関連付けること、教職員の活動において教育対象である学生への働きかけそれぞれを、「KVA」各項目とその統合された価値観とに明確に結び付ける発想・行動をとること、それが活動評価となる仕組みを持つことが求められる。

社会に出た同窓生が5万人になる今日、大江先生に直接教えを受けた熱い同窓生も高齢の時期を迎えている。同窓生に対しても求心力のある建学の精神「KVA」をもって組織力の強化が求められる。

1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

(1) 事実の説明（現状）

1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

前述のとおり、学則及び『学生便覧』の巻頭に建学の精神と目的が示され、かつ次のとおり使命を明確に定めている。

本学の使命：一般教育との密接な関連において、高度の専門教育を授け、知徳を磨き、応用能力を伸ばし、もって新時代にふさわしい心身ともに健全な良き社会人・家庭人としての女性を育成することを使命とする。

また、寄附行為第3条に建学の精神に基づく教育目的が明記され、毎年作成される『学校法人東京家政学院概要』の扉にも明記されている。

1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。

建学の精神と同様、大学の使命と目的についても、入学式はじめ折々に学長、副学長、同窓会長が具体的に分かりやすく語り、学生および教職員の周知に繋がっている。

教職員の身近に『学校法人東京家政学院規則集』、学校法人東京家政学院の概要を整備して周知を図っている。

1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

大学として、地域、企業との協力関係を維持し、さまざまな連携活動に参画しており、そのような機会を通じて建学の精神及び本学の教育使命を伝えている。

大学の就職支援活動においても、企業向けのパンフレットを作成し、本学の校風及び教育成果を伝えている。

(2) 1-2 の自己評価

自校教育として、カリキュラムの基礎科目の中に「大江スミ先生を語る」を設け、数名が担当して色々な角度から創立者の教育理念が理解されるよう努力している。

学生の保護者等に、入学式、卒業式に学長、同窓会長からのメッセージだけでなく、学生が過ごした大学生活 4 年間の映像をとおしてより印象強くしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

「KVA ルネサンス」が始動し、新たな学科の組み替えが進んでおり、建学の精神を経営と教育にどう反映させていくか明確にする機会である。

[基準 1 の自己評価]

建学の精神・大学の基本理念が、内外に示され、学内では「KVA」の愛称で親しまれている。

学外に向け、私学として強い特色を出すためには、法人、教学それぞれにおいて建学の精神が行動規範として機能することが求められる。

[基準 1 の改善・向上方策（将来計画）]

教職員に対して、採用段階から「建学の理念での教育と経営の目標を示して」はじめて私学としての本学の特色を学生に伝えることができる。教育は人が人を育てる仕事であり、それに携わる教職員の人材の確保は原点であり、育成が求められる。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

学校法人東京家政学院は、理事会のもとに、東京家政学院大学・東京家政学院短期大学、筑波学院大学、東京家政学院高等学校・東京家政学院中学校によって構成される（図 2-1-1 東京家政学院法人運営組織）。

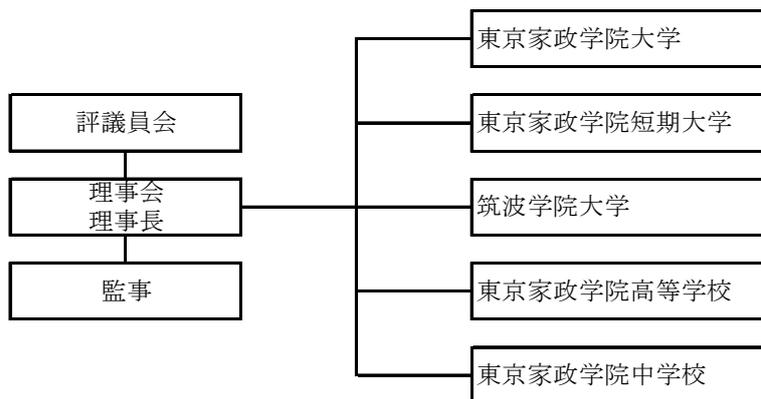


図 2-1-1 東京家政学院法人運営組織

東京家政学院大学の教育運営組織（図 2-1-2 東京家政学院大学教育運営組織）は、適切な規模、構成を有し適切に運営されている。

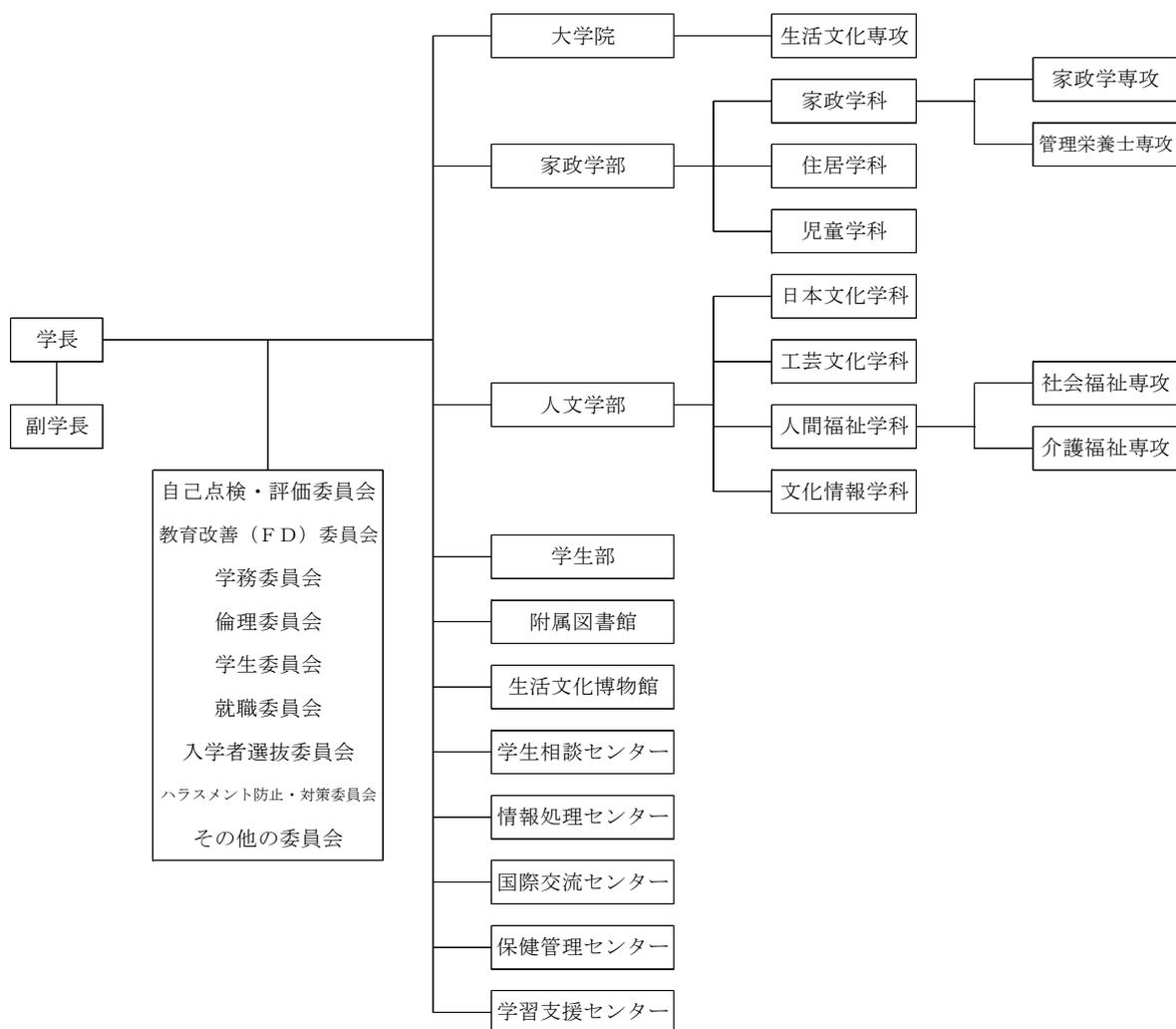


図 2-1-2 東京家政学院大学教育運営組織

学部・学科・専攻の規模は以下のとおりである。

表 2-1-1 学部・学科・専攻の規模

学部	学科	専攻	入学定員	編入学定員(3年次)	収容定員	在籍学生数	備考
家政学部	家政学科	家政学専攻	110	10	460	499	
		管理栄養士専攻	50		200	239	
	住居学科		110	5	450(430)	336	平成17年から定員増90→110
	児童学科		50		200(150)	160	平成17年開設
人文学部	日本文化学科		80	5	330(370)	134	平成17年から定員減120→80
	工芸文化学科		60	5	250(270)	78	平成17年から定員減80→60
	人間福祉学科	社会福祉専攻	60	5	250(230)	222	平成17年から定員増40→60
		介護福祉専攻	30		120	117	
文化情報学科		80	10	340(395)	140	平成17年から定員減130→80 /編入定員減15→10	
合計			630	40	2,600(2,625)	1,925	

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

東京家政学院大学には、図 2-1-2 に示すように、学部、学科、専攻、研究科及び附属機関が置かれ、適切な関連性を保って運営されている。

家政学部は、大江スミが創立した短期大学家政学科を、昭和 38(1963)年に四年制大学へと発展させたもの（短期大学家政学科と並立）で、昭和 42(1967)年には管理栄養士専攻が設置され、家政学科は家政学専攻と管理栄養士専攻で構成されることになった。昭和 58(1983)年には住居学科が、また平成 17(2005)年には児童学科が設置され、現在の 3 学科体制となった。家政学部は、創立者が求めたように、生活者としての視点を基盤として、さまざまな問題に対処できる能力を持ち、豊かな人間性を持った人材の育成を目指している。

人文学部は、従来、家政学が扱ってきた日常生活の文化を、日本の民族社会の文化として考察し、世界的視野に立ちながら具体的な諸側面を研究するとともに、女性にとって新たに開けつつある活動分野に適した実践的教育を授けることを目指している。

昭和 63(1988)年に日本文化学科と工芸文化学科が開設され、平成 10(1998)年に人間福祉学科（社会福祉専攻と介護福祉専攻）と文化情報学科（文化情報専攻と比較文化専攻、平成 17(2005)年に専攻からコースへと変更）が設置された。

両学部には、「東京家政学院大学家政学部教授会」、「東京家政学院大学人文学部教授会」（以下それぞれ「教授会」と略称する）が設置され、また大学院研究科には「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科会議（以下「大学院研究科会議」と略称する）」を議決機関としている。大学全体に関わる議案については、学長の下に置かれた「部局長会議」（構成員：学長、副学長、両学部長、研究科長、学生部長、附属図書館長、事務局）で、あらかじめ調整を図っている。また、「東京家政学院大学学務委員会」（以下「大学学務委員会」と略称する）や「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院自己点検・評価委員会」（以下「自己評価委員会」と略称する）、「東京家政学院大学教育改善(FD: Faculty Development)委員会（以下「FD 委員会」と略称する）」、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学倫理委員会」、「東京家政学院大学大学院・東京家政学院大学・東京家政学院短期大学ハラスメント防止・対策に関する委員会」等で、全体に関する審議を行い、連携を図っている。

学部・学科・専攻間での転学部・転学科・転専攻については、厚生労働省の管轄下にある管理栄養士専攻、児童学科、介護福祉専攻への移籍を除き、原則として可能であり、学部・学科間での連携を強化する方向で進めている。また、人文学部においては、副専攻制度も導入し、学科の垣根を低くする工夫がなされている。

(2) 2-1 の自己評価

本学の教育研究組織は、規模や構成の点で適切であり、相互に適切な関連性を保っているが、少子化の影響で、人文学部を中心に定員に充たない学科や専攻があるのは問題である。

(3) 2-1 の改善・向上方針（将来計画）

上記(2)に挙げた問題点を解決すべく、創立当初の原点に立ち返り、また新たに出現した現代的な課題に対処するための改組改革案を策定中である。

2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

(1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

教養教育を担当する組織としては、「大学学務委員会」の下に「東京家政学院大学基礎教育部会」（以下「基礎教育部会」と略称する）が設けられている。組織上の位置づけは、以下の組織図のとおりである。

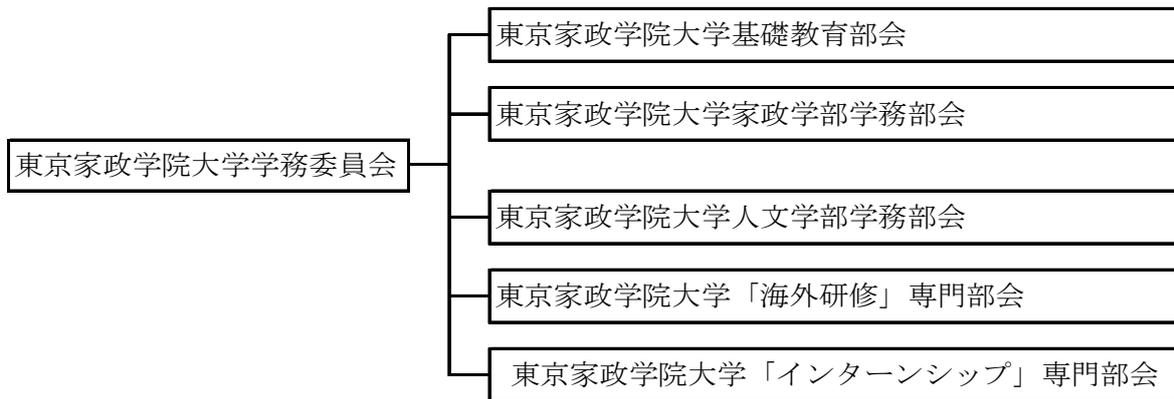


図 2-2-1 教養教育の組織上の位置づけ

2-2-2 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

「基礎教育部会」は、各学部学務部会長、各専門部会部会長と基礎教育の各領域（文化と表現/数理と情報/からだと健康/自然と環境/社会と生活/生き方の問題/外国語/日本語・日本事情）を代表する専任教員によって構成されており、教養教育の内容及びあり方について検討している。

(2) 2-2 の自己評価

本学の教養教育は、「東京家政学院大学家政学部学務部会」、「東京家政学院大学人文学部学務部会」との連携の下に、「基礎教育部会」によって担われているという点で、組織上及び運営上の責任体制は確立している。

(3) 2-2 の改善・向上方針（将来計画）

今後の改組改革に向けて、教養教育の一層の充実を図る所存である。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

2-3-1 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

本学は、創立者の大江スミが提唱した「KVA 精神」に則り、知識(knowledge)と徳性(virtue)と技術(art)という 3 つの要素を重視して、豊かな人間性を持ち、問題解決能力を備えた人材の育成に努めており、家政・人文の両学部及び大学院研究科は、この目的に添った教育を追求している。そのための学内意思決定機関としては、両学部それぞれの教授会と大学院の「大学院研究科会議」が組織として存在し、かつ機能している。

2-3-2 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

最終学内意思決定機関を補完する機関として「自己評価委員会」や「FD委員会」がある。教員は、互いに授業を参観しあって意見交換を行い、また、学生の授業評価を参考にして授業改善を行っている。このように大学の使命や目的に添った教育が行われているかどうかについては互いのチェック機能が働いており、また、学習者の要求にも常に敏感に対応できる体制が整っている。この体制の下に、各学部教授会や「大学院研究科会議」が審議を行って、さまざまな問題に対処しており、学内意思決定機関は十分に機能している。

(2) 2-3の自己評価

大学の使命や目的に添った教育が行われるよう、また学習者の要求に対応できるよう、各学部の教授会や「大学院研究科会議」は、その他の委員会組織と連携を保ちながら、十分に機能している。

(3) 2-3の改善・向上方針（将来計画）

目前に迫った改組改革に際しても、学内意思決定機関が更に十分に機能するよう、心掛ける所存である。

[基準2の自己評価]

基準2の各小項目ごとの自己評価は行っているが、基準2全体の自己評価に関しては、適切な評価ができないので、平成20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

[基準2の改善・向上方針（将来計画）]

基準2の改善・向上方針（将来計画）については、基準2の全体の適切な評価ができないので、平成20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

基準3. 教育課程

3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、研究科ごとの教育目的・目標が設定されているか。

本学は、創立者大江スミが主張する「KVA精神」に基づき、「知識を修得し、徳性を涵養し、技術を錬磨する」ことを目指している。心豊かであると同時に知識と技術を身に付けた自立した女性を育成するために、学生のニーズや社会的要請を踏まえて、学部、研究科ごとに次のような教育目的・目標を設定している。

〈家政学部〉

家政学部は、生活の視点に立脚した教育目標を掲げている。現代、家政学の学問分野は高度に専門化されてきており、そのことによる家政学の発展と社会への貢献は大

いに評価される。しかし、一方で、人間の暮らしを構成しているさまざまな要素は互いに深く影響し合っている。自然環境の変化、少子高齢化、高度情報化等、新たな課題に直面している現代の社会にあって、細分化された学問分野にとどまることなく、総合的な観点から暮らしを考える教育を目指している。

〈人文学部〉

人文学部は、日本や世界の言語（コンピュータ言語を含む）・文化を学ぶことによって、あるいは、障害者や高齢者を含む人間そのものを学ぶことによって、人間を探求することを目的とし、その課程で得た知識や技術を各々の専門分野で活かすことを目標とする。演習・実習に重点を置き、社会で活躍できる実践的知識人の育成を目指している。

〈大学院〉

本学の人間生活研究科は、建学の精神に基づき、また、社会の要請に応えるために、各種の専門分野の学際的な交流協力を通じて人間生活に関する総合的な視座を確立し、高度な総合的知識に支えられた創造的・指導的能力を持つ人材を育成することを目標に掲げている。この目標を達成するため、家政・人文両学部の境界を取り去り、あえて2学部にもたがる1研究科1専攻（人間生活研究科生活文化専攻）の体制を取っている。

3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。

本学では、教育目的を達成するために、あらゆる学びの基礎となる力をつけ、幅広く深い教養・総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための「基礎教育」と、高度な専門的知識や技術を学ぶための「専門教育」から成る教育課程を、体系的に編成している。一方で、中学校・高等学校教諭、栄養教諭、小学校教諭、幼稚園教諭や保育士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、学芸員、上級情報処理士、衣料管理士、インテリアプランナー、建築士関連の科目を「資格科目」として用意している。「専門教育」では、各学部・大学院研究科において、以下のとおり教育課程の編成方針を設定している。

〈家政学部〉

家政学部の各学科・専攻は、教育課程編成方針として次のような特徴をもっている。

・家政学科／家政学専攻

生活全般における、確かな知識と技術を育むために、身近な家族のことから地域社会、さらに地球レベルにまで視野を広げ、問題解決を生活者の視点で学ぶための教育課程を編成している。1年次は、幅広い分野に対応できる基礎力を身に付け、2年次からは、「ライフマネジメント」、「ファッションテキスタイル」、「食科学」の3コースに分かれて、専門的な実践力を養う。各コースは、総合力と専門性を身に付けるために、選択科目を多く置き、多様な進路にあわせた科目を履修できるように設定し、履修モデルを提示して、適切な履修ができるよう指導している。

・家政学科／管理栄養士専攻

食を通じて、あらゆるライフステージに適した生活の創造ができる人材を育成するために、学生の基礎能力の向上と応用力の向上を目指した教育を展開するための教育課程を編成している。本学学生の多様な進路にあわせた実践力を養うために、教育課程は、栄養教育系、臨床栄養系、地域保健・福祉系、フードマネジメント系に分け、それぞれの進路に応じた選択科目を設けて、管理栄養士の社会的ニーズに応えるよう教育内容の充実に努めている。

・児童学科

子どもが健康で幸せな環境が得られるよう支援するために、総合的視野と実践力を持つことができるよう総合性を基盤とする領域と、専門的な実践力養成のために、地域の親子が参加する幼児グループ活動を取り入れた実習・演習領域を特徴としている。また、将来の具体的進路に応じたカリキュラムを編成しており、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭の養成を行い、相互の連携の理解ができるよう教育課程を編成している。

・住居学科

「住まう」という視点から、暮らしを考えていく。また、多様な進路に応じたカリキュラムに対応できるよう、住居デザイン、住居システム、環境デザイン、建築デザイン系を設け、現代の住居の多様化に対応したインテリアデザインを含めた建築技術を総合的に学び、女子大学では数少ない 1 級建築士として社会に貢献できるような専門性も養う教育課程を設置している。

〈人文学部〉

人文学部の各学科・専攻は、教育課程編成方針として次のような特徴をもっている。

・日本文化学科

日本文化を学際的な視野から多角的に研究し、また異文化理解をとおして、国際社会と日本文化の関わりを深く理解することを目指している。歴史・考古・民俗と書道から成る歴史文化コースと、日本語・日本文学と日本語教育から成る言語・文学コースで構成されている。

・工芸文化学科

「工芸」「デザイン」の全般を歴史的・社会的な視点から学び、更に「モノづくり」を実際に体験しながら、豊かな創造性と表現力を培うことを目指す。また、専門深化に偏らず隣接領域との協働による総合的学習にも力点を置く。

・人間福祉学科／社会福祉専攻

相談援助に必要な知識や技術を身に付けた、人間性豊かな福祉の専門家を育成することを目標としている。

・人間福祉学科／介護福祉専攻

介護に限定された知識や技術にとどまらず、「家政」や「医学・社会・心理」の側面を統合して、より質の高い介護が行える人材の育成を目指す。

・文化情報学科

「コミュニケーション」をキーワードとして、情報、ビジネス、異文化理解等、幅広い分野での知識や技術を学び、それらを有機的に結びつけながら行動できる人材の育成を目指す。実務能力および実用的英語力の養成も重視する。

〈大学院〉

本研究科は、上記の教育目的を達成するため、「生活形成論講座」、「健康形成論講座」、「環境形成論講座」、「造形文化論講座」、及び「生活文化論講座」の5つの大講座で構成され、それぞれの講座の教育研究の内容を次のとおり設定している。

・「生活形成論講座」

個人と家庭及び社会との関わりの中で、生涯に亘る人間形成、主体的な生活管理、地域社会への貢献等を通じて、豊かで安定した生活を形成することを課題とする。

・「健康形成論講座」

栄養に関わる生理的機能の考察に基づいて、個人・家庭・社会のそれぞれのレベルにおける合理的な食生活と健康管理の在り方を検討し、健康な生活を形成することを課題とする。

・「環境形成論講座」

生活様式の総合的考察に基づいて、日常生活を支える住居や地域施設・生活用具・衣服等の構成と管理の技術を開発することにより、健全な生活のための物質的条件を形成することを課題とする。

・「造形文化論講座」

生活環境を豊かにする美術・工芸・建築等の日本及び海外における造形文化について、歴史的・地理的特性、創造の過程や方法論等を明らかにすることを課題とする。

・「生活文化論講座」

精神活動の最も直截な表現である思想・言語・文学等をはじめ、生活文化全般にわたって、日本と海外とを比較しつつ歴史的な形成の過程や価値観を明らかにすることを課題とする。

3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

〈家政学部/人文学部〉

総合力を養いながら専門性を身に付けることを教育目標としていることから、特に1,2年を中心として教養的内容を持つ基礎科目を履修し、それに学部共通科目を学ぶことができるように配置し、上級学年には、より専門的な科目を設置している。

基礎科目は8領域に分けられており、所属する学科に関係なく各領域から幅広く履修するよう履修条件を定めている。

基礎科目の1つの領域として設置している総合演習の「基礎ゼミ」、「海外研修」、「インターンシップ」は、総合力を養い、将来の進路を自ら決定していく段階的な教育方法となっている。

「基礎ゼミ」の運営方法は学科によって異なるが、それぞれの学科、専攻の内容に応じて、新入生の導入教育の意味を持たせて展開している。実地見学、先輩の体験談、大学生として必要なリテラシー教育（文章を読む・書く力、情報処理能力、プレゼンテーション能力等）、これから学ぶ専門分野に目を向け、また大学生活に馴染むこと等を配慮したさまざまな内容で構成されている。

「海外研修」は、外国（アメリカ合衆国、オーストラリア、台湾等）の大学におい

て 3 週間の英語研修を受け、現地でのホームステイを通して、生活様式や考え方を学ぶことで国際的感覚を身に付ける科目として展開している。

「インターンシップ」は、企業・行政機関等の社会の現場における実体験をとおして、組織で仕事をする際の責任感、コミュニケーション能力等を理解し、将来の職場選択の意識を高め、大学での学習目標を明確化する狙いで実施している。事前指導を行うとともに、実習成果報告会を実施し、プレゼンテーション能力も養っている。実習先企業については、本学の産学連携を通じて場の提供を受けている。

学部共通科目群は、主に 1、2 学年に設置され、それぞれの専門基礎としての位置づけで展開している。学科の枠を超えてこの科目群を履修させることにより、併せて専門性の広がりと関係性について意識づけることを狙いとしている。

各学科、専攻の専門科目は、少人数クラスを基本とした教育方法で実施している。とりわけ、知識に加え技術を習得し、実践力と応用力を身に付け、建学の精神である徳性を涵養するために、いずれの学科・専攻にも特徴ある実習・実験・演習を数多く設置している。

卒業研究については、4 年間の教育の集大成と位置づけ、それまでに必要な科目を履修させた上で、少人数のゼミ形式で研究の進め方・方法、分析方法、まとめ方等、きめ細かい指導が行われている。卒業研究の成果は、論文・作品・実験等、多様であるが、いずれも最終的に研究発表会でのプレゼンテーションで仕上げている。

特に、人文学部では、学生のさまざまな関心に応えられるように、学科の壁を超えた学びの場として、学科の主専攻に加えて 8 コースの副専攻（古典文化学/文化遺産学/異文化交流/生活文化継承学/情報デザイン/インテリアデザイン/マンガ・アニメ文化/マルチカルチャー）を設けている。

学生の科目選択が容易になるように、週ごとの授業内容や評価方法を含めた詳しいシラバスを用意している。

〈大学院〉

本研究科は、先に示したとおり 5 つの大講座で構成されているが、学生の授業科目履修については、より専門性の明確な以下の 15 種の「履修コース」を設定している。

履修コース1：	心理発達	履修コース2：	生活経営	履修コース3：	人間福祉
履修コース4：	食生活	履修コース5：	栄養管理	履修コース6：	衣環境
履修コース7：	住環境設計	履修コース8：	デザイン	履修コース9：	文化情報
履修コース10：	環境文化	履修コース11：	造形文化	履修コース12：	日本文化
履修コース13：	比較文化	履修コース14：	言語文化	履修コース15：	人間生活学総合

各履修コースは、それぞれの研究課題に関連する専門科目を主体として構成され、必修 16 単位を定め、特定の専門分野について深く学ぶことを第一の目標にしている。さらにこれらを基礎として、学際的な学習・研究を遂行するため、選択 14 単位以上を組合せ、関連ある他分野の授業を含めて積極的に幅広く履修し、生活文化に関する総

合的知見を身に付けるよう推奨されている。

設置されている15のコースで特徴的なものは、履修コース15の「人間生活学総合」で、このコースは本研究科の理念・目的・教育目標である研究・教育の学際性を極限まで高めることを目標としており、院生自身が、目標とする研究の内容に応じて、指導教員の指導の基に必修16単位を自主的に設定することが可能となっている。

院生には入学時に研究計画書を提出させている。学際的研究・教育の実施のため、各講座では、提出された研究計画書を基に、できるだけ異なる講座に属する2人ないし3人の研究指導教員を選定し、「東京家政学院大学大学院企画運営委員会」の了承、「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科会議」への報告了承を経て、研究指導教員が決定される。

複数の指導教員のもと、研究指導・論文作成の指導が行われるが、1年次終了時、2年次中間時と2回、修士論文中間発表会があり、研究科所属のさまざまな分野の教員から助言を受ける機会を設けている。

(2) 3-1の自己評価

〈家政学部/人文学部〉

建学の精神「KVA精神」と学生のニーズや社会的要請に基づいて、学科、専攻の課程ごとに、教育目標を持ち、その目標を達成するために具体的なカリキュラムが編成されており、総合的に見て、評価できる状況にある。学生の授業評価の結果を見ても、授業の満足度は高いといえる。

しかし、各学科・各専攻を個別に見ると、検討を加え改善を図る必要がある部分も見られる。例えば、管理栄養士、児童学科のように資格取得のための科目を多く設置しなければならない学科においては、選択科目履修の自由度が低い。とりわけ、管理栄養士専攻では基礎科目の履修が大きく制限される結果となっている。また、住居学科においては、工学部建築学科に準じた科目を設置し、1級建築士の受験資格を得やすいカリキュラムを編成し、細やかな個別指導も行っているが、社会の変化、学生のニーズに応じた内容、アピールの方法等においてさらに工夫が求められている。家政学専攻では、コース希望者に偏りが見られ、例年食科学コースに半数程度が希望しているために、教員の負担や学生の教育環境等に課題を残している。

入試方式の多様化に伴って学生の基礎学力差が拡大しており、教育課程の編成には一層の工夫が必要である。

〈大学院〉

本学大学院は、家政・人文両学部で行われてきた生活の技術及び文化に関する教育研究の伝統を基礎とし、高度の総合的知識に支えられた創造的・指導的能力を持つ人材を育成することが目的である。その実現のため、家政・人文両学部の境界を取り去り、各種の専門分野の学際的な交流協力を通じて、多様な領域にまたがる知識の習得を可能にしていることは、本研究科の教育目的を達成する上で、おおむね適切であると考えられる。

各履修コースには、それぞれの研究課題に関連する専門科目を主体として構成され

るため、多数の多彩な科目が設けられている。この点は長所でもあるが、専門的領域によって偏りが生じ、やや手薄な分野がある。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

両学部・大学院とも各「学務部会」及び「東京家政学院大学学務委員会」において、常に教育課程の点検や見直しを行っており、学生による授業評価や教員相互間の授業評価を参考に、学生の状況や社会のニーズに応じて改善策を講じて行く所存である。

学部における多様化する学生への対応としては、入学時のリテラシー教育及び基礎力の向上の徹底が求められており、今後は一層の改善を図る予定である。また、人文学部人間福祉学科では、最近の学生が卒業後の進路を、社会福祉領域に限らずさまざまな職場への関心を高めている傾向があるため、学生のニーズに合う教育課程の見直しを行うことにしている。

3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

(1) 事実の説明（現状）

3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。

基準項目 3-1-②の教育課程編成方針に沿って、各学部・大学院研究科は教育課程を体系的に編成している。

〈家政学部/人文学部〉

学部のカリキュラム体系は、幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を養う「基礎科目」と各分野の専門的知識や技術を修める「専門科目」、及び両区分から自由に選択できる「自由選択科目」（他学部他学科他専攻からも 30 単位まで取得可）によって構成されている。

卒業必要単位数は、家政学部の家政学科管理栄養士専攻と児童学科及び人文学部の人間福祉学科を除き、「専門科目」から 64 単位、「基礎科目」から 30 単位、「自由選択科目」から 30 単位を取得して、合わせて 124 単位である。

上記の 1 専攻 2 学科に関しては、学科専攻の性格上、他学科他専攻に比して専門科目の単位数が多く設定されている。ただし、卒業必要単位数は、他と同じく 124 単位である。

〈大学院〉

修了に要する単位数は 30 単位であり、各履修コースの必修 16 単位、学際的な学習・研究を遂行するため、選択 14 単位以上を組み合わせることになっている。

必修 16 単位のうち、8 単位は「生活文化特別研究演習」にあてられ、1・2 学年を通じて開講されている。

「生活文化特別研究演習」は、主たる研究指導教員を含む複数の教員による指導を通じて、修士論文または修士作品の作成に至るプロセスを遂行することにより、問題解決の能力を養い、当該専門分野における研究の発展に寄与できることを目標として

いる。

3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

3-1-②に示した教育課程の編成方針に従い、学科・専攻の各課程の授業科目は、以下のような内容となっている。その具体的授業科目は、「資料編 表 3-1 授業科目の概要」に示すとおりである。

〈家政学部〉

「児童学概論」、「食科学概論」等の概論科目と「基礎化学」、「基礎生物学」等、今後進む分野の基礎となる科目と「基礎調理」、「飾造形実習」、「心理学実験」、「自然科学実験」等の専門の基礎となる実験実習科目が設置されている。この分野には、家庭科の教職に必要な実習類も含まれており、学部共通として適当と考えられる科目を設置している。

・家政学科／家政学専攻

「ライフマネジメントコース」では、子ども、女性、家族、消費者、生活、調査・研究等の分野に分け、専門科目を設定している。「ファッションテキスタイルコース」では、材料、加工・整理、企画・造形、流通・消費・環境等の分野に分類し、材料から被服構成まで段階的に学ぶ授業科目となっており、1級衣料管理士の資格が取れるように科目が配置されている。「食科学コース」では、食品・バイオ、食文化・調理、総合の分野に分かれ、食をトータルに把握しながら食品開発等を可能とする科目構成となっている。さらに、フードスペシャリストの資格が取れるような科目が配置されている。いずれのコースでも高等学校・中学校家庭科教員免許状を取得できるように科目を配置している。

・家政学科／管理栄養士専攻

資格科目が多く、ほとんどが必修科目となっているが、それに「フードサービスビジネス論」、「スポーツ栄養学」、「カウンセリング論」、「福祉栄養マネジメント論」等選択科目を設定し、社会の求める人材に適応できるよう配慮している。また、「食物・栄養演習」では、1学年から学んできた専門の関連性を学ぶため、基礎から実践へと繋ぐ能力を育成するために、AからDまで4段階で展開している。また、栄養教諭の資格のための科目を設置し、児童・生徒に対する食教育の専門家を養成している。

・児童学科

各専門科目を児童保育領域、児童教育領域、児童心理領域、児童文化領域、児童健康領域、児童福祉領域に分け、体系的な教育課程を設置し、特に総合的な視野と実践力を養うための科目に特色がある。例えば、小児の栄養は、実習を重視するために、発達段階に応じた食物摂取について実習を通して考える科目として設置している。また、心理劇を取り入れた演習・実習、地域の親子の参加を得ながら、幼児グループ活動を実践し、子ども・親・学生が共に育ち合える実習となっている。絵本等の制作を通して児童文化への理解を深める科目を設置している。

・住居学科

専門科目を住居デザイン、住居システム、環境デザイン、建築デザインに分けて、設置し、2領域から将来の進路にあわせて2つの領域から履修内容を選択する。

住居デザインでは、住居図面の表現方法、住居の色々な住まい方、よりよい設計方法等から学ぶ視点を設け、住居システムでは、安全で丈夫な住宅の作り方、高齢者・障害者等に優しい住環境の作り方を通して、住居学の基礎を学び、より実践的能力の養成には、環境デザインまたは建築デザインを履修するよう設置されている。

〈人文学部〉

それぞれの学科・専攻には、独自の「専門科目」が用意されている。このうち講義科目は、1、2年次に概論系科目と包括的内容の科目を配し、3年次以降に、より高度な専門的内容や隣接領域との関連を導く内容の科目を配している。演習科目については、学年進行とともに徐々に専門的な知識・技術・技法が身に付くように設定している。これは、3、4年次、あるいは4年次における卒業研究において、それまでに培った知識や技術を積み重ねて、各自が設定したテーマに取り組むことができるよう、あるいは校内外の実習において実力が発揮できるよう科目編成がなされているものである。

・日本文化学科

2年次から、歴史・考古・民俗と書道から成る歴史文化コースと日本語・日本文学と日本語教育から成る言語・文学コースの2コース4専門分野に分かれ、3年次からはより専門性の高いゼミに所属して卒業論文・制作に取り組む。「見て触って感じる日本文化」という学科コンセプトを踏まえ、一貫して演習・実習（フィールドワークを含む）を重視した科目で構成している。

・工芸文化学科

1年次で基礎を学び、2年次で「工芸文化」「リビングデザイン」の2コースに分かれてより専門性を深め、4年次で卒業論文・制作を完成させる。各コースとも「百聞は一見に如かず、百見は一験に如かず」の方針に沿って、体験学習と演習を重視している。

・人間福祉学科／社会福祉専攻

1年次に教養科目と専門基礎科目の履修、2年次から段階的に専門科目を配当している。3年次からは、「社会福祉士」「精神保健福祉士」という専門職としての進路を見極めることを目標に、実践力を養うための演習や実習を重視する教育課程を設定している。

・人間福祉学科／介護福祉専攻

1年次では、基本的な知識や教養を身に付け、協働と共感することを学び、2年次からは専門的知識や技術を学ぶ。さらに3年次からは実践力を身に付けるために、演習や実習に力を入れている。

・文化情報学科

1年次では基礎力を身に付け、2年次からは、情報メディア分野（情報技術、デジタル文化の創造を含む）・経営ビジネス分野（経営管理、会計、マーケティングを含む）から成る「文化情報コース」と、英語等の語学力を高め異文化を学ぶ「比較文化コース」の2コースに分かれる。3年次からは、より専門的なゼミに所属し、卒業論文・制作を手がけることによって4年間の学びの集大成を図るべく、教育課程が設定されている。

〈大学院〉

各履修コースでは講義 2 単位・演習 2 単位をおおむね一対とし、演習の時間を十分に用意することにより院生の理解を深めている。

基礎とする学部からの入学生以外の院生が履修を希望する場合には、指導教員の判断により、学部が開講されている関連の科目を受講させることにより、その学生の基礎学力を補っている。

おおむね少人数での受講であるため、シラバスはあらかじめ用意されているが、院生の希望を取り入れながらの授業内容となる。

3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

〈家政学部/人文学部〉

学年、学期及び休業日については、学則第 5 章から 7 章に定められている。また、全学の年間学事予定、授業期間は、『学生便覧』と『授業計画（シラバス）』に明示しており、また各学科独自の学事資料や履修案内も併せて、新学年当初のオリエンテーション時に学生に配布し、徹底を図っている。

授業期間は、4 月 1 日から 9 月 20 日までを前期、9 月 21 日から 3 月 31 日までを後期としている。90 分を 1 授業単位とし、各学期ともすべての科目について 15 週を確保し、休講の場合は必ず補講を行っている。

また、台風、雪害による休講等には、Web を用いた情報伝達サービスを活用するとともに、掲示板を利用した情報伝達を行っている。

〈大学院〉

学士課程と共通の学年歴を『大学院要覧』の冒頭に刷り込み、毎年配付している。院生は 1・2 年生とも学年の初めにオリエンテーションを開催し、年間予定表を配付し、計画的に運営している。

3-2-④ 年次別履修科目の上限と進級・卒業・修了要件が適切に定められ、適用されているか。

〈家政学部/人文学部〉

1 学年で取得できる単位数の上限を 44 単位と定め、それぞれの学年において深くじっくり学習できるよう、また各学年で偏りが生じぬよう配慮している。ただし、卒業要件単位に含めない資格科目の履修単位はこれに含めない。

すべての学科・専攻・コースにおいて、修業年限を 4 年、卒業必要最低単位数を 124 単位と定め（資料編 表 3-4）、厳格に適用している。

進級の条件は特に設けていない。ただし、卒業研究の履修にあたっては、各学科別に卒業研究内規で卒業研究の履修に必要な単位数を定めており、その要件にあわない場合には、事実上卒業が延期となる。

各科目は、学習効果を考えて各学年に配当されている。したがって、原則として上級学年の授業科目は履修できない。

履修登録は、学期ごとに行う。また、単位を履修した科目は、再履修することができない。

表 3-2-1 家政学部卒業必要単位数

(数字は単位数を表わす)

学科		家政学科				児童学科	住居学科
専攻		家政学専攻			管理栄養士専攻		
コース		フードマネジメント	フードデザイン	食科学			
専門科目	必修	10	12	12	91	25	28
	選択	54	52	52	11	49	36
小計		64	64	64	102	74	64
基礎科目	必修	1	1	1	1	0	1
	選択	29	29	29	17	20	29
小計		30	30	30	18	20	30
上記2科目区分の中から自由に選択する		30	30	30	4	30	30
卒業必要最低単位数合計		124	124	124	124	124	124

〈大学院〉

修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、大学院学則第 8 条に定められた授業科目等について、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文、修士作品、または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならないと定められている。

進級要件は設けず、在学セメスターを満たせば2年次へと進級するシステムである。履修科目の上限は設定せず、指導教員の指導に基づき各院生の判断に任せられている。

3-2-⑤ 教育・学習結果の評価が適切になされており、その評価の結果が有効に活用されているか。

〈家政学部/人文学部〉

成績評価は、両学部共通である。科目担当教員が定期試験、レポートの成績、出席状況や授業への参画等を総合して行う。成績評価の方法、評価項目及びその比率については、科目ごとに『シラバス』に明記している。

成績評価の表記、評点、評点基準、グレードポイントは、以下のとおりである。

表記	評点	評価基準	グレードポイント
S (秀)	90 点以上	特に優秀な成績	4
A (優)	80～89 点	すぐれた成績	3
B (良)	70～79 点	要求を満たす成績	2
C (可)	60～69 点	合格と認められる最低の成績	1
D (不可)	59 点以下	不合格 実習、実験、演習のうち一部の 科目における不合格	0
P (合格)		実習、実験、演習のうち一部の 科目における合格	2
N (認定)		単位認定 (他大学・短大等で 取得した科目)	算定対象外
K (欠席)		試験に欠席	0
X (受験資格なし)		出席日数不足により受験資格 がない場合	0
F (不正行為)		試験において不正行為を行っ た場合	0

成績評価のグレードポイントは次の方式 (表 3-2-2 成績評価基準) によりグレードポイントアベレージ (GPA:Grade Point Average) を算出し、学業成績の指標として活用するとともに、個々の学生の指導に役立てている。

表 3-2-2 成績評価基準

GPA =

$$\frac{4.0 \times S \text{ の修得単位数} + 3.0 \times A \text{ の修得単位数} + 2.0 \times (B + P) \text{ の履修単位} + 1.0 \times C \text{ の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数}}$$

この GPA 制度は、学生の勉学意欲を高め、主体的な学修を推進するための指標として活用することを主要な目的としており、本学大学院修士課程に進学することが確定した場合、本人の希望により、3年以上の修学で卒業を認定する「東京家政学院大学早期卒業運用内規」による成績基準に活用している。

早期卒業を希望する者は次の要件を満たしていなければならない

- ・1年次の修得単位が40単位以上で、かつ、GPAが3.3以上であること。
- ・2年次までの修得単位が80単位以上で、かつ、GPAが3.3以上であること。
- ・3年次終了時において卒業要件単位を修得し、かつ、GPAが3.3以上であること。

〈大学院〉

修了要件は、当該過程に2年以上在学し、大学院学則第8条に定められた授業科目等について、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文、修士作品、または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならないと定められている。

成績評価は、A（優）、B（良）、C（可）、D（不可）の4段階でなされており、学士課程で導入されている GPA 制度については、大学院においても有効であるかどうか検討中である。なお修士論文、修士作品、または特定の課題についての研究成果の評価は、「合」「否」によって判定される。

評価方法の詳細は、『大学院要覧』中の履修案内の項目に記載され、各科目のシラバスにも明示されている。

3-2-⑥ 教育内容・方法に特色ある工夫がなされているか。

〈家政学部/人文学部〉

両学部いずれの学科も、座学だけではなく、実験や学内外における実習に力を入れている。

また、専門性に広がりを持たせ視野を広げることことを目的として、他学部や他学科の科目30単位をめどに「自由選択科目」として履修することができる。

基礎科目の「基礎ゼミ」を学科ごとに開講しており、本格的な大学教育への橋渡しプログラムを充実させている。

オフィスアワーの時間帯を設けて、クラス担任・ゼミ担任に限らずすべての教員が学習支援に当たる体制を取っている。

その他、両学部にまたがる教育活動として、以下のようなプログラムを展開している。

・産学連携

産学協同を目標に掲げ、平成19(2007)年7月に西武信用金庫と本学が包括的な連携協定を締結した。これに伴い、同信用金庫の取引先中小企業関係者と本学教職員・学生たちの交流会を平成19(2007)年12月に本学で開催した。企業との連携による新しい研究テーマの進行状況を学生が発表した。学生にとって製品化につながる開発経験はきわめて大きな教育である。また、町田企業との連携で開発したジャガイモのアイス

クリームは新聞でも報道された。

・地域貢献への学生の参加

本学では、食品開発、外部機関との住宅設計等、産学協同の一環として、学生に社会とのつながりを実感させる経験を重視している。平成 19(2007)年 5 月に新宿で開催された食の見本市、10 月に開催された町田産業祭、11 月開催のビジネスフェア等に学生を積極的に参加させている。町田産業祭では、ファッションショーの企画で参加し、学生がモデルとなって卒業研究で制作した衣装を披露した。また、同産業祭では、住居学科が「生活の視点から見たまちづくり」と題したシンポジウムを開催した。

児童学科による「子ども塾」(八王子市の補助事業)が開催され、300 人近い親子連れが来学し、手話、音楽、人形劇等を実施し、学生が企画から参加した。また、住居学科でも「子ども塾」を地域の小学生を対象に開催し学生たちも参加した。

本学の学内資格である「まちづくりスペシャリスト資格」では、具体的な事例を通して、まちづくりにおけるリーダーシップ、コミュニティ、合意形成を学び、まちづくり団体の活動に参加し、まちづくり活動を計画・実践できる人材の育成を目指している。平成 19(2007)年度の活動の一つとして学生の制作による食生活に関する学生支援のポスターが、南多摩保健所との連携により、東京都庁、都の保健所、多摩地区の大学、専門学校各機関に配布された。

・地域連携による特設科目及び単位互換制度

本学を含む 23 大学が連携している八王子学園都市大学に、本学から 17 科目を提供した。同大に開設する場合と本学において開放し、受講生が本学で受講する場合とがある。本学開講の場合は、女性受講生に限られている。

また、八王子学園都市大学の 8 大学・短大が単位認定の協定を結び、学生は他大学で単位を取得することができるようになっている。

本学は、社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩に加盟し、単位互換協定を締結している。この単位互換では、朝日新聞との提携講座(中央大)、NHK との提携講座(東京工科大)、読売新聞との提携講座(明星大)、環境教育(明星大)それぞれに 2 人の履修者があった。

・大学特別公開授業、客員教授による特別授業

本学では、例年公開授業として学外から著名人を招き、学生と地域の人とともに授業を受けることを企画している。平成 19(2007)年度は、アトランタオリンピックのマラソンメダリスト有森裕子氏の講演を開催した。また、本学では客員教授による特別授業も実施している。平成 19(2007)年度は、NHK きょうの料理の講師であった城戸崎愛氏(本学卒業生)による料理デモンストレーションと講演、日本シンクロの指導者として多くのオリンピックメダリストを育ててきた金子正子氏(本学卒業生)の講演を行った。特に卒業生が社会で活躍していることで、学生たちの励みとなり、目標ともなることで教育効果は大きい。

・インターンシップ

企業・団体における実習による経験は、社会の仕組み、職業意識に関する感覚を身に付け、将来の進路を定め、勉学のモチベーションを高めるためにも重要なものとして取り入れている。

平成 19(2007)年度の実習実績としては下記のとおりで、実習後には報告書を作成し、企業者を招いて報告会を開催している。

表 3-2-3 インターンシップ履修者数

学部・学科		履修者数
家政学部	家政学科	18
	児童学科	0
	住居学科	74
計		92
人文学部	日本文化学科	1
	工芸文化学科	0
	人間福祉学科	0
	文化情報学科	5
計		6
合 計		98

・資格取得支援科目

就職課による資格講座を開催している。

宅建講座、販売士 2 級講座、公務員試験対策講座、ファイナンシャルプランナー講座、管理栄養士国家試験対策講座、福祉住環境コーディネーター講座、キャリアデザイン講座

〈大学院〉

主に社会人が長期にわたり計画的に教育課程を履修できるよう、履修期間を 3 年または、4 年に延長できる長期履修学生制度を実施している。

50 人以上の教員が「生活形成論」、「健康形成論」、「環境形成論」、「造形文化論」、及び「生活文化論」の 5 つの大講座を構成し、院生は授業科目の構成の異なる 15 の「履修コース」から選択履修するものとして、教育研究において専門性と総合性の両立を図っている。

講義科目と演習科目が対をなし、座学だけではなく、演習・実習を行い、実践的体験学習ができるよう配慮している。

教員の指導により、院生の研究課題に相応しい必修科目を自由に設定できる「人間生活学総合コース」が設置されており、これにより極めて学際性の高い研究を実施することができる。

ティーチングアシスタント制度により、学部学生の教育補助業務に携わることができ、自身の研究課題に沿った実践的スキルを身に付けることができる。

指導教員の指導のもと、学士課程の科目を履修することができるため、研究課題に関連する基礎学力を付けることができる。

それぞれ指定された授業科目について、24単位以上修得すると、中学校・高等学校教諭1種免許状（家庭）を有する学生は中学校・高等学校教諭専修免許状を、管理栄養士免許証及び栄養教諭1種免許状を有する学生は栄養教諭専修免許状を取得することができる。

3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

〈学士課程/大学院〉

本学ではいずれも通信教育を行っていない。

(2) 3-2の自己評価

〈家政学部/人文学部〉

本学の創立者が提唱した「KVA精神」に則った教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定され、教育内容や方法が工夫されている。即ち、座学のみならず、実験・実習・体験にも力点を置く本学の教育方針は、教育課程の編成及び教育の内容に十分に反映されている。徳性の涵養という点でも、広範囲にわたり充実した基礎科目や各界の第一人者による特別授業によって、成果を挙げている。

FD(Faculty Development)については、学生による授業評価に加えて、公開授業における授業参観者の参観記録の提出、参観者のコメントへの授業担当者の改善報告を行っており、授業のさらなる改善につながっている。また、学生による授業評価と担当教員による授業改善計画、及び公開授業の参観記録や改善報告は、すべて公開することになっている。

しかしながら、入学する学生間の基礎学力差が開く傾向にある今日、学習支援は、未だ十分とは言い難い。

〈大学院〉

教育課程は、院生の学習と研究が円滑に進行できるよう体系化されている。それぞれの学生の所属する履修コースにより、必修科目と選択科目を組み合わせる形態で、専門性と総合性の両立を図っており、おおむね適切に運用されていると判断できる。

特定の分野においては、専門性をより高めるための選択科目が開設できるよう、カリキュラムの精査が必要である。

受講者数は多くても3~5人程度で、文字通り少人数教育が実践されている。そのため院生が積極的に授業に参加し、活発な意見交換による高い学習効果は評価できる。

学際性の高い研究課題に対応できるよう「人間生活総合コース」が設置されているが、このコースに所属する院生の修士論文は、家政・人文両系の教員による共同の指導からなるため、より学際的研究課題となり、適切に運用されていると判断できる。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

〈家政学部/人文学部〉

教育課程の編成及び教育内容・方法については、社会の状況や学生のニーズに対応しながら、今後も適宜、検討・改善を行う所存である。

学生の学習支援については、既に学習支援センターや、個々の教員が対応しているものの十分とは言えないので、上記センターの機能を強化しながら、学力の更なるレベルアップを図ることにしている。

〈大学院〉

平成 18(2006)年度から大学院においても FD(Faculty Development)の一環として、受講生からの意見聴取を行っている。1~2 人程度の少人数では受講生の本心は伝わらないとの批判もあるが、教育・研究指導方法の改善を促進する一助としても継続が必要である。

少人数の授業に対する授業評価の方法など、新たな FD の検討が必要である。

大学院の修了要件は、30 単位以上の修得と修士論文、修士作品、または特定の課題についての研究成果の審査及び最終試験に合格しなければならない。一方、中学・高校等の現職教員の入学を想定した場合、勤務校での指導要綱案作成等が「特定の課題についての研究成果」の一例と見ることができ、しかし定義が不明確であり、適用できる範疇の確立を図り早急に対応しなければならない。

留学生や社会人の入学者が増加傾向にあり、多様化している院生の学びの要求に応えるためにも、カリキュラム改革は必須の課題である。

入学を希望する社会人の通学利便性を考慮すると千代田三番町キャンパスでの開講が望ましい。学内 LAN を用いた町田、千代田三番町両キャンパス間で双方向授業を積極的に進めることが必要である。

【基準 3 の自己評価】

基準 3 の各小項目ごとの自己評価は行っているが、基準 3 全体の自己評価に関しては、適切な評価ができないので、平成 20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

【基準 3 の改善・向上方策（将来計画）】

基準 3 の改善・向上方針（将来計画）については、基準 3 の全体の適切な評価ができないので、平成 20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

基準 4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学では現状アドミッションポリシーそのものは成文化されていないが、建学の精

神（KVA 精神）を生活・暮らし・実践の場で活かす努力をいとわないという、誠実さと意欲の有無を選抜の基本に据えている。

本学の建学の精神は「知識を深める、徳性を養う、技術を磨く」ことを意味し、「賢さ、気高さ、やさしさ」を実践する心懸けとして『大学案内』、ホームページ及び受験雑誌等を通じて広報している。

各学部学科専攻で表現している「求める人物像」は次のとおりになる。

〈家政学部〉

・家政学科／家政学専攻

「ごく身近な家族や家庭のことから、地域社会、さらには地球レベルの問題までを“生活者”という視点から考える」人材の育成を目指しており、これらに関心があり誠実で意欲ある人材を受入れる。

・家政学科／管理栄養士専攻

「食を通してあらゆるライフステージに適した生活を創造できる」人材の育成、乳幼児から高齢者に至るさまざまな健康状態の人々に対して、食を通じた健康づくりをプロデュースできる人材の養成を目指している。そのため、心身ともにバランスがとれた忍耐強く意欲があり、管理栄養士として社会に役に立ちたいと考えている人材を受入れる。

・児童学科

「子どもたちが人間的に豊かに成長し、幸せに生きていくために、保育、教育、心理、健康、福祉、文化などの側面から多角的かつ総合的に学ぶこと」を目指しており、これらに深い関心と意欲を持つ人材を受入れる。

・住居学科

「住宅デザイン、建築デザイン、インテリアデザイン、環境デザインの各分野にわたる幅広い選択を通じて、関心の高い分野を深く探求することによる建築のプロの養成」を目指している。よりよい住まいや魅力的なインテリア、機能的で安全な建物やまちづくりに興味があり、意欲的に学びたい人材を受入れる。

〈人文学部〉

・日本文化学科

「日本文化を多彩な角度から読み解き理解し、国際社会で活かしていく」人材の育成を目指しており、幅広く学びながら、興味や関心の強い分野を深く探求する、日本文化や日本そのものに興味のある人材を受入れる。

・工芸文化学科

工芸文化を理論と実践から幅広いメニューで習得し、さらに個々の独創性も育成することを目指しており、デザインや工芸、美術等に興味があり、暮らしと産業の中のデザインを考え、実践力も身に付けたい人材を受入れる。

・人間福祉学科／社会福祉専攻

社会福祉の明日を担う援助者を育てることを目指しており、幅広い福祉分野で活躍するための企画力・リーダーシップを持つ人材、人に対する敬虔な気持ちを持ち、人を助け、共に生きることに喜びを感じる人材を受入れる。

・人間福祉学科／介護福祉専攻

介護を必要とする人の生活の向上に貢献する人材の育成を目指しており、人の人生に関わりながら、共に心を分かち合える人材を受入れる。

- ・文化情報学科

ビジネスに活かす「情報」と国際ステージで活躍する「コミュニケーション能力」に育成を目指しており、実務能力や語学力、外国についての知識を身に付け、国際的なビジネスで活躍したい人材、マルチメディアやアートについて関心があり、その分野の仕事に就きたい人材、「情報」や「英語」の教員免許を取得して、教育の現場で働きたい人材を受入れる。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学要件、入学試験等が適切に運用されているか。

具体的な選抜方法は以下のとおりである。

- ・アドミッションオフィス入試（家政学院型 AO(Admissions Office)入試)

本学では平成 13(2001)年度に導入した選抜方法である。自らエントリーして提出したエントリーシートと自己紹介文及び面談内容、さらに学科・専攻によっては提出された課題に基づいて能力・適性・意欲を総合的に評価して出願許可を与え、選抜を行う入試形態である。

この選抜では、受験生がどのような関心・意欲を持っているか、学習・課外活動にどのような実績・経験を持っているか、本学及び各学部・学科・専攻の教育内容についてどのように理解しているか、本学で何を学び、それをどう活かしていきたいか等を重視する。

- ・推薦入試

推薦入試には、公募推薦入試と指定校推薦入試がある。

公募推薦入試では、出身高等学校長が責任を持って推薦できる女子で、推薦書、調査書と小論文による試験・面接から総合的に判定し選抜する。面接では目的を持って自分を成長させていこうという意欲を評価し、小論文では論理的な文章構成力、言語能力とともに、本学での勉学に適応できる柔軟な発想力を重視して選抜を行っている。

指定校推薦入試では、本学が指定した募集人員・学科・専攻に基づいて高等学校長が責任を持って推薦できる女子で、推薦書・調査書及び面接から総合的に判定し選抜する。面接では、特に本学でこそ自分の力を伸ばしたいという意欲の有無を重視して選抜を行っている。

- ・地区入試

全国複数か所に試験場を設ける試験による選抜であり、平成 19(2007)年度入試から導入した。選抜は学力試験の成績と出願書類によって総合的に判定する。

- ・一般入試

学力試験の成績と出願書類により選抜する。A 日程及び B 日程は学力試験と出願書類により、C 日程は作文・面接による総合力試験の成績と出願書類により選抜する。

- ・センター試験利用入試

大学入学者選抜大学入試センター試験の成績及び出願書類の総合判定により選抜する。平成 20(2008)年 4 月入学者のための平成 20(2008)年度入試は A、B 及び C 日程を

実施した。

・社会人特別選抜試験

4年以上の社会経験（職業の有無は不問）を持つ女子に対し、小論文、面接、出願書類の総合判定により選抜する。平成 20(2008)年 4 月入学者のための平成 20(2008)年度入試は A、B 日程を実施した。

・海外帰国子女特別選抜試験

日本国籍を有し、外国の高等学校に最終学年を含め 2 年以上在籍した女子（外国で中・高等学校を通じて継続して 2 年以上教育を受け、日本の高等学校の 2 年次以上に転入学した女子を含む）、あるいは外国のバカロレア資格等を有し、日本語の講義を理解できる女子を、小論文、面接、出願書類の総合判定により選抜する。平成 20(2008)年 4 月入学者の平成 20(2008)年度入試は A、B 日程を実施した。

・私費外国人留学生試験

外国の国籍を有し、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した女子（外国において学校教育における中等教育の過程を修了した上で、日本国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了した女子を含む）、あるいは外国のバカロレア資格等を有し、日本留学試験を受験している女子を、小論文、面接、日本留学試験の成績及び出願書類の総合判定により選抜する。平成 20(2008)年 4 月入学者のための平成 20(2008)年度入試は A、B 日程を実施した。

・編入学試験

大学、短期大学もしくは高等専門学校を卒業し、または大学に 2 年以上在籍し 62 単位以上を修得した女子（専修学校で所定の基準を修了した女子を含む）を、小論文、面接、出願書類の総合判定により選抜する。また、日本国籍を有せず、在留資格「留学」を取得でき日本の短期大学、大学に相応する外国の学校を修了している場合は、日本語能力試験または日本留学試験を受験している女子。平成 20(2008)年 4 月入学者のための平成 20(2008)年度入試は A、B 日程を実施した。

・学士入学試験

4 年制大学を卒業または学士の学位を授与された女子を、面接、出願書類の総合判定により選抜する。平成 20(2008)年 4 月入学者のための平成 20(2008)年度入試では A、B 日程を実施した。

これらの入学者選抜は、学長が最高責任者となり、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学入学者選抜委員会」によって決められた実施計画に基づいて全学的な体制で行われている。具体的な入試業務は各学部の「大学学部入試部会（以下「入試部会」と略称する）」と入試広報課が緊密な連携をとって実施している。試験問題については「入試問題作成等検討部会」が入試広報課と緊密な連携をとって作成し、任命された委員が採点を行った後、複数の担当者が点検・確認後、合否判定資料としている。

入学試験当日は、学長を最高責任者とした入試本部を設置し、入学者選抜委員長の管理のもとに、試験会場、採点会場を設置して入試の適正な実施を行っている。

合否判定は、「入試部会」が作成する基準に基づいて合否判定案を「東京家政学院大学教授会（以下「教授会」と略称する）」に示し、教授会が合否判定を行う。

アドミッションオフィス入試（家政学院型 AO 入試）においては、「入試部会」が出願許可判定を行い、「入試部会」による出願者の合否判定案に基づき教授会が合否を判定する。

試験問題の管理、出願書類の受付、入試本部の設営、合否判定資料の作成と管理、受験者への合否通知等の入試に関する事務は入試広報課が担当している。

大学院については、研究科長のもと、入学者選抜の実施計画案の策定から合否判定案まで「大学院入試委員会」が行い、「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科会議」が決定する。選抜は学内推薦と一般選抜があり、共に前期及び後期を設けている。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員等、在籍学生数が適切に管理されているか。

収容定員、入学定員は資料編表 4-1 から 4-4 に示すとおりである。平成 16(2004)年度に家政学科家政学科の入学定員を 164 人から 160 人にしたことにより、全学の入学定員は 654 人から 650 人になった。さらに平成 17(2005)年度に家政学部住居学科の入学定員を 90 人から 110 人に、新たに入学定員 50 人の家政学部児童学科を設置し、人文学部日本文化学科の入学定員を 120 人から 80 人に、人文学部工芸文化学科の入学定員を 80 人から 60 人に、人文学部人間福祉学科の入学定員を 70 人から 90 人に、人文学部文化情報学科の入学定員を 130 人から 80 人に変更したことにより全学の入学定員は 650 人から 630 人になり、現在に至っている。

その上で平成 17(2005)年度の入学者は定員の 89.0%、平成 18(2006)年度は 67.8%、平成 19(2007)年度は 72.4%と厳しい状況を呈している。家政学部が平成 17(2005)年度に 105.9%を示した後、平成 18(2006)年度 93.1%、平成 19(2007)年度 95.0%であったのに対して、人文学部は平成 17(2005)年度 71.6%、平成 18(2006)年度 41.6%、平成 19(2007)年度 49.0%となった。

家政学部では平成 15(2003)年度 125.6%、平成 16(2004)年度 130%であった住居学科が 20 人の定員増を行った後、平成 17(2005)年度 90.9%、平成 18(2006)年度 58.2%、平成 19(2007)年度 62.7%となった。

人文学部では人間福祉学科が平成 15(2003)年度 118.6%、平成 16(2004)年度 114.3%、平成 17(2005)年度 135.0%であったのち平成 18(2006)年度 81.1%、平成 19(2007)年度 78.9%となったほかは、平成 15(2003)年度から 19(2007)年度の間の平均充足率が、日本文化学科 33.4%、工芸文化学科 38.2%、文化情報学科 43.4%であった。

大学院は入学定員 10 人に対して平成 17(2005)年度が 4 人、平成 18(2006)年度が 11 人、平成 19(2007)年度が 11 人と推移しており、絶対数が少ないことと年度ごとの上下が大きい。

上述のとおり、ほとんどの学科・専攻において入学者数が入学定員を上回っている状況が無いので、在学生数が収容定員を超過する事態は認められない。各授業科目においては、教員の担当学生数がその許容量を大きく超えることが無いよう運営されており、特に実験・実習授業においては、学生数の増減に応じてクラス編成を 1 クラスから 2 クラス編成に増やすなどの対応をして、教育環境の維持に務めている。ただ、家政学科管理栄養士専攻については、定員が 50 人と少ないことから、入学希望者すな

わち在學生数が年度による受験動向の変化に大きく影響され、専攻単位で集計すると在學生数が定員を超過する事態となっている。これについては、授業運営方法を工夫するとともに、補習授業を充実させることにより教育環境の劣化を抑止している。

表 4-1-1 試験別入学者数・入学者率

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般入試	283	196	216	166	130
	48.4%	37.5%	38.5%	38.9%	28.5%
センター入試		53	59	43	42
	0.0%	10.2%	10.5%	10.1%	9.2%
AO入試	83	81	66	65	96
	14.2%	15.5%	11.8%	15.2%	21.1%
附属校推薦	19	3	6	9	10
	3.2%	0.6%	1.1%	2.1%	2.2%
指定校推薦	111	107	140	89	133
	19.0%	20.5%	25.0%	20.8%	29.2%
公募推薦入試	57	51	41	38	30
	9.7%	9.8%	7.3%	8.9%	6.6%
その他	32	31	33	17	15
	5.5%	5.9%	5.9%	4.0%	3.3%
入学者合計	585	522	561	427	456

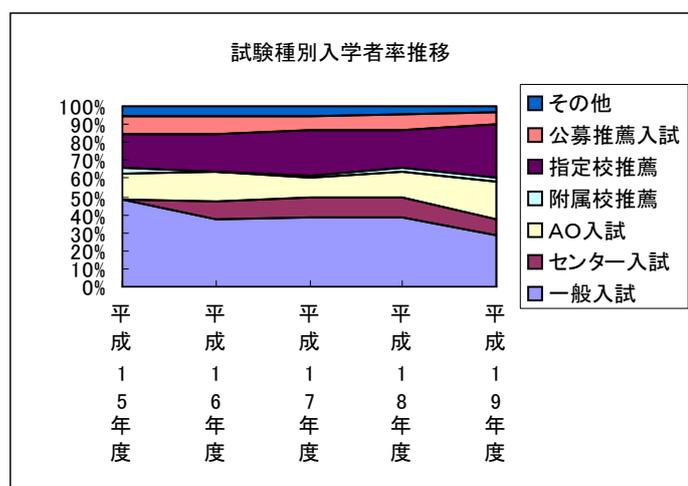


図 4-1-1 試験種別入学者率推移

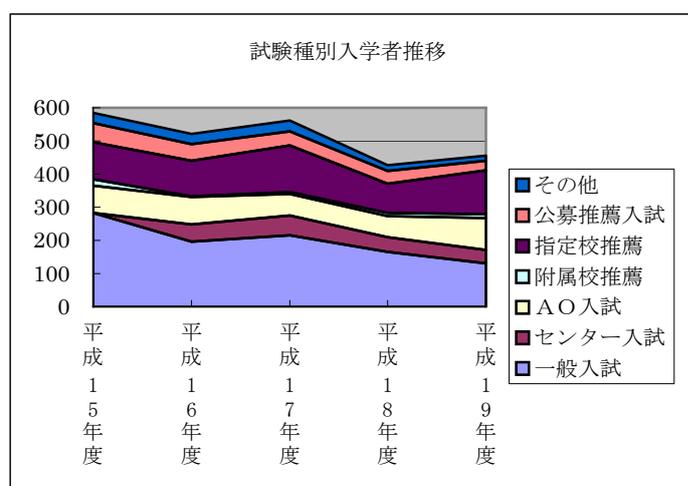


図 4-1-2 試験種別入学者推移

(2) 4-1 の自己評価

共通認識されているアドミッションポリシーのもとで、現在の入学者を得ていることは、それなりの機能を持ってきたといえる。一方、充足率の長期低落状況は、学部・学科の構成についての明確な方針を打ち出せず、状況対応型の改組を行ってきた結果と考えられる。人文学部が学部創設以来定員を満たしていないこと、定員増後の住居学科が定員割れとなったことに現われている。

また、その中でも当初 48.8%を占めて試験種別でトップであった一般入試が 28.5%となり、19%から 29.2%のトップとなった指定校推薦と入れ替わったこと、推薦及び

AOが59.1%と比率を伸ばしたものの、附属校推薦が一貫して低迷していることがこの5年間の受験傾向の変化である。一般入試による入学者の減少がそのまま入学者総数の減少となったことは明らかである。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

まず取り組むべきは、建学の精神に則った明確なアドミッションポリシーの成文化である。そのためには、建学の精神が現実に行われている教育と具体的にどのように結びついているかの検証であり、その教育に相応しい資質を見出す選抜基準を明確化すること、その基準を適確に運営できる仕組みの構築が必要である。

また、受験生確保をAO及び推薦に大きくシフトし、中指定校と附属校推薦を協力を推進する選抜方法の変更が必要である。

そうした選抜に当たっての基本的な考え方と方法の変更が実を結ぶためには、分析とそれに基づく方策の実施という科学的な運営判断スキルを蓄積することが急務である。少なくとも、マネジメントサイクルを日常業務に落とし込み、業務評価と改善の風土を養う組織文化なしには、縮小均衡から消滅に至る道筋を脱することはできない。人文学部及び家政学部住居学科の学生募集力の長期低落傾向への定員変更による歯止めのかかっていないことが本学の大きな課題である。定員充足の実績を持たない人文学部と、定員増後入学者の落ち込みを招いた住居学科のありかたへの抜本的な対策が必要である。

4-2 学生の学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

・クラス担任制度

本学では、学生40人程度を単位とするクラス担任制度を設け、クラス（またはコース）ごとに専任教員を担任として配置している。担任は適宜学生生活全般についての相談に乗り、助言・指導を行っている。

・各学部学務部会

本学では、教育課程の基本的方針や大学教育の実施に関して審議する「東京家政学院大学学務委員会」のもとに各学部の教育を検討する「東京家政学院大学家政学部学務部会」、「東京家政学院大学人文学部学務部会」（以下それぞれ「学務部会」と略称する）を設置しているが、そのメンバーが中心となり、クラス担任と連携して学生への学習支援を行っている。

・学習支援センター

本学では、学生に対する学習支援を目的とした全学組織として「学習支援センター」を設置しており、以下のような活動を行っている。

クラス担任連絡会を開催して、担任が直面している状況や問題点をお互いに情報交換して、学生への助言・指導の改善・工夫の参考としてもらっている。

学習支援アドバイザーとして教務課の職員4人を配置しており、教務課窓口で学生

に対して履修登録、修得単位の状況等の相談に対応している。

学科等で独自にオフィスアワー（研究室に確実に在室している時間帯）を設定することは行われていたが、センター主導で大学共通の基準により全教員がオフィスアワーを設定し、一覧表として掲示を行い、学生が教員と相談できる環境を整えている。

また、「学習支援センター」専用のメールアドレスを設定して、窓口相談に行くことを躊躇する学生や学外から何か相談したい学生が携帯で手軽に相談できるような体制をとっている。

4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談をおこなうための適切な組織を設けているか。

本学では、現時点で通信教育は行っていない。

4-2-③ 学生の学習支援に対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

・クラス担任

クラス担任は、それぞれのクラスに合った方法（例えば、クラス会の開催、個人面談、互いの了解のもとでのメールアドレスの交換等）により学生の意見等を聞き、その内容次第では、学科会議に報告し、必要であれば各種委員会に検討を依頼することになる。また、担当学生数に応じた厚生補助費を交付しており、これを利用してのクラスミーティング、懇談会等を行うことで、学生からの意見等を汲み上げる機会を増やしている。

・事務窓口

学生が相談・提案等で事務窓口に来た場合に、その部署独自の判断で解決できる問題であれば、即決することもあるが、他部署との協議が必要な事項や全学的に検討が必要な事項については、協議・検討を行った上で回答することになる。いずれにしても、窓口において情報収集された問題点は、各関連委員会に遺漏無く報告され、検討対象となる。

・学生による授業評価

「東京家政学院大学教育改善（FD:Faculty Development)委員会）」により、各学期終了時に学生による授業評価を実施している。授業評価結果は、授業担当教員にフィードバックして担当科目の工夫・改善に役立ててもらっている。授業評価と並行して、教員による授業参観も行われており、学生からの評価内容と比較検討することにより、適確に学生からの意見・要望を具現化できるよう対応している。

(2) 4-2の自己評価

クラス担任制度については、学生対応システムとして、大学創設当初から取り入れており、特に最近の多様化した学生をきめ細かく指導するためには非常に有効な制度である。これまでは、学科によっては、クラスの運営を担当の裁量に任せてきた面もあったので、組織的な対応を目指してクラス担任連絡会を開催している。

「学務部会」は、専門教育の主体として位置づけられており、「学務部会」のメンバーが学生の学習支援を担うことは適切である。また、さまざまな学務に関わる問題を常時、検討している組織であることから極めて合理的かつ効果的な対応が立案できる組織になっており、有効に機能していると認識している。

「学習支援センター」については、求められている役割のうち、現在のところ未着手となっている基礎学力の低い学生に対する支援策を早急に検討する必要がある。学生による授業評価については、評価結果を授業担当教員にフィードバックすることにより、授業の改善・工夫には活かされている。ただ、評価結果の中で、教員個々の対応を求めるだけでなく、組織的な対応を求める意見があった場合にそれを反映できる体制ではない。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

クラス担任の果たすべき役割は、これまで以上に重要になってくる。クラス担任連絡会を通して、担任としての役割や業務について共通理解を得られるようにする方策を検討する必要がある。

本学では、平成18(2006)年度からGPA(Grade Point Average)制度を導入している。学生の学習の質を高めるための指標として導入したが、現在までのところ、GPAを有効活用するまでに至っていない。学生の自律的な学習の指標として、早期卒業のための指標としては使われているが、今後の活用方法として、例えば、GPAに基づくクラス担任との個別面談による履修指導や履修登録上限単位の緩和等の活用が考えられる。

4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。

「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学学生委員会」（以下「学生委員会」と略称する）が(1)学生の厚生補導に関する基本的な事項、(2)学生の厚生補導の実施に関する重要な事項、(3)「学生相談センター」の運営に関する重要な事項、(4)食堂の円滑適正な運営に関する事項、(5)その他学長の諮問する事項について審議を行うことになっている。委員は、家政学部、人文学部及び短期大学の各学科・専攻から選出された専任教員と保健管理センター所長、学生相談センター所長、情報処理センター長、学生部長、副学生部長及び大学事務局長で構成される。

平成18(2006)年度の「学生委員会」では、永年の懸案事項であった町田キャンパスにおける喫煙場所の分煙化について審議し、管理棟3階の喫煙室、第1食堂脇の喫煙ブース及び中庭の喫煙場所以外は構内・建物内とも全面禁煙することを決め、平成19(2007)年度4月から実施している。

4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。

学生に対する経済的な支援として、修学を続ける上で経済的に困難な状況にある学

生または学業成績優秀者を対象に、次の勉学に専念できる態勢を整えている。

・学費減免制度

平成 18(2006)年度より「学校法人東京家政学院経済的に修学困難な学生の授業料等減免制度」が新設された。勉学への強い意志を持ちながらも経済的事情により修学が困難な学生のための学費減免制度で、減免措置額は年間学費（授業料及び施設設備資金）の 2 分の 1 以内とし、後期授業料の一部に充当する。減免希望者に対する募集等の事務手続きは学生課が担当し、書類審査により「学生委員会」で決定される。平成 18(2006)年度の大学の減免額は 1 人当たり 51 万円で、9 人に減免措置を行った。減免措置申請者は 24 人であった。

・本学独自の奨学金制度(支給)

学内制度として、学業成績優秀者を対象に支給される「学校法人東京家政学院奨学金」、「学校法人東京家政学院創立 80 周年記念光塩会奨学金」と、同窓会から支給される「光塩会奨学金」がある。これらの奨学金受給者は、本学の「学校法人東京家政学院奨学金規則」、「学校法人東京家政学院創立 80 周年記念光塩会奨学金規則」により「学生委員会」で選考し、教授会の議を経て決定される。成績優秀者には奨学金及び表彰状を授与する。

・平成 18(2006)年度実績

学校法人東京家政学院奨学金（5 万円／人） 6 人

入学試験の成績優秀者（1 年生）対象

学校法人東京家政学院創立 80 周年記念光塩会奨学金（5 万円／人） 26 人

勉学に努力した成績優秀者（2 年生以上）対象

光塩会奨学金（5 万円／人） 6 人

勉学に努力した成績優秀者（2 年生以上）対象

・その他

「日本学生支援機構奨学金(貸与)」や地方公共団体の各種奨学金制度を紹介している。

表 4-3-1 平成 18 年度日本学生支援機構奨学金受給者数

種 別	対 象	受給額／月	受給人数
(大学院) 一種	自宅外通学者	88,000 円	2 人
(大学院) 二種	—	80,000 円	1 人
(大 学) 一種	自宅通学者	54,000 円	57 人
(大 学) 一種	自宅通学者	53,000 円	54 人
(大 学) 一種	自宅外通学者	64,000 円	34 人
(大 学) 一種	自宅外通学者	63,000 円	40 人
(大 学) 二種	—	30,000 円	22 人
(大 学) 二種	—	50,000 円	128 人
(大 学) 二種	—	80,000 円	73 人
(大 学) 二種	—	100,000 円	61 人

・私費外国人留学生

「学校法人東京家政学院私費外国人留学生授業料等減免に関する規則」により、在留資格「留学」を有する者に、授業料、施設設備資金の半額を減免する措置を講じている。平成18(2006)年度対象留学生は108人であった。

また、23人の新生入生に入学金の半額を減免する措置を講じた。

その他に、財団法人朝鮮奨学金(25,000円/月)1人、財団法人守谷育英会(25,000円/月)1人、日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費給付制度(大学院)(70,000円/月)1人、日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費給付制度(大学)(50,000円/月)14人が受給した。

4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

本学の学友会は、在学生全員によって組織され、「学生通則」「東京家政学院学友会会則」「クラブ連合会規約」「KVA祭実行委員会規約」に則り、自主的に運営されている。

・学友会組織

学友会は、学友会役員会が中心となり、自治活動を行っている。主な活動内容は、毎年4月の新生入生歓迎会、7月の七夕、11月の「KVA祭」、12月のスポーツ大会やクリスマス等の行事を企画・運営し、学生相互の交流を深めるとともに、学生生活充実のための役割を担っている。特に、新生入生歓迎会では「クラブ連合会」が、「KVA祭」は「KVA祭実行委員会」が中心となり企画・運営を行っている。

「クラブ連合会」には、文化系サークル19団体と体育系サークル13団体が所属しており、独自の活動を行っている。学内の施設設備を使用しての日常活動のほか、各種大会への参加や研究発表会、ボランティア活動等を通じて、他大学や地域社会との交流を深めている。

学友会費は、学友会の活動費(七夕、クリスマス等)や「KVA祭」の運営費、公認クラブ・同好会への援助金、卒業生への記念品代等に配分し活動資金の支援を行っている。年度末には、「学生委員会」に決算報告を行う。

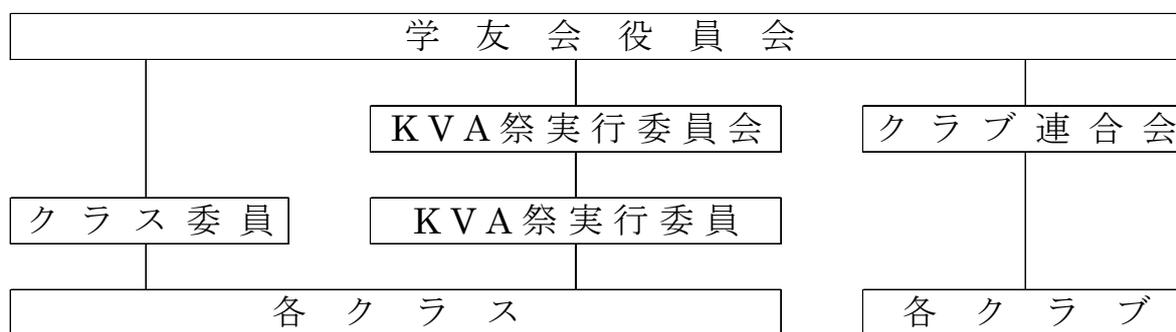


図 4-3-1 学友会組織図

4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

・保健管理センター

保健管理センターは、センター所長のもと、看護師 1 人を置いて保健管理に関する業務を行い、学生及び教職員の健康の保持増進を図っている。

毎年、年度始めに全学生・教職員を対象に定期健康診断を実施している。学生の定期健康診断受診状況及び保健管理センター利用状況は下表のとおりである。

表 4-3-2 学生の定期健康診断受診状況（単位／人）

		16年度	17年度	18年度
大 学	在籍者数	2,179	2,143	2,024
	受診者数	2,108	2,085	1,968
	受診率(%)	96.7	97.3	97.2
	未受診者数	71[5]	58[1]	56
大 学 院	在籍者数	18	12	15
	受診者数	17	11	14
	受診率(%)	94.4	91.7	93.3
	未受診者数	1	1	1

※未受診者数の[]は休学者数を表す。

表 4-3-3 保健管理センター年間利用者数（単位／人）

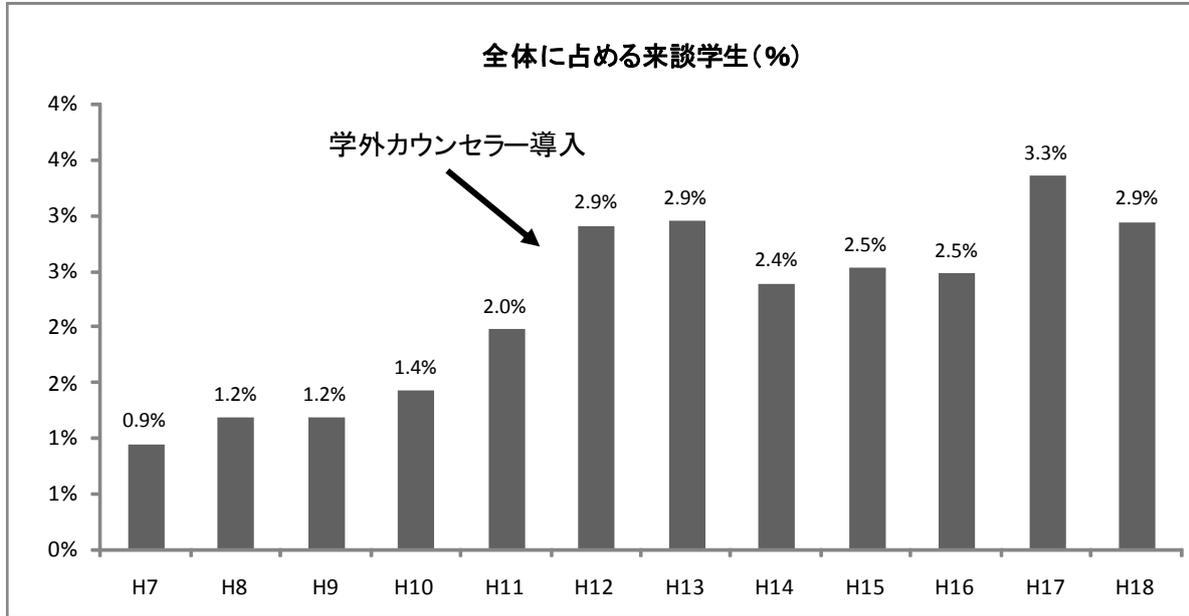
	16年度	17年度	18年度
町田キャンパス	865	852	808

・学生相談センター

学生相談センターの相談員は、「学内カウンセラー」と「学外カウンセラー」で構成されていて、現在 14 人の教員が学内カウンセラーとして学生支援をしている。学内カウンセラーには特にカウンセラーとしての資格を求めているが、常に心理学専門の教員を一定数配置し、心理相談ができるようにしている。学外カウンセラーとして精神科医 1 人が月 1 回、臨床心理士 2 人が週 2 回の割合で来校し相談にあたっている。学内カウンセラーは主として学生の履修問題や学生生活上での指導や助言をし、学外カウンセラーは精神的な悩みや心身の問題、教員との問題等に対してカウンセリングをしている。

学生相談センターの利用状況についていえば、学外からの専門職が支援していなかった平成 11(1999)年までは、相談学生数が学生総数の 1%程度に留まっていたが、学外カウンセラーを含めた相談体制を始めた平成 12(2000)年以降、来談学生は増え学生総数の 3%前後の学生が相談室を利用している。（下図参照）

表 4-3-4 学生相談センター利用率



(資料：2007年「東京家政学院大学・東京家政短期大学学生相談報告書第2号」より)

・国際交流センター

学部及び大学院において、中国を中心に約100人の留学生を受入れており、本センターは、留学生を対象とした授業科目「日本語」「日本事情」を開講し、留学生の修学支援を行っている。また、留学生の通常授業履修支援として科目チューター制度を実施しており、同じ科目を履修している日本人学生をチューターとして配置できるようにしている。

留学生の指導・支援については、国際交流センター、事務局（学生課、教務課、就職課等）、教員（学部においては学科長、専攻主任、クラス・コース担任、ゼミ担当の教員と、大学院においては論文指導教員、研究科長）と連携して行っている。

4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるシステムが適切に整備されているか。

学生からの意見・要望は2か所の食堂入口に目安箱を設置して汲み上げるようにしているが、あまり機能はしていない。むしろ学生は、教員との対話や学生課・教務課の窓口対応の中で直接意見や要望を話すことの方が出しやすい様に見受けられる。

(2) 4-3の自己評価

学生サービス、厚生補導のための組織については「学生委員会」が設置されており、年間6~7回開催している。したがって、学生関連の検討事項については適宜、検討で

きる状況にあり、緊急を要する場合にはその都度検討を行うことで対応できていると判断している。

経済的な支援に関しては、平成 18(2006)年度より「学費減免制度」が新設され、新たに、経済的に困難な状況にある学生の支援が始まった。それに伴い、既設の三つの学院奨学金は学業成績優秀者を対象とする奨励金の形で支給することに改正になった。これによって、より効果的な支援が実現することとなった。

学生の課外活動への支援については、サークル活動への支援金は限られた中で配分されているため十分とはいえないが、各々が年間計画を立て活動している。学生課としては、サークルの活動や活躍を学内外に紹介して、活動の機会を広げる支援をしており、一部のサークルでは対外的な活動が広がっている。

学生に対する健康相談の中心として活動している保健管理センターの活動については、学生の定期健康診断の受診率が 96%以上の高い比率であることから評価できると考えている。保健管理センターは常駐者が看護師 1 人であり、不在時は学生課で対応しているが、学生の急患等に対応するためには、複数体制に改善の方向で検討する必要があると認識している。

学生相談センターの中心的活動である、学生相談対応の傾向を見ると、いくつかの特徴が見られる。第一には従来の進路指導や友人関係、家族との問題等に加え、心身の不調、精神科受診歴のある学生、また教師との関係等、複層した多問題を抱えた相談が増えてきている。結果として学外カウンセラーの相談数が増え、平成 18(2006)年度は来談学生の 37%が学外カウンセラーを利用した。現在、学生相談センターが、専門家の対応が求められるような悩みを持つ学生が相談しやすい環境にあるかといえ、現在の週 2 回の臨床心理士の相談と月 1 回の精神科医の対応では十分に対応できているとは言えない。こうした状況を解決するために、心理領域を専門とする教員の専門性をもっと学生相談に活かす工夫をしていかなければならないであろう。第二の特徴として、保健管理センターを訪れている学生の中に、学生相談センターでも対応していくことが必要な者も多い。そのため、当該学生を支援するために両センターが連携することも増えてきた。第三の特徴として緊急性を帯びた問題を持つ学生に対応することも出てきており、学生に安全で安心できる環境を提供するための危機管理マニュアルが必要となってきた。このような問題の対処方法の一つとして、平成 19(2007)年度に学生相談の緊急対応と支援のための教職員の研修会をも企画しているところである。

国際交流センターは平成 18(2006)年 4 月に設立された。センター員を中心に留学生の修学支援や生活上における支援はもとより、国際交流に係る各種イベント等を企画・実施してきた。留学生の指導・支援については学科の教員と連携してサポートしている。活動が始まったばかりであるが、留学生と日本人学生との交流は深まっており、課題は残るものの、国際交流センター設立来の活動は多岐にわたり評価されるものである。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス、厚生補導については、これに関わる組織としての「学生委員会」を

より活発に機能することでさらなる改善が見込まれるので、システムテックに学生課が学生や教職員から意見を汲み上げる窓口となれるような検討を進めている。

経済的に困難な状況にある学生への支援は「学費減免制度」で十分対応できているとはいえないため、「日本学生支援機構奨学金（貸与）」への申請を紹介しているが、推薦枠に対して申請者が多く、必ず受給できるとは限っていない。経済的な事情で退学・除籍を余儀なくされている学生は多く、支援への課題は残るが、一方で、成績優秀者への奨学金の支給は学生の修学への励みとして意義があるので維持を続けたいと考えている。減免制度については検討を進める必要があるものと考えている。また、人物が優れ卒業が見込まれる学生への支援として、「学校法人東京家政学院創立 80 周年記念光塩会緊急支援金」の制度を適応し支援を検討する。しかし、当該緊急支援金には原資に限りがあるため、対応する緊急支援制度を検討することが望ましい。

学生の課外活動を担当する学友会は、自治活動を基本としているが、学生課としてはサークル等の活動状況を把握し、大学を通じて地域社会等との交流の機会をより一層広げ、成果を発表する機会を提供することで学友会活性化の一助となると考えている。また、試行的に行っているが、優秀な成績を収めたサークル等には、学長を交えた慰労会を開催しているので、今後はより多くの機会を設定し、課外活動へのモチベーションの維持に繋がりたいと考えている。

保健管理センターと学生相談センターは学生生活支援の上で不可分の関係にあると考えている。保健管理センターを訪れている学生の中に、学生相談センターでも対応していくことが必要な学生も多く、当該学生を支援するために両センターの連携が重要であり、加えてクラス担任とも連携を図る必要がある。今後、これらのセンター機能を一か所にまとめた、総合的な学生支援センターとして再編を進めるべきと考えている。留学生についても心身の健康についての問題解決という点では日本人学生と全く同じ状況にあるが、国際交流センターが把握する情報を持って対応に当たる必要があるので、学生支援センターとは並列の形で適切に対応する必要がある。

学生サービスに関わる意見の吸い上げという点では、学生課においてはクラブ・サークル関係のものが多く、ほとんどがその場での対応で対処できている。しかしながら、日頃より交流のある学友会やサークルの学生だけではなく、他の学生が必要なときに意見を言えるように環境を整える必要がある。これについては、従来設置されている目安箱の存在を周知するとともに、大学のネットワークシステムを活用し、学生の要望を汲み上げることができるよう“窓口”の設置を検討している。

4-4 就職・進学支援体制が整備され、適切に運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

大学生の就職実績はここ数年ほぼ一定しており、就職希望者の約 9 割が就職、卒業生の約 8 割が就職している。

教員組織では、就職支援を主幹する「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学就

職委員会」が毎年2～3回開催され、就職支援活動の方針について、相談・助言を含め検討・計画立案している。また、各学科・専攻の就職委員が中心となり、それぞれ年1回、3年次生を対象に就職活動時期に合わせて就職懇談会を開催し、卒業生若しくは4年次生の就職活動経験者との間で、就職活動に関する情報交換の場を設け活動支援している。懇談会に企画参加することで就職に対する意識を高め、それ以後の活動の活性化を実現している。事務員組織としては就職課が、就職資料室を用意し、求人情報・『会社四季報』や新聞等の就職活動に必要な文書情報を提供するとともに、学生が利用できるパソコンを設置して、各種就職ナビの求人情報や、就職課ホームページの求人情報や就職講座等の支援情報を常時、閲覧できる体制を整備している。支援活動の中心となる就活講座には約75%の学生が参加し、その他の就職試験対策や企業研究等の活動を合わせると、延べ参加人数は3,000人以上、就職希望学生の約6倍に達する。したがって、学生平均として計算した場合、各自年間6回以上就職支援活動に参加していると推察される。これら一般企業向けの就職支援に加えて、公務員や教員の就職支援講座も希望者に対し実施している。本学で実施している支援講座の多くは、進路確立や就職に対する助言という内容が中心であるので、必要に応じて適宜、個別相談等のフォローが行われている。

就職支援活動のひとつである就職相談は、就職課の中で最も重要な活動項目と認識しており、就職資料室の一角に常時、就職相談ができるように個室を2部屋用意している。これによって、就職課及び外部相談員が学生のプライバシーに配慮した就職相談を行うことができるようになっている。就職課員は外部の大学職業指導研究会に積極的に参加し、学生に対する就職相談・助言の方法を専門講師から学ぶとともに、他大学の就職支援活動を情報収集し、進路指導全般について大学の取組み方等の情報収集を進めている。従来は就職課職員の相談を中心として来たが、(社)首都圏産業活性化協会(TAMA協会)との協力体制ができてからは、隔週の外部相談員による就職相談も取り入れ、平成19(2007)年度からは就職支援講座を担当する業者の協力を得て、講座と連動した就職相談も開始している。他にも、年間2～3回の企業説明会を開催し、企業の説明者から業界説明や就職活動に対する助言を得る機会を提供する一方、説明会ごとに外部相談員の協力を得て、就職相談を同時に行うことで、業種・職種決定や面接対策など広範囲な相談に対応しより効果的な就職支援活動を進めている。これに加え、適切な就職指導は進路傾向の把握にあると認識し、4年生の進路について把握率を高めるため、平成19(2007)年度には4月の就職ガイダンス時に就職活動のフロー図を参加者全員に配布し、早い進路決定を促すとともに、9月の段階から都合2回の進路調査を行って指導に必要な情報の収集を効率的に行うようにしている。

4-4-② インターンシップや資格取得等のキャリア教育のための支援体制が整備されているか。

・キャリア教育／インターンシップ

学生のキャリア教育については、カリキュラムへキャリア教育を取り入れることが検討され、その先駆けとして就職課が平成18(2006)年度から「キャリアデザイン講座」を2年次生に導入し、平成19(2007)年度に153人がYESプログラムの「コミュニケ

ーション能力」の修了証書を受けることができた。平成 20(2008)年度からは、基礎科目の中で選択科目の一つとして正規の授業としてカリキュラム化された。

インターンシップについては、平成 17(2005)年度に 3 年次開講の正規授業として設置され、平成 19(2007)年度より授業が開始された。企業訪問時のマナー教育やインターンシップ希望企業への履歴書作成等の支援から、企業での活動経験報告までの体系立った支援を行い、一部企業の参加も得た報告会を 2 年生も含め実施した。

・資格取得支援

キャリア教育の一環でもある資格取得支援講座については、管理栄養士、建築士、社会福祉士等の資格取得対策講座を実施し、高い資格合格率を上げている。また、就職課が企画する形式で、宅建、ファイナンシャルプランナー、販売士等の資格試験対策講座を、希望者に対して開講している。学科単位の対応となるが、管理栄養士国家試験対策講座や補習授業の充実、フードスペシャリスト資格取得のための模擬試験、同じく食生活アドバイザーや消費生活アドバイザー等の資格取得のための補習授業や模擬試験なども積極的に行っており、学生の資格取得意欲及び合格率の向上を見ている。

・進学支援

進学支援については、従来、教員組織の委員会や、事務組織の進学支援に対する役割が明確化されていなかった。大学院や専門学校の入学願書や資料は教務課・入試課・就職課と各方面に分散したものを教務課がまとめ、進学にあたっての必要単位情報の支援を行う形で実質的な進学支援を行っている。就職資料室のような資料の公開場所の用意や、進学の進路相談は希望の学生に個々に対応する形式をとっており、現段階では計画的な教員・事務員の進学相談や外部相談員の進学相談は行われていない。

・大学院の就職支援

大学院生に対する就職支援活動は、就職資料室の求人情報や各種企業説明会情報掲示と情報提供に留まり、現時点では支援講座や大学院生向けの就職相談等は実施していない。就職・進学共に、研究指導教員が担当大学院生の支援を行う形となっている。

(2) 4-4 の自己評価

就職・進学に対する相談助言体制整備と実運営として、4 年次の卒業支援については大半の学生に指導教員がつき、卒業支援を行う体制があるが、毎年 30 人程度が留年・退学しており、3 年生までの学習支援が課題である。進学支援については、進学者が少ないこともあり、体制整備はされていない。学生が自主的に進学先を調査し、必要な情報を指導教員等から得て進学準備を進めている。

就職支援については、就職相談を中心的な就職支援活動として体制整備を行っており、3 年生後期の就職活動研究段階から活用されているが、就職に消極的な学生の強制的な就職相談を行っていないため、結果として必要な学生が相談せず、未内定のまま卒業するものが毎年 5%以上生じている。

インターンシップや資格取得支援等のキャリア教育について、インターンシップはカリキュラムに取り込まれ、授業の中で企業研修の準備教育が行われ、結果報告まで仕組みが出来上がっており、十分活用されている。宅建、ファイナンシャルプランナ

一の資格対策講座、公務員や教員の就職試験対策講座は、希望者に対し毎年実施され、多数ではないがそれぞれ合格者が出ている。合わせて平成 18(2006)年度から 2 年生にキャリアデザイン講座が導入され、3 年生の就職対策講座参加者数の増加や、就職活動意識の向上の効果をj得ていると確信している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

就職・進学に対する相談助言体制整備と実運営について、卒業支援としては、学習支援センターが設置され、退学・留年などの学習上の問題について相談できる相談室と相談員の体制が確立されているので、今後の運用で効果が期待される。進学支援については、進学・就職の進路調査を 4 年生進級直後に行い、進学希望者の進路情報を、卒業指導教員とクラス担任へ進路情報として報告し、抜け落ちを減らす。就職支援については、さらに事務職員の相談支援技術の向上を図り、学生が利用し易い相談体制としていく。就職活動に消極的な学生あるいは活動状況が把握できない学生に対しては、進路調査を充実させて進路を明確に把握するとともに、卒業指導やクラス担任の教員と連携を強めて支援の強化を図る。

インターンシップや資格取得支援等のキャリア教育については、2 年生のキャリアデザイン教育の前に 1 年生の進路意識を高める講座を検討する。筆記試験で就職活動が進まぬ学生の対策として低学年からの試験対策も検討する。

[基準 4 の自己評価]

基準 4 の各小項目ごとの自己評価は行っているが、基準 4 全体の自己評価に関しては、平成 20(2008)年度の内容が含まれているため適切な評価ができないので、平成 20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

[基準 4 の改善・向上方策（将来計画）]

基準 4 の改善・向上方針（将来計画）については、基準 4 の全体の適切な評価ができないので、平成 20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

基準 5. 教員

5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-1-1 ① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか。

全学の教員組織は、資料編の表 F-6 に示すとおりある。設置基準上必要な専任教員数が 86 人であるのに対し、今年度の専任教員数は 83 人で 3 人不足しているが、来年度には解消する予定である。「基礎共通」担当の教員については、各学部の「学務部会」とは別に全学共通の「基礎教育部会」を設置し、全学の教員で対応しているので実質的には不足していない。

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

専任・兼任の構成比は、およそ2対3で兼任の数の方が多くなっているが、これは、専門家やネイティブの外国人教員が担当することによる学生への良い刺激を考慮していることである。（資料編 表 F-6 参照）

年齢構成は、61～70歳が28.9%、51～60歳が37.3%、41～50歳が28.9%、31～49歳が4.8%で、51～60歳の年齢層が最も多い。51歳以上が66.2%を占めるため、高年齢層に偏りが見られるといえる。（資料編 表 5-2 参照）

職階別には、教授が60.2%、准教授が31.3%、専任講師が8.4%で、教授が占める比率が高い。（資料編 表 5-2 参照）

全学の女性教員は、37.3%を占める。各職階別には、教授職では30.0%、准教授職では38.5%、講師職では85.7%を占め、上位の職階になる程、女性教員が占める比率は下がる。（資料編 表 5-1 参照）

専門分野については、各学科、各学務部会で十分に検討した上で採用しているので、特に問題はない。

(2) 5-1の自己評価

平成19(2007)年度に限り、専任教員の数は、大学設置基準上の必要教員数に若干達していない。また、兼任教員の数が専任を上回っていることにも多少の問題がある。年齢構成比が高年齢層に偏る傾向にも、大学の将来を考える際には、注意を払わなければならない。

(3) 5-1の改善・向上方針（将来計画）

大学設置基準上の必要教員数を満たす措置を、来年度にとる予定である。また、高年齢層に偏りがちな年齢構成を徐々に是正するとともに、兼任教員数を必要最小限にまで引き下げる所存である。

5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確に示されているか。

教員の採用・昇任については、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学教員選考基準の実施に関する内規（以下「教員選考基準の実施に関する内規」と略称する）」「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学教員選考委員会の運営に関する内規」「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学助手任用規則（以下「助手任用規則」と略称する）」に従い、研究業績、教育業績、実社会における業績、人物について総合的に審査し（論文の査読や、採用人事の際の面接を含む）、採用あるいは昇任を行っている。

募集する場合は、原則として公募制を採用し、広く人材を募っている。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規定が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任については、「教員選考基準の実施に関する内規」「助手任用規則」に定められ、適切に運用されている。

教員の採用については、各学科会議や各学部「学務部会」や「基礎教育部会」の要請に基づき、各学部長が「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学運営委員会（以下「運営委員会」と略称する）」（理事長、学長、副学長、学部長を含む部局長、専務理事により構成）に採用枠の申請を行う。承認を得た後、公募を行う。応募者の業績・人物審査は、応募者の面接も含めて、各学部教授会で選出された選考委員が「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学選考委員会（以下「選考委員会」と略称する）」を開いて行う。審査結果は、「教員選考会議」（構成員：教授職を求める場合は、教授会の教授メンバー。准教授職を求める場合は、教授会の教授・准教授メンバー。講師職を求める場合は、教授会の全メンバー。）で審議され、採決される。採決結果は教授会に報告される。

教員の昇任については、各学部長が「運営委員会」に昇任枠の申請を行い、承認を得た後、各学部教授会で選出されたメンバーで構成する「選考委員会」で、研究業績・教育実績・人物について審査される。審査結果は、採用人事の場合と同様に、「教員選考会議」で審議され、採決される。採決結果は教授会に報告される。

(2) 5-2の自己評価

採用、昇任人事とも、規定に則り、公正に適切に行われている。

(3) 5-2の改善・向上方針（将来計画）

分野によっては、実社会での業績を加味する必要が生じるが、分野ごとに実社会での業績が持つ重みが異なるので、総合判断への比重を確立する必要がある。

5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。

本学では、90分（2授業時間）の授業を半期15週行った場合に、1コマとしている。学部による担当授業時間数の差はほとんどないが、個々の教員を見ると、かなりの差が生じている。（資料編 表5-3参照）

学生指導・支援のために、授業時間以外のオフィスアワーを週に2授業時間以上設けており、週に4日以上の出勤を原則としている。

5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)等が適切に活用されているか。

TA制度は、本学大学院研究科の学生に教育活動を体験させる目的もあって導入され

た。したがって、全学に導入されているものの、実際には大学院生の研究領域と一致する分野でのみ機能している。(資料編 表 F-6 参照)

5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

専任の教授・准教授・講師には一律に 30 万円が、また、指導教員の許可を得て研究計画書や中間報告書を提出した助手には 10 万円が支給され、研究資料の購入や学会出張旅費等に当てられている。(資料編 表 5-6、5-7 参照)

科学研究費を含む外部研究資金も導入されているため、学部別で見ると、家政学部の方が人文学部に比べて潤沢である。(資料編 表 5-6 参照)

(1) 5-3 の自己評価

教員の教育担当時間数については、教員間に差がある点は、是正しなければならない。

TA 制度については、教員の教育研究活動支援の観点から、更に改善する余地がある。研究費の配分については、外部資金の導入に関して、学部間で差が見られる。

(2) 5-3 の改善・向上方針（将来計画）

教員間の教育担当時間数差を縮小するため、カリキュラム改革を更に推進する。外部資金の導入が不十分な学部は、導入を目指して取組みを強化する。

5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等の取組みが適切になされているか。

「東京家政学院大学教育改善（FD）委員会（以下「FD 委員会」と略称する）」の下に、教員相互間で授業参観を行い授業改善に役立てている。参観者が、「FD 委員会」を通じて授業実施者にコメントを送ると、授業実施者は、そのコメントを検討した上で、再び FD 委員会を通じて授業改善策を参観者に送るという仕組みである。他の教員の授業を参観することで得るものも多く、おおむね好評である。また、学期末には必ず学生による授業評価を実施し、その結果を各授業に反映させると同時に、全員の授業評価結果一覧表を教員に配布している。

また、今年度は、外部講師を招く SD・FD 講演会を 3 回実施した。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

5-4-①で述べたとおり、教育改善を促すための評価体制は、「FD 委員会」のもとで整備され、適切に運用されている。また、昇任に際しての研究活動の評価体制も、昇任規則として確立している。

(2) 5-4 の自己評価

5-4-①で述べた取り組みは、教員の意識改革に役立っており、十分な成果を挙げている。

(3) 5-4の改善・向上方策（将来計画）

さらなる教育研究活動の向上を目指して、教員全員の意識改革に取り組む所存である。

[基準5の自己評価]

基準5の各小項目ごとの自己評価は行っているが、基準5全体の自己評価に関しては、適切な評価ができないので、平成20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

[基準5の改善・向上方策（将来計画）]

基準5の改善・向上方針（将来計画）については、基準5の全体の適切な評価ができないので、平成20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

基準6. 職員

6-1 職員の組織編制及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。

学校法人東京家政学院（以下「学院」と略称する）の事務組織及びその人員構成は図6-1-1 組織別職員配置図に示すとおりとなっている。学院は、教育機関としての業務を合理的・効率的・効果的に遂行する必要があることを踏まえて事務組織を構成している。

平成20年5月1日現在

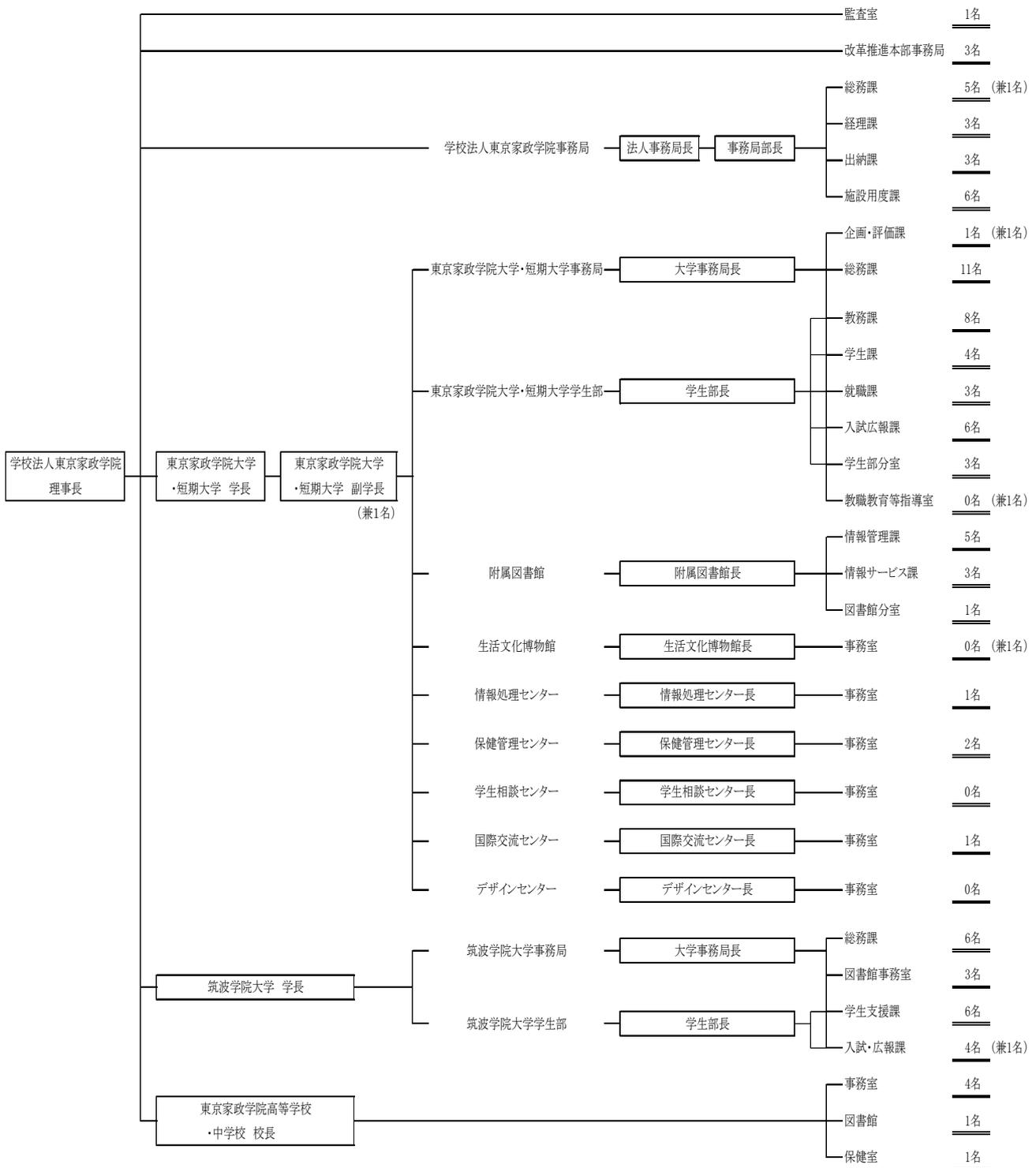


図 6-1-1 組織別職員配置図

学院は、東京家政学院大学・筑波学院大学・東京家政学院短期大学（平成 21(2009)年度募集停止）及び併設の高等学校・中学校を擁しているところから、その共通する

総務・経理・施設設備等の事務は学院の事務局において一括して処理している。

大学の事務局においては、大学固有の問題に対処する総務・教務・学生支援・就職・入試広報等の各組織を設け、図書館事務についても自前で処理している。また、東京家政学院短期大学・高等学校・中学校の固有の事務の多くについては、学院の事務局において一括して処理している。このように学院事務局は、学院に共通する事務の統括と一部学校の合同事務局の両面を担っている。

また、平成 20 年度からは大学の経営体質を強化するために、新たに改革推進本部事務局と監査室を理事会・理事長の直属組織として法人に設置した。これにより変動する経営環境に柔軟に対処し、学院の目指す経営改革・将来展望を果敢に推進していくことを企図している。

学院の業務運営上も、人件費の縮減は大きな課題であり、かつ求められる事務効率や学生サービスに過不足なく対応するために、これまでの組織を見直した課系の統合を順次進めている。この一環として学院事務局では平成 20(2008)年 4 月に庶務課と人事課を統合して総務課に、7 月に経理課と出納課を統合して経理課に編成替えを行っている。

東京家政学院大学の事務組織は、事務局に企画・評価課及び総務課を配し、学生部に教務課、学生課、就職課、入試広報課及び学生部分室を配している。附属図書館事務部には、情報管理課、情報サービス課及び図書館分室を置いている。

このほか、生活文化博物館、情報処理センター、保健管理センター、学生相談センター、国際交流センター及びデザインセンターを設け、その事務を処理している。

事務局と学生部は組織上並立の形を採っているが、日常的な業務の遂行については事務局長が双方を一体的に運営管理している。学生部長（教員に委嘱）は、基本的な事項について指揮命令を行うが、事務局長と常時調整を行っており関係は円滑である。

企画・評価課は、課長以下職員 2 人（うち 1 人は併任）と補助員 1 人で構成される。東京家政学院大学の将来計画を検討・推進する中核組織であり、理事会・理事長直結で組織された改革推進本部事務局と常時連携して、構造改革（KVA ルネサンス）を先導する役割を担っている。この一環として、自己評価、第三者評価の事務統括を担当するとともに、大学の部局長会議事務局機能並びに秘書業務を担っている。

総務課は、課長以下職員 11 人で構成されている。大学に関する公文書の接受・管理、学則をはじめ諸規則の制定・改廃、大学配付予算に関する収入・支出・給与・厚生関連事務、校地・校舎等施設・設備の維持管理、機器・備品・消耗品等の調達・管理、その他大学事務に関する連絡・調整・統括を行っている。

教務課は、課長以下職員 8 人と補助員 2 人で構成されている。教育課程及び授業計画に関する事務、学生の学籍・履修・成績管理、授業・試験の連絡調整等の教務に関する事務を統括している。特に、教授会事務局をはじめ、教員との連絡調整に重要な役割を担っている。

学生課は、課長以下職員 4 人と補助員 1 人で構成されている。学生の学習相談・生活相談、学友会をはじめ課外活動・学生行事の支援、宿舎やアルバイトの斡旋、保健衛生その他学生生活の諸支援等、幅広い事務を親身に遂行している。

就職課は、課長以下職員 3 人で構成している。企業等の求人情報を収集するととも

に、学生に対して就職活動の進め方・面接への対応等、就職に関するきめ細かい指導・研修を実施している。

入試広報課は、課長以下 6 人で構成されている。学生募集に関する企画・広報、募集要項の作成、高校等への訪問勧奨、出願・入学試験の運営管理等の学生募集に関する諸活動を一元的に担当している。特に、学生の出身校との関係緊密化に意を用い、信頼関係を強化する中で高大連携を推進している。

図書館事務部情報管理課は、課長以下職員 5 人（うち 1 人は併任）と補助員 1 人で構成している。図書館の予算・決算、図書館資料の発注・分類、図書管理システムの運営管理、そのほか図書館広報や諸調査・統計に関する事務を担当している。本学の貴重な資料である大江文庫の整備充実にも注力している。

図書館事務部情報サービス課は、課長（部長が併任）以下 3 人の職員と 1 人の補助員で構成している。窓口対応には、学生アルバイトも活用し、職務経験の場を提供している。図書館資料の貸出・返却管理、学生への閲覧支援、紀要の取りまとめ、そのほかあ内外の利用者に対する親身な利用サービス等を行っている。図書館は町田市民へも開放しており、地域連携の一翼を担っている。

このほか、生活文化博物館、情報処理センター、保健管理センター、学生相談センター、国際交流センター及びデザインセンターについては、それぞれの長（教員に委嘱）のもと、職員を若干名ずつ配置している。これにより、教学組織との常時連携をより確実なものとし、きめ細かい学生サービスを心掛けている。

ところで、大学事務局においても、事務合理化の観点から平成 20(2008)年 4 月に、総務課と管理課を統合して総務課とした。これにより分掌する範囲は広範となったが、業務の繁閑を考慮した要員の流動的配置や相互支援を逐次実施している。現在、大学では町田市・八王子市等との地域連携や同域内における産学連携を積極的に推進しており、今後、これらをさらに充実していくためにも、リエゾンオフィス機能の整備充実を図っていきたい。

また、将来的には事務局・学生部を改変して、新たな教育・研究の機構（KVA ルネサンスセンター）を設置することを目指している。これは、事務機能を教学組織と一層緊密化することに狙いがある。

6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。

採用については、採用計画をまず理事会で審議して、構造改革の進捗と財政状況を勘案しながら、将来を担う新規学卒者などの人材を計画的に採用することとしている。また、教務・修学相談・財務・広報・情報システム等の分野で、即戦力となる専門的能力を有する人材を確保する必要があるときは、適時適切な方法で中途採用を行うことも視野に入れている。そのニーズが臨時的・一時的なときは派遣職員の活用等も検討する。ただし、当面は人件費の縮減に配慮した抑制運営を旨としている。

昇任については、職員の適性・能力、勤務実績、研修実績等を考慮して、3 キャンパスの事務局長が協議・調整のうえ実施してきている。ただ、職員の年齢が年々上昇する中で相対的に処遇するポストが不足傾向にあり、登用が遅れがちである。今後とも適正に管理し、公平で納得性のある運用を心掛けるが、管理職登用に限らず、専門職

等職員の適性に応じた多様な配置を検討していく。

異動については、職員の適性・能力、勤務実績、希望等を勘案して、3キャンパスの事務局長が協議・調整のうえ実施してきている。協議・調整が難航したときの裁定は専務理事が行っている。学院は、キャンパスが千代田三番町、町田、つくばと散在しており、転居を伴う異動が行いにくいいため、キャンパス間異動は比較的少なかった。しかし、職員の視野を広げ、公共性や柔軟性を身につけるのに、職員に複数のキャンパス勤務を経験させることは有意義である。これにより、業務上必要な場合を除き、原則として5年以内を目途に職員の異動を行い、長期滞留の弊害抑止に努めることを基本に考えたい。

一方、大学事務局内における異動については、大学事務局長の判断で、より柔軟に行えるように配慮している。大学事務は総じて広範に亘り、かつ緊密な連携を求められることから、活発な相互交流が職員の資質向上にも有意義である。これにより、変化を求められる学生サービス等に機動的に対応できる人材の育成も期待される。

なお、この人事異動についても学院の事務局に速やかに報告されることとなっている。

6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・昇任・異動の方針については、職員人事基本計画—人材の育成と適正配置—に基本的なことを定めている。具体的な運用については3キャンパスの事務局長が協議・調整のうえ実施してきている。

当面の採用については、人件費縮減を求められる財政事情から限定的に考えざるを得ない。しかし、構造改革の推進や喫緊の課題に対処するために必要な人材については、理事会ほか関係部署と十分な協議・調整のもと、適時に確保していきたい。その際、嘱託職員・補助員の活用や業務委託等も弾力的に考えていく。

昇任については、経験年数を基本としたガイドラインが存在する。でも、運用上は、経験年数に加えて、職員の持つスキル・判断力・情意及びこれまでの業績等を総合的に判断しなければならない。このため、現状は3キャンパスの事務局長が協議・調整のうえ実施してきている。今後、職員のモチベーション高揚を促し、育成に配慮したキャリアパスを実現し、将来を担う人材を育成するためには、納得性の高い評価制度を構築する必要がある。ただ、人事評価制度の導入については有力な異論もあるので、応分の時間を掛けて協議・調整を重ねることとしたい。

異動についても、職員の適性・能力、勤務実績、希望等を勘案して、3キャンパスの事務局長が協議・調整のうえ実施してきている。ただ、3キャンパスが町田市、千代田区三番町、つくば市と点在していることから、転居を伴う異動が行いにくい状況にはある。この課題には、構造改革を推進する中で解決策を模索する。

(2) 6-1の自己評価

職員の採用・昇任・異動については、公平で納得性のある運用を心掛けている。ただ、人件費の縮減を迫られる財政事情から、採用は当面抑制的に考えざるを得ない。

昇任・異動については、積極的に展開して、職員のモチベーション高揚とスキルアップにつなげたい。ただ、一部に長期滞留の傾向も見られるので、これを遅滞なく是正していきたい。キャンパス間交流も推進する。

しかし、大学事務局には一部混乱も見受けられる。平成 22(2010)年度に家政学部と人文学部を廃し、新たに統合した現代生活学部を設置すること、その学部内に現代家政学科、健康栄養学科、生活デザイン学科、児童学科、人間福祉学科を設けることを受け、カリキュラムの編成や履修モデルの作成に、職員も、教員との調整や関連する事務フォローに追われている。改組の一部は平成 21 年度に先行実施され、次年度にさらに一部変更する 2 段階を踏むことから、継続性の確保にも配慮している。また、キャンパスが町田と千代田三番町に分かれることから、学生への対応にも手薄感が発生する。

このような事情のもと、「事務量が多すぎる」「課係間格差の是正が必要ではないか」等、職員にも少なくない不満が噴出している。ともかく大学を取り巻く業務環境認識を共有化し、職員相互の連携を緊密にして助け合い、切磋琢磨して相互のスキル向上に努められるように、事務局の雰囲気醸成する必要がある。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

「東京家政学院大学の地域における認知度は向上したか?」、「社会で役立つスキルと KVA 精神を身に付けた学生は輩出できているか?」、「抑制された職員数の中で事務効率と学生サービスは確保できているか?」等の課題に対して、改善すべき点はなお数多い。

これに対処するため、将来的には事務局・学生部を改変して、新たな教育・研究の機構（KVA ルネサンスセンター）を設置したい。これは、事務機能を教学組織と一層緊密化することを狙い、そのイメージは次のとおりである。

- ・アドミッションセンター：学生募集、入学者選抜、高大連携、入学前教育等
- ・学生支援センター：修学支援、学生相談、保健管理、障害者支援等
- ・共通教育センター：教養教育、基礎教育、導入教育、キャリア形成支援等
- ・地域交流センター：国際交流、地域連携、共同研究、生涯学習支援等
- ・総合情報センター：図書館、情報活用（処理広報）、広報等

6-2 職員の資質向上のための取組みがなされていること。

(1) 6-2 の事実の説明（現状）

6-2-① 職員の資質向上のための研修(SD 等)の取組みが適切になされているか。

職員の研修については、その適性・能力、希望等に応じ、文部科学省・日本私立学校振興共済事業団・日本私立大学協会・日本私立短期大学協会・(社)私学経営研究会・(社)日本能率協会など関係団体の協力を得て、外部研修の機会を設けている。また、各職場においては、日常業務を効率的・効果的に遂行するために、教育指導や相互学習が行えるよう OJT(On the Job Training)訓練を推奨している。

さらに職員全体の資質向上を目指して SD 研修や集合研修も随時開催している。その

一環として、平成 20(2008)年 9 月には学院の構造改革を理解し、期待される職員の役割を周知するために全体研修会を開催した。この研修会では、大学職員サポートセンターの協力を得て、小日向同センター理事長に「学院の構造改革と職員に期待される役割」の講演をいただき、学院の現状について客観的な理解を促した。これが、私学経営の直面する問題点とその中における東京家政学院の位置づけ並びに問題点の整理に大いに役立ったと、職員の評判を得ている。この後、学院の理事長が「学院財政の現状と当面の課題」を、さらに専務理事が、「構造改革基本方針と今後の取り進め方」について分かりやすく説明し、職員相互の共通認識を深めた。これらを踏まえて「改革推進に私たちが果たす役割と事務改善」のテーマのもと、職員間で活発な意見交換が行われた。この全体研修会は、知識の習得のみならず、職員の相互啓発と交流に有益であるとの評価を得て、今後とも継続的に実施される予定である。

東京家政学院大学においては、SD 研修を FD 研修と合同で実施してきている。平成 19(2007)年度においては、SD・FD 合同講演会を年 3 回実施した。第 1 回は(株)リクルートの協力を得て「今、大学に求められるものー未来予測を踏まえー」のテーマで熾烈化する私学間競争の実態を説明し、第 2 回は広島大学の協力を得て「変化する時代の中の大学経営と教職員」のテーマで教職員の自発的变化への対応を促し、第 3 回は(財)日本高等教育評価機構の協力を得て「大学の認証評価とは何か」のテーマで認証評価システムを実践に則して解説していただいた。これらの講演会は、職員の業務環境認識と自らの職務遂行について大いなる啓発に資したものと評価している。

また、平成 20(2008)年度には、平成 21(2009)年 2 月に「東京家政学院大学の再生を期して」と題する講演会を開催している。講師は、本学院の非常勤理事で私学事業団の監事の都賀善信氏が務めた。構造改革を進める教員と職員の双方にとって、私学経営を知悉する講師の大所高所の視点を理解し、自らの啓発に資する良い機会であった。

(2) 6-2 の自己評価

外部研修については、文部科学省をはじめ諸機関の研修機会を概ね有効に活用してきている。一方、学内研修についてはこれまで職務上の OJT 研修が主で、集合研修の機会は小規模世帯故に十分ではなかった感を拭えない。

しかし、大学を取り巻く環境の変化に対応できるスキルを錬磨するためには、外部研修の更なる利用や集合研修による相互啓発は効果大であり、今後とも適切に拡充していきたい。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年度の学部・学科改組を事務面から支援し、学生及びその父母等関係者の評価を得て、社会的認知度を向上させるためには、職員のスキル向上が不可欠である。とりわけ教育内容や学生ニーズの多様化を支え、将来の改組イメージである KVA ルネサンスセンターを実益多いものにするためにも、職員それぞれが得意技を有した活力に溢れたスタッフとして活躍できるように、研修機会の充実を図っていきたい。

6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

(1) 6-3 の事実の説明（現状）

6-3-① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

職員としての補助員 18 人を研究室に配置し、教員の教育研究活動をサポートしている。

また、職員の位置づけではないが、家政学部に 12 人、人文学部に 3 人の助手を配置している。助手の業務は、実験実習の遂行支援に留まらず、学生の相談相手としても大きな役割も果している。

学生部教務課では、カリキュラム編成、シラバスの整理、授業・実習・試験等の遂行支援、履修・学業成績管理、学生の履修相談（資格科目を含む）等の事務を分担している。教科内容の理解を促す補修のための学習支援センター活用については、教務課の職員が学習支援アドバイザーとして、教員と連携して親身な指導を補佐している。また、留学生については、国際交流センターに専任担当者を置いて、履修支援のみならず、生活全般の指導・相談も行っている。

一方、科学研究費補助金については、その適切な取扱いを確保するため、総務課の職員が担当教員に代わって所要の事務を担当している。すなわち、物品調達や旅費・人件費支出（アルバイト等）等については、担当教員が直接関わらずに、研究室の助手や総務課担当者が発注・納品管理・代金支払・勤務管理等を客観的な立場で処理している。

また、総務課においては、町田市や八王子市並びに同地域におけるさまざまな団体との連携を教員と一体となって推進することにより、地域における大学の存在感発揮に大きな役割を果たしている。

例えば、町田市が平成 20（2008）年に市政 50 周年を迎えるに当たり、大学はさまざまなイベントに協賛した。特に、親子が一緒に参加したシンポジウム「子どもげんきライフ」や地域の特産品を活かしたお菓子づくり、学生がつくる会社案内、華やかなファッションショーの展開など、育・衣・食・住それぞれの分野に、大学のもつ知的ノウハウを惜しみなく提供して好評を博した。

産学連携の一例としては、西部信用金庫との包括的協定に基づき、TAMA 活性化協会に加盟している。これにより、同協会が主催する地場産業フェア等の各種イベントに、家政学科の教員と総務課をはじめとする職員が連携して中核的な役割を果たし、その活発な活動を支えている。

(2) 6-3 の自己評価

東京家政学院大学は、平成 22(2010)年度から家政学部と人文学部を現代生活学部へ統合する改組を鋭意推進中である。このため、教育課程及び授業計画を主とする改編作業が進行中であるため、繁忙を極めている。キャンパスが町田と千代田三番町に分かれる施設設備の整備や学生気質の変化・求めるサービスの多様化への対応と合わせて、取り組むべき課題は多い。

しかし、課系の統合をはじめとする事務局（学生部を含む）内の連携緊密化施策は、一定の成果を上げている。

(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）

将来的には、事務機能を教学組織と一層緊密化する新たな教育・研究の機構（KVAルネサンスセンター）の設置に向けて、逐次改善を進めていきたい。その新機構は、アドミッションセンター、学生支援センター、共通教育センター、地域交流センター、総合情報センター等で構成され、分掌する事務は6-1の改善・向上方策（将来計画）に示すとおりである。

[基準6の自己評価]

基準6の各小項目ごとの自己評価は行っているが、基準6全体の自己評価に関しては、平成20(2008)年度の内容が含まれているため適切な評価ができないので、平成20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

[基準6の改善・向上方策（将来計画）]

基準6の改善・向上方針（将来計画）については、基準6の全体の適切な評価ができないので、平成20(2008)年度の自己点検・評価結果に譲ることとする。

基準7. 管理運営

7-1. 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、管理運営に関する方針が明確に定められているか。

本学における管理運営の方針は、建学の精神である「KVA精神」に基づき、Knowledge（知識）・Virtue（徳性）・Art（技術）を兼備する心身ともに健全な良き社会人・家庭人を育成することを目的とした教育・研究活動を担保することを基本としている。そのために、理事会等と教学組織とが連携・協同し、大学としての社会的責任を果たし得る意思決定システムを構築するよう、現在さまざまな視点から学校法人及び各大学等の組織体制を見直し、近年の急激な社会情勢の変化に対応できるよう、管理運営全般の体制強化を図っている。

本学では、上記のような基本方針に基づき、管理運営機関及びその運営方法に関する方針を、規程等において明確に定めている。

・学校法人の管理運営方針

学校法人の管理運営は、「学校法人東京家政学院寄附行為(理事会、理事、監事、評議員会等)」、「学校法人東京家政学院将来計画検討委員会規則」、「学校法人東京家政学院改革推進本部規則」等とそれらに基づく関連諸規則によって明確に定められている。

・教学部門の管理運営方針

教学部門の管理運営は、「東京家政学院大学学則」、「東京家政学院大学大学院学則」、

「東京家政学院短期大学学則」、「筑波学院大学学則」、また各大学等の「教授会運営規則」、各種委員会等規則及びそれらに関連する諸規則によって明確に定められている。

・事務部門の管理運営方針

事務部門の管理運営は、「学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織並びに職員配置に関する規則」、「学校法人東京家政学院及びその設置する学校の事務組織の事務分掌に関する規則」及びそれらに基づく関連所規則によって明確に定められている。

7-1-② 管理運営に関する方針に基づき、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

前述した管理運営に関する方針に基づき、学校法人、教学部門及び事務部門の管理運営体制が整備され、機能している。

・学校法人の管理運営体制

私立学校法改正（平成 17(2005)年 4 月施行）の立法趣旨に基づき、平成 17(2005)年 4 月 1 日に学校法人東京家政学院寄附行為を全面改正し、理事長の権限と責任を明確化し、従前以上に機動的な意思決定を可能とする管理運営体制の整備を行った。

学校法人の管理運営は、私立学校法に基づき理事会、評議員会、監事が行っている。その職務及び機能は以下のとおりである。

学校法人は、理事（11 人以上 14 人以内）、監事（2 人）の役員を置いている。

理事会は、理事 11 人以上 14 人以内の理事をもって組織されている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。理事のうち 1 人を理事長、1 人を専務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任している。理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。専務理事、及び学校法人の設置する各学校の長は、理事長を補佐し、学校法人の業務を分掌している。

評議員会は、27 人以上 30 人以内の評議員をもって組織されている。評議員会は、学校法人の業務もしくは財産の状況または役員の仕事執行の状況について役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができるものと定められる諮問機関である。

監事 2 人は、法人の業務と財産の状況を監査する監査機関である。監事は、毎会計年度、監査報告書を作成して理事会及び評議員会に提出するとともに、学校法人の業務に不正並びに寄附行為違反を発見した場合は、これを文部科学大臣または理事会及び評議員会に報告する義務を負っている。

・大学等の管理運営体制

東京家政学院大学・東京家政学院短期大学における教育研究に関する全学的事項について連絡調整し、大学各学部・各学科及び短期大学学科の運営改善を図ることを目的とし、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学連絡協議会（以下「連絡協議会」と略称する）」を設置している。「連絡協議会」は、学長、副学長、各学部長、各学科長、大学院研究科長、附属図書館長、博物館長、学生部長、副学生部長、東京家政学院大学事務局長を構成員とし（副学長、副学生部長については平成 18(2006)年 4 月 1 日より設置）、必要に応じて学長が招集している。

・東京家政学院大学及び大学院の管理運営体制

東京家政学院大学及び大学院の教育・研究に関する管理運営は、「東京家政学院大学家政学部教授会」、「東京家政学院大学人文学部教授会」、「東京家政学院大学合同教授会（以下「合同教授会」と略称する）」、「東京家政学院大学大学院人間生活学研究科会議」を中心とし、課題分野別に設置された各種委員会を補助機関として「東京家政学院大学教授会（以下「教授会」と略称する）」でこれを決している。「教授会」は、学則において各学部置くことを定めており、専任の教授、准教授及び講師をもって組織している。「教授会」においては、①教員の専攻、昇任、そのほか身分に関する事項、②学術研究及び教育計画に関する事項、③学生の入学、卒業、休学、退学、転学及び除籍に関する事項、④学生の賞罰に関する事項、⑤学生の厚生補導に関する事項及び学長の諮問する事項及びそのほかの大学重要事項を審議している。「教授会」の運営については、「東京家政学院大学教授会運営規則」により定めている。各学部教授会は、原則として1か月に一度開催し、その他必要な審議事項がある場合には適宜開催する。また、両学部に係わる事項については、「東京家政学院大学合同教授会規則」で定められた「合同教授会」を開催し、両学部に通ずる事項及び合同で審議することが適当と認められる事項等について審議している。

上述のように課題分野別に「東京家政学院大学学務委員会」、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学入学者選抜委員会」、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学学生委員会」等を設置しており、教育内容、入学試験及び学生生活等に係わるそれぞれの事項について審議し、「教授会」に諮っている。

7-1-③ 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

理事会、評議員会、監事の役割と役員選任については、「学校法人東京家政学院寄附行為」において規定されている。

学長の選考については「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学学長選考規則」において、任期については「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学学長の任期に関する規則」においてそれぞれ規定されている。同様に副学長は「東京家政学院大学副学長の設置に関する規則」、学生部長は「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学学生部長及び副学生部長選考規則」、学部長は「東京家政学院大学学部長選考規則」において選考方法、任期が規定されている。

(2) 7-1の自己評価

私立学校法が改正され、学校法人の代表者は理事長とし、最終的な意思決定機関は理事会であることが明確になった。すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定ができる体制を整備し、さまざまな課題に対して主体的、機動的に対応していくことが、改正の趣旨とされている。要約すれば、理事会がひとつの組織体、言わばチームとして機能し、学校法人の最終的な意思決定機関としての責務を果たすことが求められている。

前述したように本学の寄附行為には「理事長は学校法人を代表し、その業務を総理

し、専務理事、学長、校長は理事長を補佐し、学校法人の業務を分掌する」旨、明記されている。これに則り専務理事、学長、校長である理事が理事長を補佐して分掌する法人業務について規定され、「常務連絡会」が設けられ、現在は「常勤役員会」が置かれている。

(3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記のような学内理事が理事長を補佐する規定は整備されているが、実質的にその執行を担う「常勤役員会」の権限等が規定されていない。その結果、「常勤役員会」と理事会との関係、果たすべき役割において不明確な部分がある。寄附行為に則り、「常勤役員会」が起点となり、理事会がひとつのチームとして機能し、グランドデザイン等を策定するために、その機能を十分発揮できるよう規則整備を進める等、さらに実態に即して改善していくことが課題のひとつである。

7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

東京家政学院大学・東京家政学院短期大学における重要事項を審議し、学校法人との連絡調整を図る機関として、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学運営委員会（以下「運営委員会」と略称する）」が設置されている。「運営委員会」は、学長、専務理事、副学長、家政学部長、人文学部長、大学院研究科長、短期大学学科長、附属図書館長、学生部長、学校法人事務局長、東京家政学院大学事務局長を構成員とし、原則として毎月1回の定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催している。

本学の使命と目的を実現するために、理事会、評議員会、監事から成る管理運営体制を整備し、法人事務局、大学事務・教学組織等が連携・協同して教育・研究活動と学生支援体制の拡充を図ることを可能とする意思決定体制を構築している。

(2) 7-2 の自己評価

「常勤役員会」と理事会との関係に不明瞭な点があることは述べた。関連し、理事長を中心とした理事会が担う役割と、学長を中心とした設置大学及び教授会との役割分担にも、今一つ不明確な部分があり、この点が課題となっている。この課題は、取り巻く経営環境が年々悪化するにつれ、その鮮明さを増している。換言すれば、迅速な問題解決を求められる、経営管理における問題点が顕在化してきており、学校法人のもとに置かれる教学組織、事務組織の権限、運営、統制等の問題と密接不可分である。

教員組織、事務組織については基準 3、5、6 等で述べた。ここではその詳細に触れないが、東京家政学院大学を設置する学校法人東京家政学院は法人全体で、学士課程入学定員数 890 名、短期大学士入学定員数 160 名、高等学校入学定員 200 名、中学校入学定員 200 名で、専任教員（中高教諭含む）総数 198 名、専任職員総数 98 名（いずれも平成 20(2008)年 5 月 1 日現在）という中小規模の大学法人である。一方、こうし

た中小規模の大学法人でありながら、点在する 3 つのキャンパスに 2 大学、短大、高等学校、中学校を設置し、教学組織、事務組織も各キャンパスに分散している。こうした設置形態が組織のスムーズな意思統一や統制管理を難しくしている要因であることが指摘できる。

(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

こうした現状を鑑み、事務組織については大学の自主性・自立性を尊重すると同時に①学校法人東京家政学院の事務組織は理事会（理事長）のもとに置かれる。学院のすべての事務組織は理事会（理事長）の指揮のもと、業務を遂行すること②法人事務局は各学校の事務組織を総括し、各学校の事務組織は法人事務局の指揮のもと、業務を遂行することを改善方針とする。教学組織については学長・校長が、理事長の定めるところにより理事長を補佐し、所属職員を統督することを改善方針とする。上記の方針を徹底するため、規定見直し等も含めた改善策を検討する。

7-3 自己点検・評価等の結果が運営に反映されていること。

(1) 事実の説明（現状）

7-3-① 教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために、自己点検・評価活動等の取組みがなされているか。

平成 3(1991)年の大学設置基準の大綱化に伴い、自己点検・評価のために、平成 5(1993)年に「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院・東京家政学院短期大学自己評価委員会（以下「自己評価委員会」と略称する）」を設置した。「自己評価委員会」は、副学長、学部長、研究科長、学生部長、事務局長など各部局長及び各学科長等で組織し（副学長については平成 18(2006)年 4 月 1 日より設置）、平成 14(2002)年には『東京家政学院大学・東京家政学院大学大及び学院・東京家政学院短期大学自己評価報告書』を刊行した。

その後、平成 19(2007)年に学校法人全体の自己点検・評価組織の見直しを行い、「学校法人東京家政学院自己点検・評価運営委員会」を設置するとともに、認証評価の受審に備えた認証評価機構に対応する組織改正を行い、「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」と略称する）」及び「東京家政学院短期大学自己点検・評価委員会」を設置した。学長を委員長に変更するほか、従来の委員のほかに事務組織の責任者を加える等、実行的な自己点検・評価組織を編成した。

この改正においては、「自己点検・評価委員会」のもとに自己点検・評価実施組織を構成し、各種委員会及び事務組織（各課・室等）の責任者（委員長及び課長等）を自己点検・評価実施責任者に指定した。責任者には、各年度にそれぞれの活動、業務の自己点検・評価を行い、年度終了後に「自己点検・評価委員会」に報告するように義務付けた。

FD(Faculty Development)活動については、平成 17(2005)年に「東京家政学院大学教育改善（FD）委員会」を設置し、授業改善に資することを目的とし教育方法の研究、

工夫を積極的に推進している。授業評価は年に2回実施している。

7-3-② 自己点検・評価活動等の結果が学内外に公表され、かつ大学の運営に反映されているか。

「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院・東京家政学院短期大学自己評価委員会規則」の制定後に、「自己評価委員会」行った点検・評価の結果を平成14(2002)年に『東京家政学院大学・東京家政学院大学及び大学院・東京家政学院短期大学自己評価報告書』として取りまとめ、学内に配布するとともに、ホームページにおいて学外に公表している。

(2) 7-3の自己評価

平成18(2006)年度までの自己点検・評価活動においては、各種委員会や各責任者が恒常的に自己点検を実施するという体制が確立していなかったが、平成19(2007)年の改正によりそれぞれの責任者を設け自己点検・評価についての責任の所在が明確になった。このことによって、実施と点検・評価の体制への確立の第一歩を踏み出したといえる。

また、授業評価については、各授業別集計結果を担当教員に配布し、教員の授業改善や学生指導、カリキュラム改善に反映している。

(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動は、日常的な点検と改善意欲の維持が重要であり、委員会の組織的活動と各教職員の問題意識を継続的に喚起し、教育内容の充実及び教育方法の改善を図っていかなければならない。

学生の授業評価については、個々の教員の授業方法の改善においては一定の効果があつたと推察されるが、今後は全学的な改善に結びつけるための方法を検討する。

今回作成する『平成19(2007)年度版自己評価報告書』は、学内教職員へ配布するとともに、ホームページにおいて学外に公表する。今回の自己点検・評価は、認証評価受審の準備も兼ねて実施したものであり、受審までに更なる改善を図りこの評価結果を大学運営に反映させる。

[基準7の自己評価]

設置者である法人の管理運営体制は、理事会、評議員会及び監事により、意思決定、審議、諮問及び監査が機能し、その役割を果たしており、各機関の職務を執行している。また、これまで各大学等で改革のための将来計画が検討されてきたが、学校法人全体で改革に取り組むための組織の構築が、焦眉の課題である。平成19(2007)年に理事会のもとに理事長を本部長とする「改革推進本部」が設置された（図7-1参照）。同時にこれまでの検討をとりまとめた「東京家政学院構造改革基本方針（骨子）」が理事会に建議され、今後の改革業務のスタートとして位置付けられた。

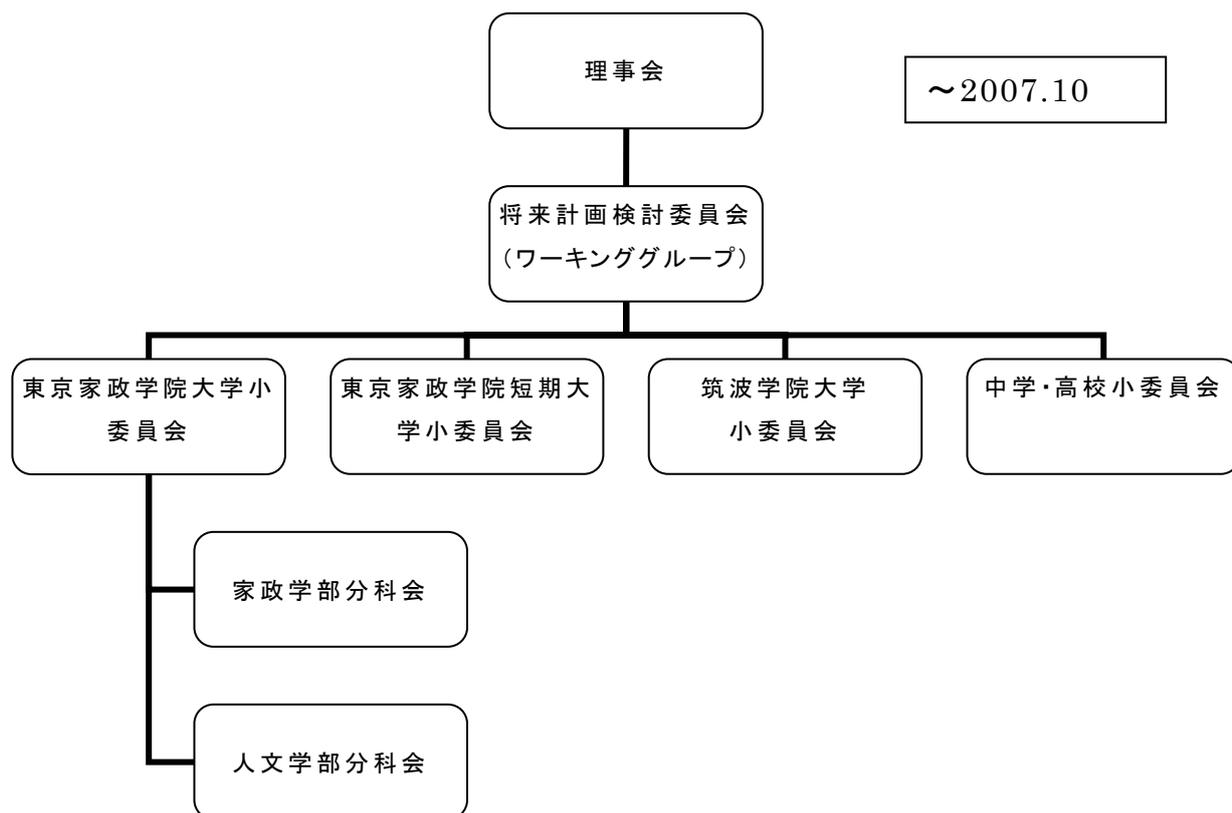
改革推進本部のもとには、改革の基本方針・計画を迅速かつ機動的にまとめるため、「改革推進委員会」を設置した。若手の教員を主体に構成された「改革推進委員会」

は、学院の将来を見据え魅力ある教育・研究の場を確立するため、構造改革を審議する諮問機関としてその機能を果たしつつある。

[基準7の改善・向上策（将来計画）]

改革推進本部では、これまでの検討経過を十分に活用し、また、本学院学生生徒の意見に耳を傾け、社会の要請、受験生のニーズを的確に把握して改革基本方針を策定し、その実現のための基本計画をまとめ上げることとしている。

こうした一連の運動をKVAルネサンスと位置づけ、個性輝く学院の将来を目指して、学生本位の学院改革を推進している。平成19(2007)年度にスタートしたこのKVAルネサンスは、過去数十年にわたる学院の教育体制や、管理運営体制を根本から見直し、将来に向けて発展するための基盤を確立するとともに、魅力ある教育・研究の場の充実を図っていかなければならない。このため、理事会と改革推進本部が推進力となり、法人事務局、大学事務・教学組織が一体となった、教育の質の確保を主眼とした改革を実施し大学としての責任を果たしていかなければならない。



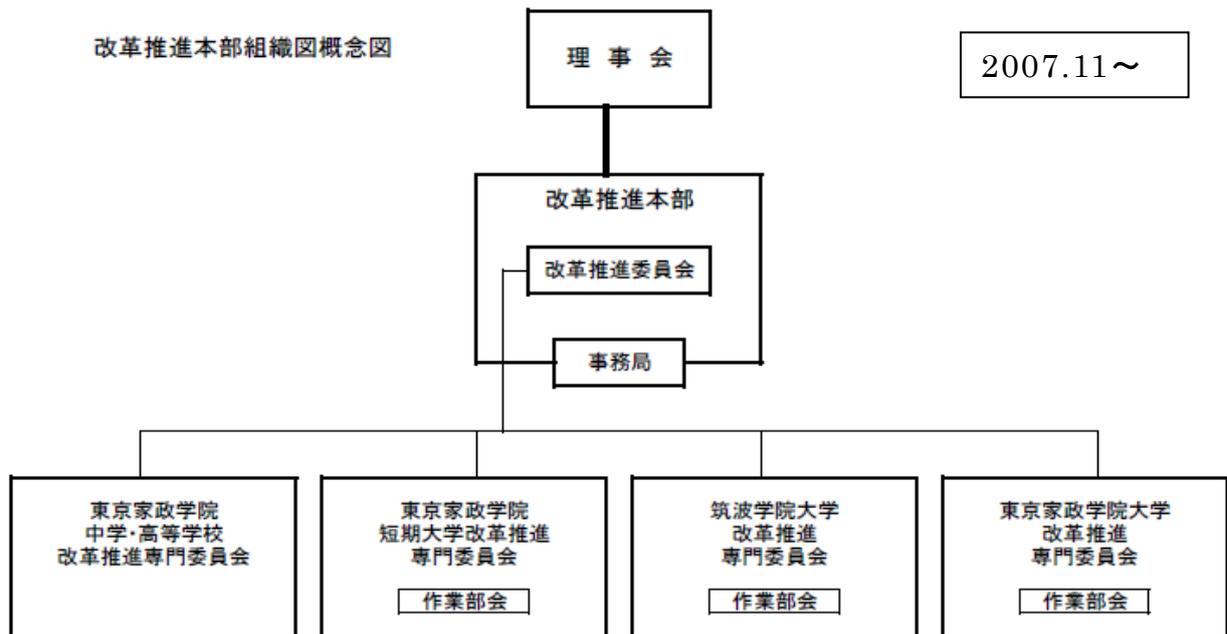


図 7-1 改革検討組織の変遷

基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

(1) 事実の証明（現状）

8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

平成 11(1999)年度に短期大学英語科を募集停止し、その定員振替により、大学人文学部に人間福祉学科・文化情報学科を設置する等、大学の大規模な改組を実施した結果、完成年度を迎えた平成 15(2003)年度には学納金収入は過去最高の収入金額を計上したが、同年度以降は入学者数の減少が続く、学納金収入も減少傾向が続いている。一方、教育研究経費については、財務関係比率表に見るとおり、帰属収入に対する学納金比率の低下に関わらず、むしろ帰属収入に対する教育研究経費比率は上昇している。

日本私立学校共済・振興事業団の定量的な経営判断指標によって本学院の自己診断を行うと、財務状況について厳しい判定結果となる。しかしながら、大学経営に極めて重要な運営資金残高を見ると、平成 18(2006)年度決算において学院が保有する現金預金（特定資産を含む。）は 52 億円に達すること、しかも無借金経営であること等を考慮すれば、本学院が一定の教育水準を維持していく上で財政的には何らの支障なく、まして大学運営には微塵の不安もないことは明らかである。

本学院の自己診断結果が厳しく判定される最大の要因は、収入・支出バランスを欠くことにある。支出が収入を上回る状態が続いている。この状態を改善し大学経営の

安定を計るためには、収入・支出での貨幣性資産の減少を伴わない資金収支の均衡、並びに帰属収支（消費収支）の均衡を実現する必要がある。具体的には、収入面では学納金の増加を計ることと、支出面では人件費の削減を図ることが必要である。学納金収入の増加のためには、学生数の増加を実現することが不可欠であり、人件費削減のためには、期末手当、諸手当の減額、選択定年制の導入、人事組織のグループ制導入などの諸施策を強力に進め、全国平均値に対して極めて高い人件費比率、人件費依存率の是正を計ることが急務である。

このような状況を踏まえて、本学院においては現在、学生にとっての魅力ある教育・研究の場を確立し、建学の精神（KVA精神）を備えた有為な社会人を育成するため、学院全体で改革・再編を目指す構造改革案を策定中である。構造改革案は、全学的な教学面の改革のみに止まらず、施設整備計画案、人件費削減計画案にまで及ぶ内容となっている。当構造計画案が実施・実現できれば、学生確保による収入増加、人員の効率化による人件費削減など、収入・支出両面とも大きく改善出来る見込みであり、本学院の財政状態は目に見えて安定するものと考えている。

予算編成においては、法人全体で収入と支出バランスが保たれるよう、平成19(2007)年度からシーリング方式を採用し、かつ支出額を抑制するためにキャップ制限を付している。現在検討中の構造改革を進めることにより、学部・学科の改革を実現するまで、当分の間は、保有資金を取り崩して行くこととなる。

大学の予算編成にあたっては、法人本部より配分される予算額について「東京家政学院大学予算委員会」において予算骨子を策定し、各部署からの予算要請を管理課が取り纏めて全体の調整を図っている。予算編成は、各部署からの要請をできるだけ反映させるように努めているが、高額の施設設備の整備については、大学の将来構想も念頭において、計画を立てて実施するようにしている。予算執行状況の管理は、毎月の状況を法人本部・管理課が共通管理し、予算範囲内の執行を厳守するよう求めている。

表 8-1-1 学生生徒等納付金と教育研究経費等の推移（大学）

単位：百万円

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
学生生徒等納付金	2,512	2,557	2,444	2,408	2,251
教育研究経費	588	601	603	642	667
人件費	1,893	1,866	1,909	1,934	1,947
現金・預金(法人)	6,144	6,256	6,123	5,766	5,228

8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

学校会計基準に準拠した会計処理を行っている。会計処理における問題点については、随時、公認会計士に確認し、適切な処理を行っている。

8-1-③ 会計監査等が適正におこなわれているか。

本学院においては、公認会計士による監査が期中、決算時併せて延べ30日行われている。監事による監査は原則として月1回法人本部で実施されるほか、年2回の大学への現地視察を実施している。監事監査に於いては、毎回、理事長、学長、事務局長他との面談を実施し、それぞれ意見交換を行っている。その他、公認会計士と監事との打ち合わせが年1回行われている。また監事は理事会・評議員会に毎回出席して、学校法人の業務状況及び財務状況の管理・執行が適正に行われているかを監査している。

会計処理の具体的な会計監査方法は、月次残高試算表、資金収支表、各種補助元帳類のチェック、施設設備関係の起案書、契約書等に関し証憑書類との突合等、学校法人会計基準に準拠した会計処理がなされているかどうか厳格な監査が行われている。

監査法人からは、「計算書類は適正、適格に処理されている」との監査報告がなされている。監事からは、『監査報告書』に加えて、監事の意見を詳しくまとめた『監事意見書』が每期決算時に理事会に提出される。

(2) 8-1の自己評価

本学の財務状況は、財務関係比率表に見るとおり、本学に止まらず法人全体についても悪化傾向にある。学納金収入が減少しているにもかかわらず、教育研究経費や人件費が増加、支出が収入を上回るバランスを欠いた状況が続いている。

しかし、本法人の財務上の特筆すべき点は無借金経営にある。学納金収入の減少により資金収入の減少が続いているが、今までに蓄積した資金を十二分に保有していることにより、通常の資金繰りには、全く影響や不安がない。法人全体としての財務体力がある現在、早急に学部・学科改組を主体とする構造改革を実現し、魅力ある大学に変貌することが迫られている。この目標に向かって、限りある予算を有効活用し、必要な施設・設備への投資を実施する。

財務内容の問題点は財務関係比率表のとおり明らかである。全国大学部門（系統別平均）と比較すると、平均より劣る財務比率が散見される。例えば教育研究経費比率は、平成17(2005)年度平均値28.8%に対し、本学実績は23.1%と低い。一方、人件費については、人件費比率、人件費依存率とも平均を大きく上回る。平成17(2005)年度の人件費依存率の平均値が61.4%に対して本学は80.3%に達する。また消費支出比率、消費収支比率とも100%超と平均値を大きく上回る。このような財務内容悪化の要因は、学納金収入減少による帰属収入の減少が続いているにも関わらず、人件費の減少が不十分で高止まっていることにある。財務内容の改善のためには、学納金収入の増加を計るため、改組計画を実行することは勿論、同時に予て最大の懸案事項である人件費を見直し、この削減を早急に進めることが必要不可欠である。人件費削減は、大学のみならず、本法人が全学的に取り組むべき最重要の課題である。このためには、教職員全員の理解と協力を要する。将来的には、人件費比率、人件費依存率とも全国平均並の実現を目標とする。

(3) 8-1の改善・向上方策（将来計画）

大学学部・学科の改組・改革案を構造改革基本方針に基づいて検討している。現在

の家政学部、人文学部の2学部体制を、平成22(2010)年度実施を目標に1学部、6学科程度に整理する方向で検討中である。また、当構造改革案は、将来的には東京家政学院大学のみならず、筑波学院大学、東京家政学院短期大学も含む全学的な改革を目指す大規模な再編を計画している。

本学院が構造改革にあたって描く基本的な考え方は、教育力の強化、学生サービスの向上を基本に据えた改革により、経営状況を改善することにある。ただし、改革にあたっては、原則として教職員の雇用確保を前提とする。これらを踏まえて本学院を合理的に運営していくためには、現在の東京家政学院大学、筑波学院大学、東京家政学院短期大学を個別に存続させることは困難である。3キャンパスを早期に統合し、一大学として経営することを前提として改革案を作成する。

東京家政学院大学が当面目標とすることは、人文学部4学科を解体し、家政学部と合体した新たな学部を再編することである。まずこの再編実現が改革の第一歩であるが、新たな学部再編にあたっては、東京家政学院短期大学の改組転換も同時に検討する必要がある。人材、施設の有効活用の観点から短期大学を廃止し、その人材・施設を活かして、東京家政学院大学に新たな学科を設置する方向で再編する。

本学院の構造改革にあたっては、交通等の立地環境に極めて恵まれている千代田三番町キャンパスの有効活用がポイントである。今後の大学・短大再編にあたっては、千代田三番町キャンパスの活用を前提に進めていく。このためには、千代田三番町キャンパスの改修整備が必要となるため、改修工事内容、必要金額とその資金手当の方策（自己資金投入を含めて）についても検討を進めている。

改革は平成20(2008)年度に着手し、平成26(2014)年度を完成目標とする。この改革は二段階に分けて実施する。

まず平成20(2008)年度に着手する第一段階の改革は次のとおりである。

- ①東京家政学院大学の家政学部と人文学部を統合した現代家政学部(仮称)の設置のための、家政学部・人文学部の学科再編を実施する。
- ②東京家政学院短期大学の募集停止を前提に、東京家政学院大学と統合し、現代家政学部に新学科設置を検討する。まず、短大食物栄養専攻と大学管理栄養士専攻との募集定員を併せて、新たに健康栄養学科を設置する。
- ③家政学科家政学専攻(入学定員110人)を廃止し、現代家政学科(入学定員110人)を設置する。
- ④筑波学院大学は、情報系学部への特化のためのカリキュラムを見直し、コース制への移行を検討する。

平成26(2014)年度完成を目標に実施する第二段階の改革は、東京家政学院大学と筑波学院大学とを統合し、同大学の一学部として再編することを最終目標とする。以上の二段階による改革後の姿は、東京家政学院大学2学部の構成となる。

上記の構造改革は、完成予定である平成26(2014)年度まで相当の期間を必要とする。学生数を獲得して学納金収入の増加を実現するまでは時間を要するため、この間、単年度の収入・支出のバランスを維持するためには、人件費の抑制が不可欠となる。人件費の抑制のためには、教職員全員に協力と忍耐を求めることが必要である。

8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

私立学校法第 47 条により、資金収支計算書・消費収支計算書(内訳表を含む)、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監査報告書を備え付けており、閲覧に供する体制を整えている。閲覧対象者は学内関係者(学生・生徒、教職員)と、外部の利害関係者(学納金納付負担者、本学に債権を有する者)である。閲覧にあたっては、開示資料すべてのコピーを認めている。このほか、学内報において、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録の大科目のほか主要項目を掲載して、学内関係者への周知を計っている。

(2) 8-2 の自己評価

私立学校法の規定に準拠し、各書類の情報公開を実施しているが、それだけでは十分でない。閲覧に止まらない積極的な開示の必要がある。

(3) 8-2 の改善・向上方策（将来計画）

収入の 83%を学生生徒等納付金が占めることに鑑み、学生・生徒、その保護者への説明責任を果たすことが先ず必要である。また本学入学希望者への判断材料を提供すること等も考慮すべきである。この改善のためには、平成 19(2007)年度決算分から、学外へも配布される本学の広報誌『学院だより』に、財務諸表の概要を掲載する方向で検討している他、本学のホームページに入学者数、在学者数を掲示ことも検討中である。

8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

8-3-① 教育研究を充実させるために、外部資金の導入（寄付金、委託事業、収益事業、資産運用等）の努力がなされているか。

外部資金としては、国庫補助金(私立大学経常費補助金、大学改革等推進補助金)、科学研究費補助金、受託研究費、寄付金、資産運用収入、収益事業収入がある。

国庫補助金について現状では大学経常費補助金が大半を占める。文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代 GP)」等の大学改革等推進補助金の獲得については、補助金採択は研究内容が高く評価された結果でもあり、教員に対して研究活動のさらなる推進を促すためにも、積極的な応募を奨めている。

科学研究費についても積極的な申請を奨励しており、申請教員数は徐々に増加しているものの未だ低水準に止まっている。

受託研究費については、対象となる教員が限られているため、実績は少ない。

寄付金については、平成 15(2003)年の創設 80 周年に同窓会(「光塩会」)から受領したが、その後は募集していない。女子大学の性格上、寄付金募集はなかなか困難であ

るが、周年行事などの機会を捉えて、目的を明確にした寄付金募集の実施を計画している。

資産運用収入については、低利のため利息はわずかなものとなっている。今後、金利の状況を見ながら、余裕資金について少しでも運用収入が増えるよう、国債などへの投資を行う予定である。

収益事業収入は、東京電力(株)への変電所賃貸事業（千歳船橋、三番町）で毎期2億7千万円の賃貸収入があり、その内1億8千万円を学校会計へ繰り入れており、本学院収入の大きな柱となっている。本件以外の収益事業はないが、将来的には学院再編成の過程で遊休土地が生じれば、その活用方法を検討する。

表 8-3-1 外部資金の導入状況

金額単位：千円

	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金	8	8,900	9	12,500	9	11,300
受託研究費	2	1,550	1	1,050	3	2,055

(2) 8-3の自己評価

科学研究費の採択件数は低水準に止まるため、積極的な応募を勧奨しているが研究者は限られている。その原因の究明と今後の対策を講じる必要がある。資産運用収入については運用強化方策を検討する。

(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の財務基盤強化には、第一に学生数を獲得して、学納金収入の増加を計ることが必要であるが、加えて、その他の収入獲得への努力が必要である。資産運用については、リスクの少ない安全な商品（国債、政府債等）への運用額の増加を計ることとする。研究成果が期待できる研究者に対しては、研究費を増額するなど弾力的な運営を図る。

[基準8の自己評価]

本学は現在、学部・学科の再編のための構造改革の最中であるため、収入に対して支出が上回るという、バランスを欠いた財務の状況にある。財政基盤の安定には、「収入増加のためには、学生確保に注力すること、支出抑制のためには人件費削減を実現すること」、の目標・手段が明確であり、これに向けて全力を投入している。幸い、本学は無借金、かつ比較的余裕のある備蓄資金を有するため、当面の間、教育水準維持に必要な資金面での不安はない。

改革推進には学院全員の意識改革が大変重要である。現在、各部門所属の教職員全員が一つの目標に向かって努力している。今後、給与・手当等の減額など特段の忍耐と協力、貢献を求める必要があるが、対組合折衝などねばり強く理解・協力を得て進

めて行く所存である。

財務情報の公開については、現状では不十分であり、積極的な開示に向けて改善・努力の必要がある。

外部資金導入には、今後一層の努力が必要である。

[基準 8 の改善・向上方策（将来計画）]

構造改革の目標は、学院全体の財政再建である。そのためには、進行中の構造改革計画をいかに確実に実現させ、かつ成功させることにつきる。大学の構造改革が成功すれば、近い将来において、大学単独で、資金収支における収入、支出バランスの均衡が可能と考えられる。改革には、教職員の痛みを伴う。学院全員の一致団結した努力が必要であるため、モチベーションをいかに高めて維持できるかに係って来る。着実に一步ずつ確実な努力の結果が見られるよう、具体的な目標時期を定めて取り組んで行くことが必要である。

さらに進めて、帰属収支均衡の実現を最終目標と考えている。本学院の財政再建は帰属収支均衡の実現がなければ成し得ない。着実に改善に向けて進めて行く。

基準 9. 教育研究環境

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

本学キャンパスは校地等面積約 13 万 7,806 m²を有している。内訳は、校舎敷地面積が 12 万 2,024 m²、グラウンド用地 10,670 m²、その他 5,112 m²からなっている。大学院を含めた在籍学生数は約 1,900 人である。

講義・演習室は 10 人から 360 人まで収容できるものがあり、語学教育を主目的とする 60 人収容の LL 教室を 2 室備えている。教育設備の面では、近年は授業方法の多様化に伴い、スライドや映像を授業に取り込む教員が増えているため、63 人教室には可動式のモニター・ビデオ再生装置、150 人から 300 人を収容する 4 講義室にはビデオ・OHP・DVD 等の AV 機器により視覚メディアをプロジェクターにより投影する装置が常備されている。また、可動式の AV 機器・携帯プロジェクターが用意され、講義・演習等に有効に活用されている。講義等も多様化され、教員持ち込みのパソコンや DVD を接続しての授業に対応可能な設備を標準にしている。

グラウンドは、主に避難場所に利用されている。また別にテニスコートも整備されていて、夜間照明も設置され、ラクロス等クラブ活動など多数の学生が利用している。体育施設(アリーナ)については、各種の授業や部活動で使用されている。

・情報処理センター

情報処理教育用のコンピュータ演習室としては、町田キャンパスの第1パソコン室（学生用端末設置数66台）、第2パソコン室（同52台）、第3パソコン室（同41台）が、千代田三番町キャンパスにはパソコン教室（同55台）が設置されている。更に、町田キャンパスに基幹サーバー室一室及び学内LAN通信網（バックボーン1Gbps、支線100Mbps）が設置され、これらを情報センターが管理・運営している。

各キャンパス全域に情報コンセントが設置されており、すべての講義・演習室で端末が利用可能な状態となっている。特に、町田キャンパス内には学内LANのアクセスポイントを利用してユビキタス環境が実現されている。

・図書館

町田キャンパスの本館と千代田三番町キャンパスの分室からなり、利用者は双方の施設、資料を利用できる。町田キャンパス本館の面積は2,391㎡で、閲覧席は309席である。

図書所蔵数約22万8,000冊、雑誌約3,000種類、視聴覚資料数約5,800点、入館者数は、年間65,933人（平成18(2006)年度）であり、蔵書構成は、家政学部と人文学部のカリキュラムをカバーするように配慮されている。

本館には、グループスタディールーム、個人キャレル、PC利用コーナー、AVコーナーが設置されており、閲覧席に情報コンセントが設備されている。

特別コレクション「大江文庫」の保管・利用のため、貴重書庫、貴重書閲覧室が設置されている。

本館、分室のいずれの場所からも、学内LAN経由で、図書館が提供しているオンラインデータベースや電子ジャーナル等が利用可能である。データベースとしては、Magazineplus、JapanKnowledge、D1-Low.com、食品・LEADが導入されており、更に、新聞三紙の記事検索が可能である。電子ジャーナルは2,000誌余りが利用できる。

・生活文化博物館

生活文化博物館は、展示室、収蔵庫、事務室など総面積338㎡を占めている。

在学生・教職員だけでなく一般市民にも無料開放されており、年間開館日数は195日である。常設展のほかに年間3回の企画展、特別展を開催している。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持・運営されているか。

日常における施設設備の維持・管理等は管理課で行っている。管理課では、建物・設備等の委託業者を統括管理しながら、日常及び定期的維持・管理、法定点検、保守を行っている。講義、演習、実習のための教室使用の状況把握は、教務課が責任を持って行っている。

日常の施設設備管理等は専門業者に委託し、学内清掃業務、学内警備業務、植栽の維持管理業務、電気設備・ボイラー等設備管理業務等は学内に常駐体制をとっており、常時管理課と連携し維持管理に当たっている。また、防火・消防設備関係、エレベーター設備関係、衛生設備関係等の保守点検についても、専門業者と委託契約を結び、関係法令を順守し、危機管理及び安全管理に努めている。

・情報処理センター

IT 技術の急速な進歩に対応して、各附属設備の定期的な更新を実施しており、常に最新のハードウェア、ソフトウェア環境が提供されている。

情報通信設備の稼働状況は、情報処理センター専従教職員及びメーカーの双方によって、常時監視されている。

Web メールは、Gmail を利用することにより、迷惑メール対策、ウィルス駆除対策等に万全を期し、常に安定した通信環境を実現している。

授業のみならず、授業時間以外にも、学生が自由に使用し得る状態となっている。附属設備は全ユーザに対して原則、年間を通じて常時開放している。また、情報関連の公開講座においても広く一般市民に利用開放されている。

新入生に対しては、講習会を実施して、アカウントを全員に付与している。

・図書館

配架は日本十進分類法を採用し、ほとんどすべての資料を開架している。

OPAC 検索による配架場所の指示等、適正な維持・運営を行っている。

資料の増加に伴い書架の増設、利用頻度の低い資料の集密書架への移動等、適正な利用維持に努めている。

情報リテラシー教育の一環として、図書館職員が基礎ゼミの授業の中で 1 年生を対象に資料検索ガイダンスを、3 年生を対象に卒論ゼミの中で情報検索指導を行っている。

特別コレクション「大江文庫」資料については、常設展示、大学祭には特別展示を行っているほか、資料を可能な限り学生に触れさせるため、江戸期の資料の複製版作成等の教育に活用できるように配慮している（「大江文庫」は江戸時代から昭和 30(1955)年までの家政・家事、生活風俗、女子教育等の資料を収集したもので、日本人の生活文化を知る資料として学内外の研究者、マスメディアに利用されている貴重なコレクションである）。

・生活文化博物館

展示室内における展示環境は、紫外線除去蛍光灯の管理、温度・湿度のモニタで維持されている。また虫害・カビについては、博物館職員の目視観察でチェックしている。この維持管理は管理課が行っている。

年 1 回、業者による展示環境の調査（虫害、カビの調査）を実施している。

平成 3(1991)年に博物館法における「博物館に相当する施設」に指定された。これによって学芸員資格を取得するために必要な「博物館実習」を行う場として活用されている。特に展示実習では、企画案作成から資料収集、チラシ作製等、一貫した実習を行っており、その成果を企画展として公開展示している。近年では、博物館展示を大学研究室との連携による企画や、大学博物館としては珍しく他の公立博物館あるいは企業とともに産官学の連携による展示活動も行われている。

定期刊行物として開館以来『博物館年報』、特別展図録として『展示目録』を刊行している。

(2) 9-1 の自己評価

現状では校地、校舎とも教育を行う基準環境を備えており、良好な状態に整備されている。現状は、教室は教育研究活動のための基準を満たしており、良好な状態に整

備されている。今後、学部改組等に伴う実習施設の整備等課題は残っている。施設設備についても、適切な維持管理及び改修等により、研究目的を達成するための環境は整っている。

また、教室の AV 機器は、改修等により講義の多様化が図れるようになってきた。実習室は新築及び改修を行うことにより統一化が図られた。

- ・ 情報処理センター

現在、情報関連施設・設備の維持管理は辛うじて支障なく実施されているが、今後の情報設備・情報教育の更なる高度化に伴い、現有の情報センター専従教職員数では、障害に対する迅速な対応、ユーザに対する教育・指導実施の体制は限界に達し、情報処理センターによる本学の情報処理業務が破綻する恐れがある」。

- ・ 図書館

収蔵冊数が限界を迎えており、多くの書籍を廃棄しなければならない状況であるが、これに対する有効な対策を採りえていない。

入館者数の減少が続いている。これに対しては、外国絵本展の開催等、種々の対策を講じたが効果が認められない。

入館者数の減少の原因のひとつは、インターネットの普及により、来館せずとも多くの情報が得られる状況の急激な進展と考えられるが、これに対する有効な対策は現時点で見いだされていない。

- ・ 生活文化博物館

生活文化博物館が、今後の東京家政学院の将来構想にともないさまざまな役割（本学教育理念の普及・教育の場、生活文化に関する情報発信の場、地域交流の場）を担うのにあわせて、新たな対応が必要となる。

(3) 9-1 の改善・向上方策（将来計画）

校地については、現行の環境を維持していくことに努め、今後より一層の有効利用を図る。

校舎等については、今後将来計画に基づき順次実施される計画である。実習室関連をはじめ、今後予想される定員増も考慮に入れた改修計画を進めていくこととしている。特に、教室内の ICT（情報通信技術）関連設備については、この領域の急速な進歩に対応するため、計画的な整備を行う必要がある。

この計画が成就できれば、学部改組というソフト面と、施設拡充というハード面の両面から整備されることとなる。

- ・ 情報処理センター

現有の情報センター専従職員数での情報関連施設・設備の維持・管理の体制が限界に達していることに鑑み、情報処理センター業務の改善・向上方策として最優先で実施されなければならないことは、現在の極めて少人数による専任教職員スタッフ体制からの脱却のための増員を図ることである。

- ・ 図書館

新たな書庫の確保のため、関係部署に働きかけているが理解を得られない。引き続き働きかけを継続する計画である。

学生に対するサービスとして、これまで情報リテラシー教育を行ってきたが、これを更に、学生の卒論・レポート等の作成・発表するため、きめの細かいサポートを行う等の方向に発展させる。

大江文庫のより積極的な活用が望まれる。一般や学生に親しんでもらえるよう、錦絵の絵はがきを作成する等してきたが、更に授業の中で、活用の事例をあげる等、より積極的に活用を推進することを教員に働きかける。

入館者の減少を抑える努力として、前項で取り上げた大江文庫錦絵の絵はがきを新入生対象のガイダンスで配布・解説する等、図書館に対する親しみと興味を入学時点から喚起することを計画している。

従来の図書資料と定期購読雑誌、有料契約データベース等の全体の見直しを、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学附属図書館運営委員会」、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学附属図書館図書選定委員会」で検討していく。

- ・生活文化博物館

生活文化博物館に対する多様なニーズに対して、その内容を把握し施設の整備を図っていくことが必要である。

9-2 施設設備の安全性が確保され、かつ、快適なアメニティとしての教育研究環境が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

9-2-① 施設設備の安全性が確保されているか。

建物の安全性について、昭和 56(1981)年以降設置された建物等は耐震基準を満たしていれば、耐震診断の必要性はない。本学は昭和 59(1984)年に開学しているため、耐震基準を満たしているため、耐震診断の必要性はない。

学内の警備については、校地が約 26 万 m²と広大であるため、安全面の上から、境界に沿って外柵を構築している。不審者等の対策として、監視カメラを設置しガードマンが常駐している管理センターで 24 時間監視体制を図り、定期的に巡回させることにより、強化を図っている。

「災害時危機管理」として、学内に設置してある上水槽 2 基による飲料水の確保、停電時の非常用発電機による対応、書架等への転倒防止金物の取り付けを行っている。

避難・誘導については、廊下等に避難誘導の印を付けて、安全整備を図った。

- ・情報処理センター

情報処理教育施設・設備、基幹サーバー室、学内 LAN 通信網については耐震処置がなされている。

- ・図書館

開館時間が延長され、専従の図書館員不在の状況で、非常勤職員のみによる開館が行われている状況があるにもかかわらず、現有の図書館の入退館システムは不審者の入館防止に全く役立たない。監視カメラが設置されているとはいえ、管理センターで、ガードマンが開館時間中常時図書館入口を目視しているわけではなく、図書館と管理センター間のホットライン（管理センターの非常ベルと赤色燈）は設置されていない。

- ・生活文化博物館

生活文化博物館は独立棟ではなく、教室棟の1階に設置しているため博物館の安全性は教室棟に準じている。

展示室内については、各種展示ケースの保守管理が必要であり、展示資料を入れ替えるときには博物館担当者が点検し、管理課との連携を実施して安全性を確保している。

9-2-② 教育研究目的を達成するための、快適な教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

- ・自然との調和

本学は校地内に自然を満喫できるよう散策路、遊歩道を有している。

- ・温暖化政策

平成17(2005)年地球温暖化防止のため「京都議定書」が発効された。それに伴い、日本では平成20(2008)年から平成24(2012)年の間に、温室効果ガス(CO₂など)の排出量を平成2(1990)年に比べて6%削減することが義務付けられた。それで、政府の地球温暖化対策推進本部が国民全員で取り組む「地球温暖化防止国民運動」を推進し、「チームマイナス6%」を立ち上げた。

本学は「チームマイナス6%」に参加している。その具体的な取り組みは、冷暖房は各教室、事務局等の冷房の設定温度を28℃、暖房の設定温度を20℃で利用する旨の呼びかけ、及び冷暖房使用時には、カーテン及びブラインド等を使用し、効率化を図る。エレベーターは、最寄り階への昇降は控え、階段利用を呼びかける。OA機器は、長時間使用しない場合、電源を切るように呼びかける。また、再生紙の利用、印刷時の両面コピー、ミスプリントの裏面利用等を呼びかける。照明は、授業終了後、最終退出者が電灯等のスイッチを切るように呼びかけ、事務室等では、作業に支障がない範囲で部分的に消灯するように呼びかける。手洗い等での節水を呼びかける。

- ・喫煙について

構内全館禁煙とした。3か所の喫煙場所を設置し、喫煙マナーの改善に取り組んでいる。

- ・バリアフリー

本学では、平成11(1999)年に人文学部に人間福祉学科を開設したのを機に身体不自由な人にも優しい環境造りを進めてきた。元々、構内は段差が多く、車椅子の移動も困難な状態であったが、是正し、既存建物にバリアフリー化が一層加速された。その結果、エレベーター、障害者用トイレ、スロープが整備され教室の移動が容易になった。建物出入口扉の自動化等も整備された。

- ・学生食堂

学生食堂の店舗数は2店舗で客席数は、第1食堂は440席、第2食堂は894席、ラウンジ168席となっている。食堂施設は委託業者が営業を行っている。

- ・売店

本学は書籍・文房具等の販売を委託業者が行っている。コピーコーナーがあり、その維持管理も委託業者が行っている。

- ・情報処理センター

各パソコン室の温度管理はボイラー管理による空調により行われている。授業時間以外においても各パソコン室においては、延長して快適な空調管理を実施している。また、情報機器については省エネルギー対応品を採用している。

身体障害者用端末は、6台設置されている。

パソコン室のモノクロプリンタについては、学生に対し、出力制限なしの環境を提供している。

学生・教職員からの質問等に対しては迅速丁寧に関別対応している。

- ・図書館

バリアフリーとして、スロープの確保、車椅子使用者の書架間の通路の確保及びトイレの設備、エレベーターの使用が可能である。

- ・生活文化博物館

展示室環境については、温度・湿度をモニタすることにより、気温 20℃、相対湿度 60%の標準的な展示保存環境を維持できるように努めており、また在学生や一般来館者にも快適な展示空間を提供している。

(2) 9-2 の自己評価

本学の施設設備の維持・管理は、管理課がその所管部署である。職員が建物・設備等各分野の委託業者を統括管理しながら、日常及び定期の維持・管理・法定点検保守を行って、ほぼ適切な安全管理体制が確立しているといえる。空調設備も完備されており、快適なアメニティ空間が確保されている。

学生食堂については、第1及び第2食堂が整備されているので、学生全員が一斉に食事を取ることができる環境にある。

災害対策の強化として、上水槽2基設置による飲料水の確保、非常食（乾パン）の整備等を行っている。

- ・情報処理センター

現在の専従職員数の不足により、学生・教職員からの質問等への迅速丁寧な個別対応の維持は、限界に達している。

- ・図書館

現在の不審者に対する対策では、図書館の地域住民への公開を実施することや、現行の開館時間を学生の要望に応じて更に延長することはもとより、現在の閉館時間を維持することさえ危険である。

- ・生活文化博物館

博物館展示室における展示資料の保存環境は、温度管理を主体として資料の保存管理に最適になるよう努めているが、通常の教室等で利用される空調設備に依存しており、不十分な状態である。

(3) 9-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学のバリアフリー化は現在ほぼ満足のいく状態である。

学生食堂については、学生総数に対する客席数座席数確保が課題であるが、学生ラ

ウンジの利用等を見極めながら整備したい。

- ・情報処理センター

情報の教育研究環境に関する快適なアメニティ環境の整備には情報センター専任教職員増員が必要である。

- ・図書館

学生の開館時間延長の要求に応え、加えて地域住民への図書館の公開を実施するためには、夜間の不審者の侵入を防止するための設備の整備が必須である。

[基準 9 の自己評価]

教育研究目的を達成するための、校地、校舎は十分な環境を備えており、自然緑化の充実、障害者への配慮等、快適な教育環境は整っている。

施設設備については、委託業者を職員が適切に統括管理しており、良好な教育環境が保持されている。

建物・施設設備も安全で、学生が学内生活を快適にかつ安全に過ごすことができ、一方で災害時には地域住民も含めて一時的な避難場所として耐えうる環境整備が整いつつある。

[基準 9 の改善・向上方策（将来計画）]

限られた予算の中で、施設整備を適正な状況に維持管理するには、担当職員のみでなく、使用する教職員が適切な使用管理を日常心掛ける必要がある。

大学の施設は、教育や研究にかかる諸活動を支え、また、大学の理念や目標を具現化するために極めて重要である。今後は環境、維持管理コストに関する意識改革が必要であろう。

大学は、経営基盤となる大学施設の効率的管理・運営を図ることが重要課題である。そのためには、教育研究活動に対応するための施設運用や地域活動に貢献する施設運用を計画的に考えていく必要がある。

大学は今後、より一層の教育高度化を図り、また、地域社会や産業界との連携を進めていくことが要望されている。そのためには、大学の教育研究活動の点から施設の積極的な整備を進め、内外の施設利用者に向け魅力的な設備整備を今後も継続して進めていくこととする。

基準 10. 社会連携

10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

大学が提供する公開講座としては、春季・秋季の土曜講座、年 1 回年末に行う特別公開講座、八王子学園都市センターが主催している八王子学園都市大学に特設科目として前期・後期に提供している講座と大学の開講科目を履修受講できる講座、相模原・

町田コンソーシアムが主催している「さがまちコンソーシアム講座」への提供科目に分けて実施している。この1年間（平成19(2007)年春季・秋季）に実施開講された公開講座の講座数は次表に見られるように合計10講座、受講者数は年間延べ199人である。

表 10-1-1 過去1年間の公開講座開講科目数と受講者数一覧
平成19年度春季・秋季公開講座

講座名	開講数	応募者数	受講者数
TOEIC対策講座	1	32	32
食文化講座	1	26	20
工芸地域講座	1	15	15
博物館講座	2	24	19
健康講座	1	33	33
英会話講座	1	28	28
福祉講座	1	7	7
ゴルフ講座	1	97	30
服飾講座	1	20	15
合計	10	282	199

*八王子学園都市大学特設科目は含まれていない。

本学には、平成20(2008)年度留学生が71人在籍しており、その大半が中国からの留学生で、留学生という個人をとおして地域住民の方々に中国語及び中国文化に触れる機会を提供し、本学が地域の異文化理解に貢献する「地域交流プログラム」の一環として実施している。平成19(2007)年度は、後期に月3回で全9回実施され8人が受講した。平成20(2008)年度は、前・後期継続での受講とし、10人が受講している。

大学施設の開放については、平成18(2006)年11月から地元町田市との間で連携に関する協定を結び、地域住民の利便性を図る目的で行っている。具体的には、平成20(2008)年10月からテニスコートの一部を授業・クラブ活動で使用しない土・日曜日に、市の許可を受けた団体に対し開放している。

東京都市長会による「多摩・島しょ子ども体験塾助成金交付事業」による「八王子子ども体験塾」の一環として、本学より2つの活動が実施されている。1つは、「みなみ野の土を焼いて、ものづくりを楽しもう」で、小・中学生を対象に窯で陶芸を行い、もう1つは、「夏休みに大学で遊ぼう！学ぼう！」で幼児・小学生を対象に手話・音楽・工作・サイエンス教室を行っている。

(2) 10-1の自己評価

大学の規模から判断すると、毎年コンスタントに講座数を開講していて、実習系の講座にも積極的に携わることができており、受講者へのアンケート結果を見ても、好意的な評価が得られている。毎年、講座終了後には受講者のデータを解析し、世代と

しては 60 代の女性が最も応募者数があり、その世代をターゲットとした講座内容を提供する努力が見られる。また、一度応募した者には次回の講座パンフレットをダイレクトメールの形で案内を郵送し、リピーター数を増やすことで大学の知名度を上げることに成功している。

(3) 10-1 の改善・向上方策（将来計画）

全教員のうち、公開講座を担当している教員はある一定の教員に限られる傾向があり、幅広い人材が講座を担当することにより、魅力あるものにしていく必要があると考える。また、講義形式の講座でも内容が社会の情勢に即したものであれば、十分に受講者の興味を引くことができるので、専門科目を担当していない教員でも積極的に参加する必要がある。

10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

本学は、平成 19(2007)年度に(社)首都圏活性化協会（TAMA 協会）に加盟し、その関係から西武信用金庫と「包括的連携・協力に関する協定書」並びに「個人情報保護及び秘密保持に関する契約書」の締結を行い関係強化に努めてきた。その後、TAMA 協会が主催するビジネスフェアに参加し、大学の紹介を兼ねた中小企業からの相談窓口を設置し、多くの企業から多数の相談が持ち込まれ、その対応を行っている。また、年末にはそれらの相談案件の事例紹介と新たな取組みの模索を目的に、「第 1 回企業と大学・学生の交流会」を大学で開催し、企業から 33 社 38 人の参加があった。現在では、その中から受託研究やサンプル提供の締結が行われ、一例として大多摩ハム株式会社との締結では、学生によるメニュー開発が行われ、商品化に向けて試作品の店頭販売が行われている。

本学が加盟している、八王子学園都市大学では 5 大学と社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩では 28 大学と単位互換協定を結び、その中から現在複数の大学と毎年交流が持たれている。

インターンシップを正課として位置づけ、地元企業を中心に 32 社に 53 人の学生が主に夏期休業期間中に実施している。終了後は、実習先の企業の担当者も含めて成果報告会を開催している。

(2) 10-2 の自己評価

西武信用金庫の主顧客である中小企業との連携を深めることで、従来行われてきた大企業と規模の大きい理工系の大学の研究、いわゆる産学連携事業とはある意味で異なり、気軽に身近な相談から受けるスタイルの確立を目指し、研究者と企業がお互い満足に行く結果を求めて努力している。また、他大学ともコンソーシアムを通じて関係を維持し、お互いの情報交換の場として活用されている。

(3) 10-2 の改善・向上方策（将来計画）

規模の小さい大学のため、人材資源も限られたものとなり、企業からの要求に応えられない点が多く、さらに研究者への PR が必要である。また、複数のコンソーシアムと関係を持つことは、それなりの対応が求められるが、専門職員を配置することは人員に限りがあり、1人で複数を掛け持ちする結果となってしまう。組織の改編により、地域支援に特化した担当課の設立等、至急対応することが求められている。

10-3. 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

(1) 事実の説明（現状）

10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

地元町田市が進めている市民協働で進める道路環境の改善等の取り組みを行う「アダプト・ア・ロード事業」の一環である「JR 相原駅西口広場整備事業」で、本学は将来の完成図を駅利用者や地域住民にアピールするため、掲示板を設置し、併せてバス利用者の利便性を考え、乗り場までの案内を明示した。次に、同事業では大学に隣接する真米トンネルの落書き防止のため、トンネル内の壁面に壁画を描き環境美化に努め、地域の方々にも好評を得ている。

本学のキャンパスは、校地内に一部公道が走っており、塀で仕切るのではなく垣根を多く採用している。また、敷地面積の多くが森林で占められており、1年をとおして緑豊かな自然環境が保たれている。近隣住民が散歩をし、地元の小学校からは毎年、課外活動の場所として使用したいとの要望があり、敷地内施設のゴルフ練習場（パッティンググリーン 2 面）も併せて開放している。

地域連携の一環として、地元自治会の自治会館改築検討の手助けとして、耐震診断・調査の依頼を受け、本学の教員及び学生が授業の一部に組み入れ改築に対する相談に応じている。

平成 15(2003)年から続けている町田市教育委員会主催の「地域で支えよう町田っ子の未来探し」（中学 2 年生職場体験事業）では、地元の武蔵岡中学校から毎年 2~4 人の中学生を受け入れ、図書館や各課で 1 週間の職場体験を実施している。平成 20(2008)年度には隣接している相模原市からも「職場体験学習」の依頼があり、2 人の受け入れが決定している。

平成 19(2007)年度から、相模原市城山公民館が市内に在住または在勤の女性を対象に生活や地域課題の解決を目指すことを目的に実施している「城山女性学級」に講座の提供を行っている。日頃から、女子大学で学ぶことに憧れていたという受講者も多数おり、夢が実現し大変満足しているとの声が寄せられている。

(2) 10-3 の自己評価

本学所在地の地元自治会との関係を強化することからスタートし、順次その範囲を拡大している。大学の所在地である町田市はもとより、隣接している八王子市、相模原市とも市役所を通じて幅広い分野で関係が保たれている。

一例として、町田市地域福祉部福祉課の呼び掛けで、市内にある高齢者・障害者施

設と福祉人材確保難や人材育成を目的とした懇談会への出席や市民部防災安全課からの依頼で地域防災計画に定める指定避難所としての協定締結協力等が挙げられる。

(3) 10-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は更なる展開として、行政主催の催しに「大江スミ記念ホール」の積極的提供や学内食堂の開放、大学附属図書館を地域社会に開放していく。

[基準 10 の自己評価]

教育機関として、地域社会に対して公開講座の提供等一定レベルでの発信は実現できている。

産学連携については、大学の規模に応じた質より実を採る戦略が行われ中小企業からは大学が日頃の悩みに対して気軽に相談に乗ってもらえることに大変満足している。企業は早急に結果を求める傾向があり、一方研究者は地道な基礎研究から積み上げていく傾向があるが、その点については双方の理解が得られていることが証明されている。

また、地域に対してはまだ大学の姿勢を理解してもらえてないようだが、徐々にではあるが、浸透していることが確信できる機会が増えている。

[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]

今後は、今以上に地域や地元企業に対して大学が持つ知的財産や施設の開放を積極的に進めていく。

また、高大連携として複数の高校とも連携を強化する取り組みを実現していく。

基準 11. 社会的責務

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

本学は、社会的機関として責務を果たすための必要な組織倫理に関する規則等を定め『学校法人東京家政学院規則集』に収められている。この中で大学の教職員が遵守しなければならない行動基準、倫理基準が以下のように定められ、組織的に運営している。

「学校法人東京家政学院就業規則」、「学校法人東京家政学院における人権の尊重及びハラスメントの防止に関するガイドライン」、「学校法人東京家政学院ハラスメント防止・対策に関する規則（以下「ハラスメント防止・対策に関する規則」と略称する）」、「東京家政学院大学教員の倫理規範」、「東京家政学院大学・東京家政学院短期大学倫理委員会規則（以下「倫理委員会規則」と略称する）」、「東京家政学院大学における研究活動の不正行為への対応に関する規則」、「教育研究費等の執行に関する取り扱い要

綱」、「学校法人東京家政学院における内部通報に関する規則」、「学校法人東京家政学院個人情報保護規則（以下「個人情報保護規則」と略称する）」、「東京家政学院大学・東京家政学院大学大学院自己点検・評価委員会規則」が規定され運用されている。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

本学は①で記したように「教員の倫理規範」を定め、本学の教員は自身に課され期待される学術研究の専門家として重い役割と責務を自覚し、社会からの信頼、尊敬と期待に応えるべく自らの行動を厳しく律し、学生のみならず一般市民の範となる規範を示し、具体的には「倫理委員会規則」で本学の教員が人間を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれのある研究及びその研究結果の公表に関して、規程のルールに則しているかを審議している。

個人情報保護については、情報の収集、管理、利用、提供、開示等について「個人情報保護規則」で委員会を設置して、全学的見地から法律の主旨及び文部科学省が示す指針に則して推進、啓発に努めている。

ハラスメントについては、教職員で構成する「ハラスメント防止・対策に関する規則」に基づき、相談窓口として各学部及び事務に相談員を置き定期的に相談員が会議を開く。また、不幸にハラスメントが発生したときは「ハラスメント防止・対策委員会」のもとに調査委員会を設置し事実関係の調査を行い、最終的には「東京家政学院大学大学院・東京家政学院大学・東京家政学院短期大学ハラスメント防止・対策に関する委員会」で調停等を行う。処分に該当する場合は学長への報告を行うこととなる。なお、学生に対してはガイドブックとして配付している『キャンパスガイド』にハラスメントに関して記述し、また相談員の一覧及び相談等のマニュアルを記載したパンフレットを配付している。

(2) 11-1 の自己評価

社会的機関として本学はその社会的責務を果たすことは義務であり、必要とする組織倫理に関する規定の整備及びその運営については十分な注意を払い誠実に執行されており、今後ともそれを実行する。

(3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

組織倫理の規程、それに基づいた委員会は、その運営に絶えず注意を払う必要がある。特に知的な社会的機関として、地域社会へ開かれるべく透明性と信頼性の高い機関として常に組織倫理に関する事項については外部環境の変化も十分考慮し、透明性と信頼性の高い管理・運営を進める。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

(1) 事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。
本学では防火管理を徹底させるため「町田校舎消防計画」を定めて火災、地震その

他災害の予防及び人命の安全対策並びに被害の軽減に努めている。防災訓練として、町田消防署の協力を得て、特に実験・実習の授業において火気を使用することの多い家政学科の協力を得て訓練を行っている。また、防災に係る担当課長（管理課長）が、4月当初実施される町田消防署管内の全体研修に出席している。また、業者による火災報知機、スプリンクラー、屋内消火栓等の点検を年2回実施している。震災時に備え食料（乾パン）、飲料水を備蓄している。

本学は女子大学であるので、学内への不審者の侵入防止のため、学内の出入口等に監視カメラを設置し警備等を委託している業者によってチェックをしている。また、この業者によって平日は6回、土日祭は平日の6回に4回をプラスした巡回を行なっている。外来者の入校については、総務課で入校時間等を記入の上該当部局等へ連絡の上許可している。

緊急事態発生の通報体制は、図 11-2-1 のとおり作成してある。

学生に対して、学生部（学生課）を中心にハラスメント、交通事故、マルチ商法に遭遇しないよう入学式、掲示等で呼びかけている。特にハラスメントについては相談員の一覧及び相談等のマニュアルを記載したパンフレットを学生・教職員に配付している。

メンタルヘルスケアについては、「学生相談センター」を設置、学内の相談員12人と外部から3人の相談員（臨床医2人、精神科医1人）とで連携をとりながら学生の心の悩みに対応している。

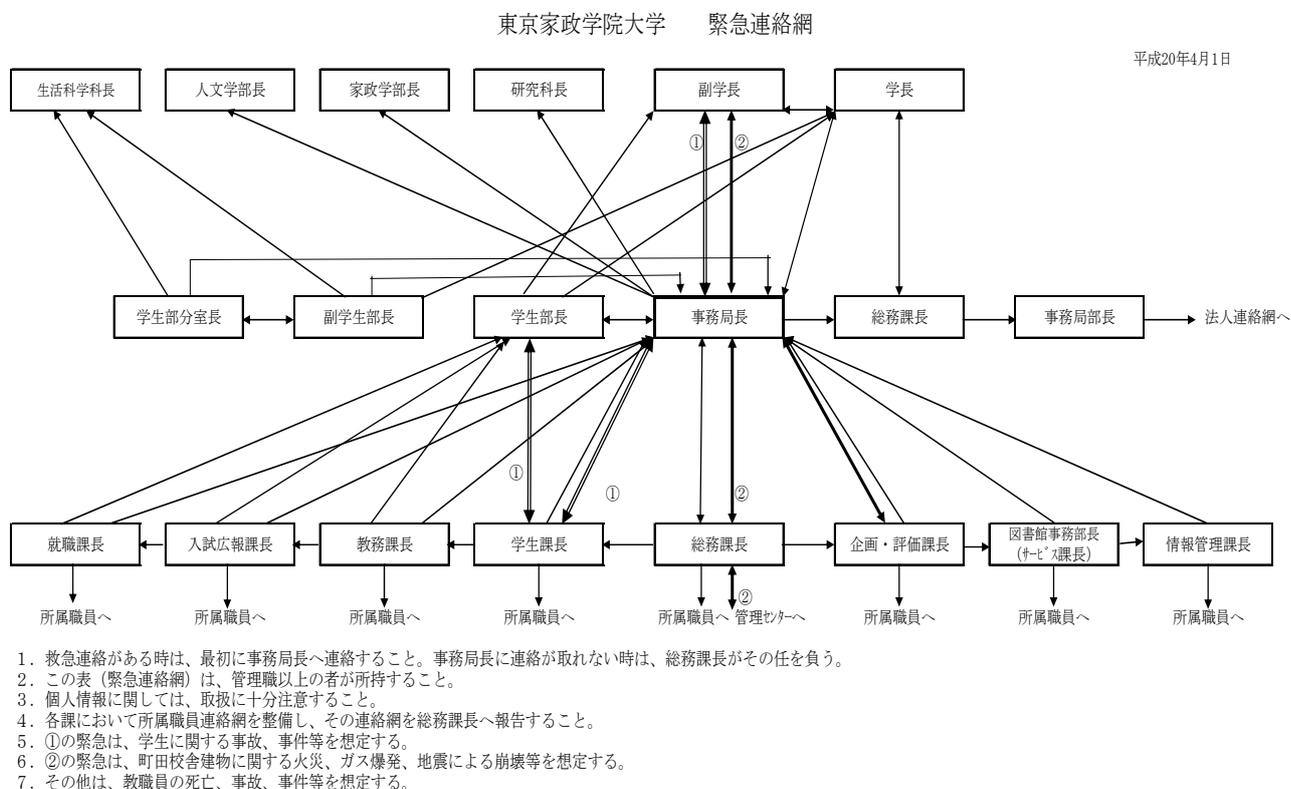


図 11-2-1 緊急事態発生時緊急連絡網

(2) 11-2 の自己評価

消防訓練は個別に実施されているが、大学全体で実施する必要がある。

あらゆる危機管理マニュアルを早急に作成する必要がある。

委託業者による学内の警備巡回及びチェック体制は大変良好に機能している。

学生が学外で変質者に襲われないよう大学周辺の巡回等を管内警察と連携をとり防止に努めている。

(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

労働安全衛生法の衛生委員会及び衛生管理者（保健管理センター所長を慣例で相談）を置く必要がある。

事故発生等の報告・通報の手順マニュアルを作成する必要がある。

防火管理については、なお一層現実に対応できる体制及び訓練等を実施し、安全・安心な教育研究環境の確立に努める。

11-3 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

(1) 事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

本学の広報活動は全体には法人総務課が所掌しているが、教育研究活動については、大学の図書館事務部と入試広報課が所掌している。具体的には以下のとおりである。

本学の教育研究活動の成果は、昭和 31(1956)年 3 月研究年報として『家政研究』を創刊し、3 号まで刊行したが、諸種の事情で中断。昭和 39(1964)年に 4 号が刊行され『東京家政学院大学紀要』とリニューアルし、以後毎年刊行されている。1 号～42 号までは国立情報学研究所に論文の公表を許諾した教員の論文を送っており、43 号以降は本学のホームページで公表している。

本学の広報は法人総務課で発行する『学院だより』と『学報』がある。『学院だより』は年 3 回発行され、学生の保護者にも郵送している。『学報』は各大学の会議状況、人事、行事等の動向を主として学院全体が共有するため発行している。

入試広報課では、本学の目的、学部学科構成、カリキュラム等を説明した『大学案内』を発行し、指定校にした全国の高等学校 2,000 校に郵送しているほか、資料請求のあった人には郵送また、来学者や入試説明会における相談者には渡している。

高等学校等から要請があれば「出まえ授業」を行い、進路相談に応じている。

地域住民に本学教員の研究成果を公開する目的で、表 11-3-1 のような公開講座を開講している。

本学のホームページにおいて本学の情報を詳しく提供している。

表 11-3-1

平成 18(2006)年春季公開講座
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講座「少子・高齢社会の福祉を考える」 ・地域講座「グループ発想法で参加するまちづくり」 ・文化講座「古文書入門」 ・健康講座「食を通じた親子のコミュニケーション」
平成 18(2006)年秋・冬季公開講座
<ul style="list-style-type: none"> ・アウトドア講座「アウトドアのステップ・ジャンプ」 ・生き方の講座「女性の生き方考える」 ・文化講座「古典講読－僧侶の恋歌－」 ・ゴルフ講座「スコア・アップのために」 ・パソコン講座「パソコンで絵を描こう」 ・服飾講座「素材加工と小物制作」

(2) 11-3 の自己評価

教育研究成果を紀要にまとめ、ホームページで学内外に公表している。また紙ベースの『大学案内』も年々工夫を凝らし、本学の特色が受験生にわかりやすい内容となってきた。

(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後の大学はより産学官の連携を深めていくことは当然と考える。そのことから、情報の共有化や、地域社会の情報の開示は不可欠と考える。そのため、常に時代のニーズにあった方法を模索していく。

本学では、教員の教育研究業績のデータベースを作成し、それらをホームページで公開できるよう努める。また組織的取り組みを推進する。

[基準 11 の自己評価]

組織倫理について、必要な関連規則等も整備され、適切に運営されている。

学内外の危機管理体制も整備されているが、女子大学であることを考えるともう一段の工夫が必要である。今後施設設備も含め検討していく。

大学の教育研究成果を学内外に公表する体制も充実してきているが、更に組織的な取り組みが必要である。

[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]

大学が最高学府として社会的機関の一員としての役割を果たすため、さまざまな危機に対応していかななくてはならない。

その時代時代の変化にあったニーズに対応するため、諸規則の内容も常に現状に合うよう更新している。しかし、全教職員がそれらを熟知しているものでもないので、あらゆる機会をとおし、必要な倫理意識と危機管理に対する意識と向上を図っていく。

広報活動についても本学の社会的責務を果たすべく、誇大広告や誤った広報をしないよう、それらをチェックする体制を構築する。

